

平成18年第3回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月12日（火）	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○町政に対する一般質問	8
2番 関 口 雅 敬 君	8
14番 渡 辺 強 君	17
8番 大 澤 タキ江 君	25
3番 村 田 正 弘 君	35
7番 新 井 利 朗 君	42
9番 梅 村 務 君	48
4番 大 島 瑠美子 君	59
○町長提出議案の報告及び一括上程	62
○議案第44号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第44号 長瀬町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○発言の取り消し	64
○議案第45号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第45号 長瀬町老人医療費の支給に関する条例を廃止する条例	
○議案第46号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第46号 長瀬町支援費支給条例を廃止する条例	
○議案第47号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第47号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第48号の説明、質疑、討論、採決	69
・議案第48号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
○議案第49号～議案第52号の説明	72
・議案第49号 平成17年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第50号 平成17年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第51号 平成17年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	

・議案第５２号 平成１７年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○会議時間の延長	７６
○延会について	８１
○次会日程の報告	８１
○延 会	８１



９月１３日（水）

○開 議	８５
○議案等の説明のため出席した者の紹介	８５
○議事日程の報告	８５
○議案第４９号～議案第５２号の説明	８５
・議案第４９号 平成１７年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第５０号 平成１７年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第５１号 平成１７年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第５２号 平成１７年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第５３号の説明、質疑、討論、採決	１２８
・議案第５３号 平成１８年度長瀬町一般会計補正予算（第２号）	
○議案第５４号の説明、質疑、討論、採決	１３７
・議案第５４号 平成１８年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	
○議案第５５号の説明、質疑、討論、採決	１３９
・議案第５５号 平成１８年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第１号）	
○議案第５６号の説明、質疑、討論、採決	１４０
・議案第５６号 平成１８年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第１号）	
○議案第５７号の説明、質疑、討論、採決	１４２
・議案第５７号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について	
○議案第５８号の説明、採決	１４３
・議案第５８号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○議案第５９号の説明、採決	１４４
・議案第５９号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○請願第１号の上程、説明、質疑、討論、採決	１４５
・請願第１号 上限金利を引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を 守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取 締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正に関する 請願	
○各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	１４６

○日程の追加	1 4 6
○発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
・発議案第 3 号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書	
○日程の追加	1 4 8
○発議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
・発議案第 4 号 道路財源の確保に関する意見書	
○会議時間の延長	1 4 9
○閉会について	1 5 0
○町長あいさつ	1 5 0
○閉 会	1 5 0

平成18年第3回長瀬町議会定例会 第2日

平成18年9月13日（水曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第49号～議案第52号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第53号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第54号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第55号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第56号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第57号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第58号の説明、採決

1、議案第59号の説明、採決

1、請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会について

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（13名）

2番	関	口	雅	敬	君	3番	村	田	正	弘	君
4番	大	島	瑠	美	子	君	5番	齊	藤	實	君
6番	野	原	武	夫	君	7番	新	井	利	朗	君
8番	大	澤	夕	キ	江	君	9番	梅	村	務	君
10番	西	山	津	智	男	君	11番	野	口	清	君
12番	岩	田	義	和	君	13番	染	野	光	谷	君
14番	渡	辺		強	君						

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	村	田	六	郎	君
参事兼 総務課長	新	井	敏	彦	君	参事兼 町民課長	近	藤	博	美	君
参事兼 建設課長	平		健	司	君	企画財政 健康福祉 課長	齊	藤	敏	行	君
税務課長	中	川		昇	君	産業課長	浅	見	初	子	君
観光課長	大	澤	彰	一	君		若	林		実	君
収入役職 務代理者 出納室長	染	野	真	弘	君	教育次長	大	澤	珠	子	君
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君						

事務局職員出席者

事務局長	南	昭	書記	石	川	正	木
------	---	---	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（西山津智男君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きまして、ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（西山津智男君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（西山津智男君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第49号～議案第52号の説明

○議長（西山津智男君） 日程第1、議案第49号 平成17年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第50号 平成17年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第51号 平成17年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第52号 平成17年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

前日に引き続き、各課長より歳入歳出決算内容の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） おはようございます。それでは、町民課の関係につきまして行政報告書に基づきご説明申し上げます。

まず、総務部門の関係でございますが、行政報告書の22ページをお開きください。22ページの下の方ですけれども、15の交通災害共済事業の推進でございますが、交通事故により災害を受けた方に埼玉県交通災害共済組合を通じまして見舞金を給付いたしました。

次に、隣の23ページの一番上、16、戸籍住民事業でございますが、(1)の戸籍関係では、戸籍の一部

につき電算による個人事項証明等の発行を行っております。平成17年度末現在本籍数は4,093件、本籍人口1万502人でございました。また、戸籍の全部事項及び個人事項証明等の発行件数は3,059件でございました。

次に、(2)の住民基本台帳関係でございますが、平成17年度末の人口は8,519人、世帯数は2,814世帯で、それぞれ昨年度と比べ25人の減、世帯では25世帯の増となりました。

次に、24ページをごらんください。(3)の外国人登録の関係でございますけれども、平成17年度末の人口につきましては38人、世帯数は24世帯でございました。

次に、(4)の印鑑登録の関係では、印鑑登録申請件数は287件ございました。

次に、民生部門の関係についてご説明いたします。ちょっとページが飛びますが、33ページをお開きください。中段の5の各種医療費・年金等支給事業の(1)の重度心身障害者医療費支給事業でございますが、受給者数179人、支給件数は3,799件となりました。(2)の老人医療費支給事業における医療費の受給者数は65人、支給件数は718件でした。

次に、34ページの(4)、乳幼児医療費支給事業でございますが、受給者数は467人、支給総件数は6,567件でございました。(5)のひとり親家庭等医療費支給事業につきましては、受給者数が151人、支給件数は821件でございました。次に、(6)のホームヘルプ利用者負担軽減措置事業ですが、国の特別対策の一環といたしまして、介護保険制度施行の際、施行前1年間にホームヘルプサービスの実績がある低所得の高齢者等につきましては、利用者負担の軽減、1割の40%ないし70%の助成を行うものでございますが、2人の方に対しまして支給いたしました。次に、(7)の介護サービス利用者自己負担補助事業でございますが、低所得の高齢者等が居宅サービスを利用した際の自己負担額の一部を助成するものですが、10人の方に対しまして助成をいたしました。

次に、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。飛びますが、67ページをごらんください。平成17年度国民健康保険特別会計決算状況が載っておりますが、国民健康保険特別会計の歳入決算額は9億4,645万円で、歳出決算額は8億7,822万8,000円となりました。昨年度と比べまして、歳入では12.6%の増額、歳出は7.3%の増額となっております。

歳入の主なものは、国保税の2億3,169万9,000円、国庫支出金の2億9,449万2,000円、療養給付費交付金の1億9,328万8,000円、繰入金の1億2,061万5,000円などでございます。

次に、歳出の主なものでございますが、保険給付費の6億2,546万2,000円、老人保健拠出金の1億4,495万3,000円、介護給付費納付金の5,827万7,000円などでございます。老人保健拠出金につきましては、減少の傾向にありますが、介護給付費納付金につきましては、介護給付費の増額等に伴いまして増加の傾向にあります。

次に、4の保険税収入状況でございますが、一般と退職分を合わせた医療分の現年課税分の収納率は95.4%、介護分の現年課税分の収納率は93.4%で、いずれも平成16年度と比べまして向上しております。滞納繰り越し分につきましても平成16年度と比較し収納率は向上しており、全体で80.7%と2.4%上昇しております。

次に、69ページをごらんください。69ページの6の医療費の状況をごらんいただきたいと思います。一般と退職被保険者とを合わせた被保険者数の年間平均につきましては3,717人で、1人当たり費用額は19万6,647円、平成16年度と比較いたしまして4万7,000円余り減少しております。

次に、7、被保険者の異動状況でございますが、平成17年度末では1,779世帯で、前年度と比較し36世

帯増加し、国保への加入率は63.2%となっております。平成16年度は62.5%でございました。被保険者数は3,690人とほぼ横ばいで推移しております。

次に、9の保健事業でございますが、特定年齢検診費の助成及び健康に対する意識の高揚のため、パンフレットの配布、がん検診や成人病予防補助事業等を実施いたしまして、疾病の早期発見、早期治療に努めました。

次に、70ページをごらんください。70ページの健（検）診事業のがん検診でございますけれども、一番上です。延べ774人の方に受診していただきました。また、成人病予防事業では101人、平成16年度は81人でございました。受診者に対し202万円を補助いたしました。

次に、10の退職者医療制度でございますが、会社等に勤められ、退職された方を対象とする医療保険制度でございますが、被保険者数は790人で、昨年度と比べまして108人の増加となっております。

続きまして、老人保健特別会計についてご説明いたします。71ページをごらんください。老人保健は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定程度の障害の状態にある方に対しまして医療費の給付を行い、健康の保持と適切な医療の確保を図るものでございます。平成14年10月から健康保険等の一部を改正する法律によりまして、対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことから、被保険者数は1,235人となりまして、平成16年度末が1,284人でございましたが、49人ほど減少いたしました。しかし、医療諸費につきましては7億6,897万6,000円となりまして、1,790万4,000円の増額となりました。

次の72ページをごらんください。表がありますが、3の老人保健特別会計の決算状況でございますが、歳入決算額は7億7,878万5,000円、歳出決算額は7億7,196万9,000円で、いずれも昨年度と比べ増加しております。

歳入の主なものは、支払基金交付金と国庫支出金で、全体の84.9%を占めています。また、歳出では医療諸費が全体の99.6%となっております。

4の老人医療費の状況でございますが、受給者数1,235人で、1人当たり費用額は67万5,534円となり、平成16年度と比べまして3万7,000円程度の伸びとなっております。

続きまして、73ページの介護保険特別会計についてご説明申し上げます。介護保険制度は、要介護状態になり、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練並びに看護等を要する方が、自立した日常生活を営むことができるよう給付を行うことを目的に創設された制度でございます。施行後6年余り経過し、制度の定着とともに、介護サービスの利用が拡大し、介護給付は著しい伸びを示しております。65歳以上の第1号被保険者の方は2,149人で、前年度と比べまして70人増、総人口の25.1%を占めております。また、第1号被保険者のいる世帯は、前年度末と比較いたしまして43世帯増の1,482世帯で、総世帯数の52.6%を占めております。

次に、74ページをごらんください。歳入決算額でございますが、4億7,808万3,000円、歳出決算額は4億4,629万3,000円で、3,179万円の黒字となっております。歳出の主なものは保険給付費で、対前年度比で21.4%、7,579万2,000円の増、4億3,047万9,000円となりまして、歳出に占める割合は96.4%となりました。そのため、法定負担分でもあります歳入の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金並びに繰入金も同様に高い伸びとなっております。

次に、4の介護保険料賦課徴収状況の（2）の収納状況でございますが、全体の現年課税分の収納率は99.4%と平成16年度に比べまして0.2ポイント落ち込んでおります。

次に、75ページをごらんください。5の保険給付費支出状況でございますが、1件当たりの居宅介護の

支給額は4万6,000円、施設介護は27万円となり、昨年度と比べ居宅介護では3,000円の増、施設介護では1万9,000円の減となりました。

次に、77ページをごらんください。一番上ですけれども、6、要介護（要支援）認定状況でございますが、前年度と比較いたしまして40人増の341人、総人口の4％を占めております。

7、各種減額・免除認定でございますが、各種利用料の減免等を行ったものでございます。（1）の標準負担額ですが、標準負担額の減額の申請が50件ありまして、50件を認定いたしました。（2）の特定標準負担額については10件、（3）の負担限度額については62件、（4）の特定負担限度額は10件、（5）の利用者負担額につきましては7件をそれぞれ認定いたしました。

次に、78ページ、一番最後のページでございますが、そちらをごらんください。一番上の8、趣旨普及事業でございますが、介護保険制度について周知等を図るため、パンフレットを購入し、配布いたしましたものでございます。

次に、9の基金運用状況でございますが、介護保険事業に要する費用の不足額に充てるためのものですが、平成17年度末現在高では591万7,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 続きまして、健康福祉課関係について行政報告書に基づきご説明申し上げます。

行政報告書の26ページから33ページの中ほどまでが福祉関係でございます。

初めに、26ページをごらんいただきたいと存じます。第5、民生部門における主要施策、1の社会福祉総務事業でございますが、まず（1）の更生保護事業は、青少年の非行や犯罪の防止、犯罪者の更生について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」期間中に町内巡回、啓発、また紅葉のライトアップ期間中に街頭パトロール等を実施いたしました。

次に、（2）の紙おむつ排出用ごみ袋支給事業でございますが、新規事業といたしまして、紙おむつ排出用のごみ袋の支給を行いました。これは秩父広域市町村圏組合から少子高齢化対策といたしまして、乳幼児と寝たきり老人や身体障害者で紙おむつを使用している家庭の経済的負担の軽減を図るため、支給を行ったものでございます。

次に、（4）、社会福祉協議会助成事業でございますが、社会福祉事業の円滑な運営を図るため、1,500万円の補助金を交付し、日常生活用具貸与事業以下、掲げられておりますような各種事業を実施いたしました。

次に、27ページの（5）のシルバー人材センター助成事業でございますが、高齢者の生きがい、健康、社会参加を目標に活動しておりますシルバー人材センターの運営費として850万円の助成を行ったものでございます。会員数161人、受託延べ件数784件、契約総額7,979万円の実績を上げております。また、ボランティア活動や福祉事業への協力も行っております。

次に、（6）、第3期長瀬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務でございますが、平成14年度に策定いたしました第2期計画の見直しを行い、介護保険制度の改正に沿った計画の策定を行いました。

次に、（7）、特別弔慰金の支給受付でございますが、戦後60年の節目に当たり、戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく支給業務を行いました。昨年度の申請件数126件で、3月末までに国債交付いたしましたのは46件でございました。

次に、2の障害者の福祉でございますが、(1)の在宅重度心身障害者手当支給事業から30ページの中ほどの(17)の精神障害者地域生活援助事業まで、各種事業を例年どおり実施いたしました。この中で28ページ、(4)の身体障害者手帳の交付申請に係る診断書料の助成でございますが、手帳の新規申請者の減少により、助成額も減少しております。

また、次に(8)、心身障害者地域デイケア事業でございますが、これは在宅の心身障害者の社会参加を促進するため、通所による自立訓練や授産施設の利用状況でございますが、昨年に比べ2名増の5名が利用いたしました。

次の(9)、生活ホーム事業でございますが、昨年の利用者3名中2名がグループホームに移ったため、大幅な減少となりました。

次に、29ページ、(12)の長瀬町障害児(者)生活サポート事業でございますが、心身障害者の通院や買い物などの外出支援を行うもので、昨年に比べ利用者が3名増加し、17名となり、利用時間、費用ともに増加しております。

次に、(14)の障害者支援費制度事業でございますが、障害者本人が事業者と対等な関係で契約し、サービスを選択、利用するものでございます。居宅生活支援費と施設訓練等支援費に分かれておりまして、居宅生活支援費では、居宅介護、ホームヘルパーの派遣でございます。それから、デイサービス、ショートステイ、地域生活援助、これはグループホームのことでございますが、などがございまして、施設訓練支援費では、身体、知的障害者の施設入所等が主なものでございます。利用料の一部を支援費として支給させていただきました。居宅生活支援費事業の中では、一番下の知的障害者地域生活援助事業が1名増加となりました。また、施設訓練費と支援費では、知的障害者の入所更生施設の利用者が1名増加となり、居宅と施設を合算した支援費全体では5,188万4,650円となり、前年比で470万円の増加となっております。

次に、30ページの中ほど、3、高齢者の福祉でございますが、(1)の在宅支援事業から次の31ページの(8)の老人福祉施設助成事業まで、例年どおり各種事業を実施いたしました。

まず、(1)の在宅支援事業でございますが、介護保険で非該当となった方で、日常生活に支障のある高齢者にヘルパー派遣やショートステイ等の生活支援を行うものですが、昨年とほぼ同程度の利用となっております。

次に、(2)、在宅介護支援センター運営事業でございますが、在宅の要援護高齢者等の総合的な相談やサービス提供支援といたしまして、長瀬福祉会に委託して行ったものでございます。

次に、31ページの(5)、老人クラブ助成事業でございますが、老人クラブ連合会と町内の単位老人クラブの活動資金として11団体に補助したものでございます。

次に、(6)、老人保護措置事業でございますが、おおむね65歳以上で、経済的、身体的理由から在宅で生活するのが困難な老人を施設に入所させ、老人福祉の向上を図るものですが、昨年度は入退所がございましたので、事業費は若干減少しております。

次に、4の児童の福祉に関する事業でございますが、(1)の民間保育所に対する各種補助事業から33ページの中ほど(6)の児童虐待防止ネットワーク事業まで各種事業を行いました。

まず、(1)の補助事業でございますが、民間保育所運営費補助金につきましては、町内の保育園に運営費の補助として町単独で定員1名当たり8,000円を補助しているものでございます。次の次世代育成支援対策延長保育促進事業補助金でございますが、前は特別保育事業の中の延長保育事業でございましたが、名称変更となったものでございます。次のページのわがまち子育て総合支援事業費補助金につきましては、

昨年と同じ補助内容でございます。

次に、(2)、入所児童委託事業でございますが、保育所入所児童数は全体で延べ人数1,833人、昨年に比べ91人の減少となり、委託料として総額1億2,679万2,200円を支払いました。3歳未満児、4歳以上児が減少しております。

次に、(3)の放課後児童対策事業でございますが、小学校低学年の留守家庭児童の健全育成のため、民営の学童保育所2園に委託を行うとともに、長瀬第一小学校の余裕教室を改修して放課後児童クラブを整備し、10月から公営で開設いたしました。ここで、申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと思います。改修工事に伴う設計委託料を管理業務委託料と訂正をお願いいたします。費用額は93万2,400円でございます。運営状況でございますが、児童数は3月末で21人、開設時間は午後6時30分まで開設しており、現在利用者数も増加しております。

次に、33ページ、(5)、児童手当支給事業でございますが、小学校第3学年修了前の児童を養育する保護者に対し、第1子、第2子月額5,000円、第3子以降月額1万円の児童手当を支給し、生活の安定と児童の健全育成の向上を図るものでございますが、延べ支給人員6,934人、総額で3,878万5,000円を支給いたしました。

次に、40ページをごらんいただきたいと思います。40ページの中ほどから43ページまでが健康福祉課健康担当関係でございまして、8の保健事業の(1)の母子保健事業でございますが、①の乳幼児並びに②の妊婦に対する健康診査と③の相談指導事業は、すすすく相談から、これは育児相談ですけれども、わにっこランドの歯科相談まで各種相談を実施いたしました。

次に、(3)の地域組織活動でございますが、例年どおり母子愛育会、食生活改善推進員協議会で、ごらんのような地域活動を実施いたしました。主なものといたしましては、母子愛育会では、子育て支援事業といたしまして、ブドウ狩りやうどんづくりを、食生活改善推進員協議会では、ひとり暮らし老人給食サービスの調理や配食、夏休みの親子料理教室などを実施いたしました。

次に、(4)の老人保健法に伴う保健事業として、①の健康手帳の交付から次の42ページの⑥の訪問指導まで例年どおり実施いたしました。②の健康教育では、集団健康教育の中で平成17年度から運動と栄養や筋力トレーニング、手芸などを取り入れた元気モリモリ教室を開催しました。そのため、参加者数は延べで500人の増加となりました。⑥の訪問指導事業では、特に閉じこもり予防や介護家族者、寝たきり者に対する保健師の訪問活動に重点を置き、在宅者の相談、援助を行いました。

次に、9の予防衛生事業でございますが、(1)の結核予防事業に係る①のレントゲン撮影でございますが、結核の早期発見、早期治療のため、レントゲン検診を実施しましたが、対象者が65歳以上となったため、受診者数が半減しております。また、②の予防接種につきましては、幼児を対象にBCGの予防接種を実施しましたが、これも対象年齢が、今までは3カ月から7歳半まででツ反ありでしたが、生後直後から6カ月まででツ反なしと大幅に変更になりましたので、実施人員も減少しております。

また、次の43ページ、(2)の伝染病予防事業に係る予防接種につきましては、ポリオからインフルエンザまでの各種予防接種を実施したものでございます。このうち麻疹と風疹、日本脳炎、高齢者のインフルエンザ予防接種につきましては、郡内の指定医療機関で体調のよいときに実施できるよう個別接種となっております。

次に、10の精神保健事業でございますが、精神障害者の社会復帰訓練の場として、毎月2回ひまわりクラブを、またその家族を対象に家族会を開催し、精神障害者を抱える家族の情報交換の場を提供いたしま

した。また、精神障害者の正しい理解と各事業への協力者養成のため、ボランティア講座も開催いたしました。

以上で健康福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） 続きまして、観光課関係の主要施策についてご説明いたします。

最初に、衛生部門における主要施策についてご説明いたします。行政報告書の36ページをごらんください。1の上水道の整備でございますが、皆野・長瀬水道企業団の財政基盤の安定を図るため、補助金を支出しました。また、樋口簡易水道の統合に伴う施設整備のための経費及び簡易水道建設改良に係ります企業債元利償還金並びに宮沢簡易水道の統合に伴います変更認可申請業務委託金分を支出しました。

2の下水道の整備でございますが、秩北衛生下水道組合で実施しております下水道事業及びし尿処理事業に対しまして負担金の支出を行いました。

次に、37ページをごらんください。（3）の合併処理浄化槽設置整備補助事業でございますが、公共下水道認可区域外の区域に合併処理浄化槽を設置される方に対しまして補助金を交付いたしました。平成17年度は20基の設置申し込みをいただいております。

次に、（4）の生活排水対策事業でございますが、水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定を受けたことによります長瀬町生活排水対策推進計画の策定を行いました。本計画に基づきまして、河川の水質検査を実施しました。

次に、3の廃棄物処理でございますが、（1）、有価物回収事業といたしまして、リサイクルの促進及びごみ減量化のため、有価物の回収を実施していただきました7団体に対しまして報償金を交付いたしました。

（2）の環境衛生施設設置事業でございますが、環境衛生の向上及びごみ減量化のため、生ごみ処理機の設置を希望される方に対しまして補助金を交付いたしました。

次に、38ページをお開きください。（3）の散乱ごみ・不法投棄対策といたしまして、不法投棄されるごみの撤去作業を行うとともにパトロールを実施いたしました。また、各行政区の皆様は春と秋に散乱ごみの一斉清掃を行っていただきました。

（4）のデポジット事業でございますが、空き缶回収機による空き缶回収を長瀬町環境美化推進協議会で実施していただきました。

（5）のダイオキシン対策でございますが、原則として、ごみの自家焼却処理が禁止されたことに伴い、不用となりました焼却炉の撤去希望者に対しまして焼却炉の無料撤去を行いました。平成17年度は10基を回収しております。

次に、39ページをごらんください。（6）のさいたま環境整備事業推進積立金でございますが、不法投棄緊急対策として、不法投棄された場所の原状回復等のため、通称けやき基金への支払いを行いました。

次に、4の生活環境の美化といたしまして、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施しております。また、デポジット事業の運営費といたしまして、補助金を長瀬町環境美化推進協議会に支出しました。

5の広域行政の推進といたしまして、ごみの収集運搬を行っております秩父広域市町村圏組合に負担金を支出しました。また、ごみの減量化を図るため、商工会主催による生ごみ処理機講習会開催に協力しております。次に、40ページに移りますが、家庭から出される粗大ごみの回収を3回実施いたしました。

6の首都圏自然歩道維持管理事業でございますが、埼玉県より管理委託されております首都圏歩道の維

持管理を実施し、ハイキング客等が安心して利用できるよう努めました。

7の自然公園維持管理事業でございますが、埼玉県からの委託によりまして、許可申請進達事務等の自然公園保護管理事務を行いました。

次に、48ページ、第9、商工部門における主要施策をお開きいただきたいと思います。2の観光の振興、(1)、花いっぱい推進事業でございますが、花の植栽事業として公共施設への花の植栽を行うとともに、花の応援事業として運動協力団体等に対しまして苗木や資材等の提供を行い、花いっぱいの推進に努めました。

次に、(2)のインフォメーション事業でございますが、観光協会とともにテレビやラジオ等の取材に対し協力をいたしております。

49ページをごらんください。観光パンフレット等の増刷を行うとともに、彩の国秩父観光協議会と協力して各種観光キャンペーンを実施いたしました。さらに、迎客対策といたしましては、観光案内所の運営や観光情報提供事業といたしまして、秩父リゾート情報番組での放映を行っております。

(3)、魅力ある観光地づくり推進事業でございますが、観光客が安心して観光を楽しめるよう野上駅前観光案内板塗りかえ工事を行うとともに、長瀬駅周辺の道標案内板を整備いたしております。また、みんなに親しまれる駅づくりといたしまして、樋口駅、上長瀬駅のトイレ改修を行う秩父鉄道に対しまして助成を行っております。

(4)の花木の維持管理でございますが、南北桜通りや通り抜けの桜、野土山等の桜の維持管理を行っております。また、権田山の桜の里づくり事業活動に対しまして助成を行っております。

(5)の観光施設管理事業でございますが、主にトイレの維持管理を実施いたしました。また、清掃作業の一部を観光協会の方々のボランティアによりまして実施していただいております。

(6)の長瀬八景管理事業でございますが、岩畳周辺のトイレ不足を補うため、仮設トイレの設置を行いました。

次に、50ページをごらんください。(7)の観光団体等の育成、観光イベントへの助成でございますが、観光協会及び船玉まつり実行委員会に対しまして補助金を交付しております。

(8)の観光団体等事業への参加でございますが、観光関係各種団体等が実施します事業に参加しまして観光振興に努めております。

以上で観光課関係の主要事業の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） 続きまして、産業課関係の主要施策につきまして、行政報告書によりご説明申し上げます。

行政報告書の44ページをお開きいただきたいと思います。第7、労働部門における主要施策でございますが、地域の特性や民間活力を生かした地域開発を図り、雇用の拡大と安定を確保するため、秩父地域雇用対策協議会や埼玉県雇用開発協会等に対しまして助成を行いました。また、労働災害の防止や労働者の健康保持等を図るため、秩父地区労働基準協会長瀬支部に対して助成を行ったほか、労働者の生活の向上等のため、長瀬町勤労者親睦会等に助成を行いました。

次に、45ページをごらんいただきたいと思います。第8、農林水産部門における主要施策でございます。1の農業委員会事業の(1)の農地の移動状況でございますが、農地法第3条の規定に基づく権利の移動が1件、7,625.73平方メートルございました。農地法第4条及び第5条の規定に基づく農地以外への転用

は27件、1万5,414平方メートルでございます。

次に、2の農業振興事業、(1)の数量調整円滑化推進事業でございますが、作付面積は4ヘクタールで、生産確定数量は16トンとなっております。

(2)の農業振興地域整備計画の変更状況でございますが、農振農用地から除外したものが13件、5,307平方メートル、編入したものが1件、1,903平方メートルでございます。

(3)の農業振興事業の実施状況でございますが、農業生産の確保と特産物の振興を図るため、ごらんのような補助金を交付いたしました。

次に、46ページをお開きいただきたいと存じます。(4)の農業経営改善事業の実施状況でございますが、優れた農業経営体支援対策事業、山村都市交流事業をごらんのように実施いたしました。

(5)の中山間地域等直接支払事業でございますが、小坂集落における農業振興と環境保全及び景観形成の維持のための地域活動に対しまして交付金を交付いたしました。

(6)の農業農村整備事業でございますが、排水路整備工事を1カ所、水辺公園整備工事を3カ所実施しております。

次に、3の緑の村管理事業でございますが、お祭り広場や花の広場の管理を行うとともに、花の里づくり実行委員会を組織してハナビシソウとアジサイの植栽や多目的広場の整備をボランティア活動により行いました。

4の畜産振興事業でございますが、家畜保健衛生所が行いますBSE関連対策事業、高病原性鳥インフルエンザ対策事業等に協力いたしました。

5の林業振興事業、(1)の松くい虫対策でございますが、松くい虫から松を守るため、予防薬剤の樹幹注入事業等を実施いたしました。

(2)の森林整備でございますが、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林整備のための地域活動に対し交付金を交付いたしました。

(3)の林道につきましては、榎峠線の土砂片づけや交通標識等の設置を行いました。

次に、48ページをごらんいただきたいと存じます。第9、商工部門における主要施策でございます。1の商工業の振興でございますが、商工業者の指導、育成を行う商工会に対し助成を行うとともに、町内の中小企業の経営安定を図るため、中小企業経営対策資金借入者に対し利子補給を行いました。

以上で産業課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 続きまして、土木部門における主要施策につきまして、行政報告書に基づいて順次ご説明をさせていただきます。

行政報告書の51ページをお開きいただきたいと存じます。1の道路橋梁総務事業でございますが、交通安全上設置しております道路照明灯の設置及び維持管理を行うほか、町道、認定外道路及び水路に一定の工作物、物件等を設け、継続して使用する道路占用許可事務及び公共物使用許可事務を行いました。

道路台帳作成事業につきましては、道路改良工事等により道路の状況（形態）が変わった路線につきまして、既成の図面、調書等の補正業務を行いました。また、境界確認業務といたしまして、申請に基づき町道、水路等と民地の境界の確認作業を42件実施し、証明書を発行いたしました。また、道路管理者以外の者が工事を行う道路工事施工承認事務を6件行いました。

次に、2の道路維持事業は、道路修繕を初め道路清掃、除雪等を行うほか、地域住民の方々が自発的に

町道を整備していただく際必要とする敷き砂利、生コンクリート等の原材料を必要な行政区に支給いたしました。また、用地買収等を行い、未登記のまま町道として使用している土地について、町道未登記処理といたしまして2件、3筆の所有権移転の登記を行いました。

52ページをごらんいただきたいと存じます。交通安全施設整備といたしまして、道路の交差点、見通しの悪いカーブ、通行に危険な箇所等に道路反射鏡、横断防護さく、道路照明灯等の設置を行い、交通安全に努めました。

続きまして、3の道路新設改良事業でございますが、測量設計等の委託業務を初め道路改良工事を行うとともに、これに伴う用地取得、補償を行いました。工事につきましては、道路改良工事4カ所の整備をいたしました。個々の内容につきましては、各欄の表のとおりでございます。

4の河川総務事業といたしましては、水路に堆積した土砂の処理1カ所と倒木の撤去1カ所を実施いたしました。

53ページをごらんいただきたいと存じます。5の道路後退部分整備事業につきましては、接道規定に基づきまして、道路後退部分を町の道路敷地として適用させるため、後退用地として13件の購入を行いました。道路後退部分に関連するものとして用地測量を7件行いました。

6の建築確認申請等進達事務でございますが、34件受け付け事務を行いました。

7の住宅管理事業でございますが、住宅に困っている低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的で建設いたしました町営住宅4団地、106戸の修繕等による維持管理を行いました。また、住宅の滞納につきましては、昨年を引き続きありませんでしたので、ご報告をさせていただきます。

以上で建設課関係につきまして説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 教育部門における主要施策について行政報告書によりご説明申し上げます。

行政報告書の56ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、1の教育委員会事業でございますが、毎月行っております教育委員会を12回開催いたしまして、20件の議決、3件の規則改正を行いました。

2の教育委員会事務局事業でございますが、(1)、「ながとろ教育・第26号」の発行から58ページの(14)福祉、教委、学校等連絡調整会議まで、ごらんのような事業を実施いたしました。中でも57ページ、(11)の国際理解教育事業につきましては、小中学生に対し外国人青年による語学指導を引き続き行うとともに、町内四つの保育園、幼稚園に対しまして、国際理解教育補助事業ということで、外国人による独自の授業を実施していただき、その授業に対して一律で23万円の補助金を交付いたしました。

(12)、学校教育指導員設置事業、(13)、学級改善事業につきましては、平成17年度単年度のみの事業でございます。具体的には、学校教育指導員につきましては、秩父郡市で共同設置しておりました指導主事が、合併等により廃止になったため、独自の設置を余儀なくされたわけでございますが、長瀬町では退職教職員を学校教育指導員ということで、非常勤で設置したものでございます。ご案内のように、平成18年度からは現職の教職員である指導主事を設置していただきました。(13)の学級改善事業は、第二小学校に、その児童につきっきりで指導を要する児童がいることから、担任のほかに非常勤講師を配置し、学級経営において支障のない授業の実現に向けた指導を実施したものでございます。

次の58ページ、(14)の福祉、教委、学校等連絡調整会議では、問題を抱えた子供への適切な対応を行うため、関係機関の担当者により情報の共有を図り、適切な対応が図れるよう取り組んでおり、事例の解

決に向けた会議を年4回開催いたしました。

次に、3の小・中学校管理事業でございますが、(1)の学校経営の充実から59ページの(6)の学校事故防止まで、ごらんいただいておりますような事業を実施いたしました。

59ページ、(6)の学校事故防止では、当町では比較的早期に、いわゆる町民ボランティアによります学校パトロールを実施したことから、現在では54名の方に登録していただいております。自主的に登下校の際のパトロールを実施していただきました。また、全員を一堂に会し、情報交換会も実施いたしました。

次に、(7)の施設整備状況でございますが、小中学校の施設整備につきましては、表で示しました修繕や工事を行いました。

次に、4の社会教育総務事業についてご説明いたします。初めに、(1)の充実した人生を築く生涯学習の推進でございますが、60ページの上段にあります一覧表をごらんください。二つ目の家庭教育学級では、対象を発達段階別に四つに分け、それぞれ乳幼児、就学児、児童期、思春期別に、その保護者を対象に実施したものでございます。表の一番下にあります人権フォーラムにつきましては、本年3月25日に当町岩田区のご出身の絵本作家、飯野和好氏を招いて講演会を実施したものでございます。

次に、(2)の健康増進と生涯スポーツでございますが、いわゆる社会体育事業でございます。これも表でごらんいただいております事業を実施いたしました。また、毎年実施しております長瀬町スポーツ賞の表彰では、部門ごとに功労賞、優秀選手賞の個人、団体、それぞれの表彰を行いました。

①の団体への補助金交付から61ページの⑤の町民プール利用状況まで、それぞれ表にして数字を示しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、61ページ、⑤の町民プールにつきましては、ご案内のように平成17年度から休止といたしました。

次に、(3)、基本的人権の尊重に徹する教育の推進でございますが、同和教育を柱とした人権教育啓発推進事業の実施と青少年の健全育成の推進事業を実施いたしました。

人権教育啓発推進事業につきましては、表にまとめてありますが、夏休みを利用した地区別懇談会を初め、ごらんのような事業を実施いたしました。

続きまして、62ページ、(4)の文化の振興と文化財の保護でございますが、初めに①の文化の振興から④の町史編さん事業まで、ごらんいただいているような事業を実施いたしました。特に②の文化財の保護でございますが、旧新井家住宅管理公開事業におきまして、昨年もご報告申し上げましたが、民間活力によるボランティアで郷土資料館の活性化を図ったことから、例年に比べ入館者、入場料ともにふえたご報告を申し上げましたが、さらにそれを上回りまして、原因はハナビシソウの相乗効果でございまして、一昨年の実績、入館者9,200人、入場料175万円を上回りまして、初めて年間入場者数が1万人を超えまして1万1,288人、入場料も211万3,030円をカウントいたしました。

次に、63ページをごらんください。5の公民館事業でございますが、表でごらんいただいておりますように、利用者交流バスハイクを初め合計で11の教室、講座等を実施いたしまして、延べ総数1,441人の方に参加していただきました。

次に、64ページをごらんください。6の勤労青少年ホーム事業でございますが、これも表でごらんいただいておりますように、初心者陶芸教室を初め合計で五つの教室、単発事業等を実施し、延べ総数で約540人の方に参加していただきました。

(2)の施設の利用状況でございますが、合計で3万383人の方にご利用いただきました。

次に、7の公民館の施設整備事業ですが、雨漏りに悩まされておりました公民館の屋上防水改修工事を

実施いたしました。

以上で公民館、勤労青少年ホームの事業報告を終わります。

次に、8の学校給食管理事業でございますが、(1)の内容及び運営面でございますが、表で示してありますように、小、中3校等合計で810人に対しまして189回、延べで14万8,982食を供給いたしました。

次に、65ページをごらんください。(2)の施設・設備の整備等でございますが、表で示しました修理等を行いました。また、備品購入のところでございますが、アスベスト対策の一環で、ガス回転がま、連続炊飯システムの一部、そして食器食缶洗浄機をリニューアルすることができました。

以上で教育部門における平成17年度主要施策の説明を終わります。

○議長(西山津智男君) 以上で各課長、教育次長の説明は終了いたしました。

ここで、決算審査報告を代表監査委員、中畝攻佳君にお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員(中畝攻佳君) 平成17年度長瀬町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

審査は、去る8月1日から8月30日までの間に、岩田義和監査委員さんと一緒に実施いたしました。その結果は、お手元にお配りいたしてあります審査意見書のとおりでございます。そちらをごらんいただきたいと思います。

1ページをごらんいただきたいと存じます。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して調整されておりますし、決算計数を関係諸帳簿及び証書類と照合いたしました結果、計算上の誤りはありません。予算の執行も良好で適正であると認められました。各会計の歳入歳出決算は、表1、会計別歳入・歳出一覧に掲げてありますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は黒字となっております。

2ページをお開きごらんいただきたいと存じます。一般会計におきましては、表2、決算収支比率等前年度比較に掲げてありますとおり、形式収支、実質収支ともに黒字となっておりますが、単年度収支、それから実質単年度収支につきましては赤字となっております。このように当該年度だけの収支を示す単年度収支が赤字で、実質単年度収支が赤字を示しているということは、正味の収支が赤字という状況でありまして、厳しい財政事情にあることがあらわれております。

次に、予算の執行状況でございますが、歳入につきましては、2ページから3ページにかけて記載してございます。2ページの下段に記載してございますが、歳入決算額は予算額に対しまして102.8%の執行率となっております。町税の収入率は84.2%で、現年課税分の収入率は97.5%であります。滞納繰り越し分の収入率は11.9%と低調となっております。町税における不納欠損額は2,832万4,896円となっております。町税に、主に時効の成立、滞納処分等の停止等により権利、義務が消滅し、徴収が不可能となったものを不納欠損として処分されたものでございます。町税の収入未済額が決算書に記載されておりますように1億2,738万6,634円というふうになっております。町税につきましては、負担の公平性と財源の確保の観点から、未納者に対しましては、法に基づき適時適切な措置を講ずるなど、引き続き収入未済の解消に向けて、より一層の努力をしていただくよう望むものでございます。一般会計の予算の執行状況につきましては、後ろの方の7ページの別表1及び8ページの別表2に掲げてありますとおりでございます。おおむね順調に執行されておりました。

町債につきましては、3ページの中ほどのウ、町債の償還状況のところに記載してございますが、借入

額が償還額を上回った結果、平成17年度末現在額は平成16年度末現在額よりも6,646万8,732円の増加となっております。なお、町債の償還は、計画どおり順調になされておりました。

4ページをお開きいただきたいと存じます。財政の構造につきまして、表4、主要財務指標一覧に掲げてありますとおり、平成17年度における財政力指数は0.477、経常収支比率は93.1%、経常一般財源比率は100.5%、公債費比率は8.0%となっております。これらの指標からかんがみまして、財源に余裕があるとは言えず、財政構造に弾力性があるとは言いがたいものがあります。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。4ページの中ほどから6ページにかけて記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

最初に、国民健康保険特別会計でございますが、収支の状況、予算の執行状況につきましては、4ページの中ほど以下に記載してあるとおりでございます。形式収支、実質収支ともに黒字となっております、単年度収支につきましても4,619万3,963円の黒字となっております。国民健康保険税の収入率でございますが、80.7%となっております。現年課税分は95.3%でございますが、滞納繰り越し分は20.5%と低率となっております。また、国民健康保険税の収入未済額は5,450万951円となっている状況にありますので、収入未済の解消に向けて、より一層の努力をしていただくよう望むものでございます。

5ページに移らせていただきますが、老人保健特別会計及び介護保険特別会計につきましては、それぞれ形式収支、実質収支ともに黒字となっております。単年度収支につきましては、老人保健特別会計では138万2,191円の黒字、介護保険特別会計では2,806万3,416円の黒字となっております。それぞれの予算の執行状況につきましては、記載してあるとおりでございます。

以上をもちまして、決算審査結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 最初に、企画財政課長に質問なのですが、私は長瀬町財政健全化対策委員会に9回出て、その中で、こういう膨大な資料を町の方から、執行部の方から出され、一つは、長瀬町の委託料はどんな状態かということで、この委託料欄を出されまして、膨大な委託料になっています。今委託料の問題は、長瀬町も努力しています。というのは、この間、旧新井家と資料館の整理に行ったときに、ある大工さんがこう言っていました。委託すれば、みんなやってもらえれば金はもらえる。運び賃や何々もらえる。確かに我々はお金はもらえるけれども、自分たちでできることはやりなさいということで、教育委員会関係だったですけれども、結構な人が運ぶのを手伝ったらいいのです。そしたらある大工さんが、個人名は言いませんけれども、要するに100万円ぐらいのお金は浮いたということを言っています、ある大工さんが。それは結局、職員が自分たちでできることはやろうということで、運んだり、整理したり、そういうことで委託料のことで、そういう立場から。あと、矢那瀬を、私国道を通ったら、平課長と大澤

課長が一生懸命草を刈っているのですよね、感激しました。今まで、ああいう姿を見ると、職員が本気で草刈りをしているという、そういうふうに見えたのですよ、私は。どういう立場で、あそこで、矢那瀬の入り口で草を刈っていたか知りません。だから、ああいう姿を示すことが町民を変えるのですよ。自分たちでできることは自分たちでやろうではないかと。

そこで、質問です。この委託料を長瀬町財政健全化対策委員会で、膨大なあれでしたけれども、委託料の大体1年間の、この決算で、どれだけになるのかについて報告できたらしていただきたい。

あと、この中に、長瀬町財政健全化対策委員会で発表になった負担金ですね、負担金もかなりの額があります。この負担金もトータルで1年間に、平成17年度はどれだけ見積もって出したのか。

あと、補助金ですね、補助金は、観光協会補助金を含めていろんな補助金が出ていますけれども、これについての金額を企画財政課では掌握しているのか。

あと、使用料、賃借料、これも報告はされましたけれども、長瀬町財政健全化対策委員会では、大体2時ごろから始まって4時に終わるということでやっていました、9回ね。ですから、使用料のトータルはどうだとか、賃借料はどうだとかということは、聞く時間もないのですよ、はっきり言って。そこまでやっていれば、みんなの意見が聞けませんから。そういう点で委託料、負担金、使用料、そういう金額についての、今できなければ後で報告願いたい。

あと、今長瀬町で不用額というのが、この予算書では8,744万3,255円ということで不用額が出ています。これは使わなかったから喜ばしいのではなくて、単年度予算ですから、使わなかったらいいというのではなくて、これだけの不用額が出るのだったら、予算の立て方がまずいのではないかと私は思うのですよ。予算の立て方がまずいというのは、私が言いたいのは、毎回はっきり言って、教育委員会に言うのは修学旅行の問題で、小学生に1人1,000円、中学生に2,000円というのは、余りにも少ない金額であると。これから教育委員会、それは答弁しなくていいのですけれども、要するに使うべきところに使うことをして不用額ができたのならいいのだけれども、今財政が厳しいから、いろいろ厳しい中に、本当に子育て支援や少子化対策に予算を組まなくてはならないのに、組んでないでなっているわけですよね。だから、その不用額についての見解を企画財政課長はどういうふうに考えているのかについて答弁願いたいと思います。

次に、中畝代表監査委員さんをお願いしたいのですが、この監査報告の中で、収入未済額が前年度に比べて2,665万9,248円と。それで、不納欠損が2,832万4,896円と報告されました。こういう不納欠損額は、やむを得ないと私は思いますけれども、しかし町民は、そういう立場では見ていません。払わないで何年かいれば、5年間いけば時効になるのではないかと、そういうふうにとる町民もいます。ですから、私が言いたいのは、この滞納問題については、やはりもっと町民にわかりやすく情報公開してほしいのです。

そこで、質問です。国保会計も含めて、滞納問題について、何人で、どういう状態なのか。何人がこれだけ滞納して、何人が本当に、まあ事業に失敗してやむを得ないという人もいると思うのですよね、わかりませんけれども。どういう状態なのか、国保会計も含めて報告願いたいと思います。人数については言っていないから、お願いします。

次に、18ページです。「広報ながとろ」のことが出ています。私は、広報というのは本当に大事なので、そこでこのページの中に情報公開・個人情報保護制度ということでなって、21ページに載っていますけれども、町民の中から、要するに出生、死亡の項が、皆野の町民から言われるのですよね、皆野との親戚がいっぱいありますから、この長瀬の結びつきは。なぜ長瀬は、情報公開と個人情報、プライバシーがあっても、やはり皆野はちゃんと死亡だれだれ、何歳、出生、何人、だれだれの子供さんと載るのですけれど

も、この問題は、私は個人情報を守るということも必要なだけけれども、この程度の情報公開はしていいのではないかなと思うのですけれども、新井参事兼総務課長、どういうふうに感じておりますでしょうか。私は、人が死ぬということと人が生まれるということは大きなことで、どういう死に方をするかということとは別で、知らせてもいいのではないかと私は思っているのです。そういう意味で、この問題について、来年度も含めてどう考えているのか、お願いしたいと思います。

次に、19ページをお願いします。これは私毎年質問しているのですけれども、財産管理で庁舎の維持管理費、去年はどうだったのかなということと、ことしはどうなのかということで、答えていただきたいと思います。

次に、税務課の22ページです。平成18年度は航空写真を撮って、固定資産税の評価を図ったということで、私は知らない中で、こんなに税の負担は、人口もふえていない中で、膨大なお金をかけて航空写真を撮るのはどうかなということで、まず賦課の問題で、2番議員さんがいい意見を述べたと思う。要するに税金をかけるには、単なる徴収だけが問題ではなくて、人間関係だということで、やはり税が納められないのはどういう状況なのかということを知ると、いろんな税金の中で引き落としが多いのですよ。たまたま今お金が入らない時代に、納めようとしてもお金が入ってきてから納めようとして、何日かおくれたら、徴収のあれが来たって、さっきも2番議員が一般質問でやりましたように、この問題で対策として、長瀬町は松本町長時代は税收対策本部を設けて、課長以下、町長以下筆頭にやったということが何年かありました。1年間でどういうふうに賦課徴収に当たったのかについて、平成17年度は当たったのかについて報告願いたいと思います。

次に、27ページのシルバー人材センター助成事業ということで、これについてはお年寄りの送迎の問題で、福祉有償制度でシルバー人材センターが、結局介護認定された人とか、登録制度をやっているということで、これからの長瀬町のシルバー人材センターは、多くの人がもっとかかわって仕事をやるようになる必要があると思うのです。この送迎の問題なんていうのは、健康な人が、我々60代、そして70代前半の健康な人が、お年寄りを、障害者も含めて見るということで、そういう立場から、このシルバー人材センターの予算が900万円から平成17年度は50万円下げられているわけで、シルバー人材センターの理事長である町長が、この問題について、今金の取れない時代に年寄りが仕事が欲しい、家でぶらぶらして酒ばかり飲んでいたのでは体に毒だということで、このシルバー人材センターの送迎問題も含めて、今後本気で取り組まなくてはならないと思うのです。それで、高齢化が進んで、今65歳以上が24.何%になっている中で高齢世帯もふえていますし、この問題についての、シルバー人材センターへの助成の問題についてどのような取り組みを。それで、登録しても仕事が回ってこない人もかなりいるのですよ。だから、私も含めて60歳以上になると、何か社会のためになりたいという人がいっぱいいます。だから、そのためには、ぜひこのシルバー人材センターの平成17年度の取り組みと今後のあれについてお願いしたいと思います。

次に、39ページです。広域行政の推進ということで、今広域行政の清掃問題で、ごみ収集の問題で、意外と金額が下がってきているのですよ、昨年度と比べても。平成17年度は7,898万円負担したということで、これは結局ごみの資源化と燃やさないということで、どんな小さな紙でも資源ごみとして出すということで、この中身について、できたら報告願いたいと思います。

次に、42ページの⑥訪問指導ということで、去年は決算を見ますと、被訪問指導実人数が260人だったのが490人、それで被訪問指導延べ人数が351人だったのが661人になったということで、保健師さんは今

相当忙しいのではないかと思います。今どういう人数体制で、保健師さんがもっと必要なのではないかというふうには私は感じるのですけれども、これについて今後どういうふうに決算するのですかということで、質問いたします。

次に、10番の精神保健事業ということで、前も条例のとき言いましたように、今は引きこもりや精神障害の人が、目に見えないけれども、我々も知らないのですけれども、ふえているということは新聞にも報道されています。なぜかという、今若い人も年寄りも複雑な社会で、目まぐるしいコンピューター時代で、1日座ってコンピューターの仕事をやっていると、何でも幻想になったり、精神がうつみたいになったり、労働時間が長くて、精神に異常を来すというような人も出てきているのですよ。そういう立場から、この精神保健事業の、声をかける人をもっとふやして、この問題に取り組んでほしいのですけれども、今現在どういうふうになっているのか。

次に、観光誘致の問題として、これは数字には出ませんが、要するに誘客、長瀬の観光を宣伝し、そしてお客を広げるという問題で、ここにも書いてある、テレビ・ラジオ等の取材協力で38件ということで、はっきり言って、長瀬は本当に朝でも夕方でもテレビに出ます。長瀬の岩畳の辺やロウバイや七草寺とか、いろんなことが出るのですけれども、問題は、誘客するのはいいのですけれども、この問題でハナビシソウも含めてですけれども、やはり人が来てもらうにはごみが問題です。便所の問題、いろいろ金がかかります。だけれども、来た人に幾らかでもお金を落としてもらうことを考えなければ、この厳しい長瀬の財政状況で困るので、何か考えていただきたいのですけれども、この問題について、決算の状況でどういうふうに考えているのかについてお願いしたいと思います。

次に、49ページの観光施設管理事業、公衆トイレ12カ所ということで、維持管理を実施したということで、毎年観光課長には長瀬の公衆トイレの維持管理、どれだけ金がかかるか。それで、今どういう状況なのか。そして、ある町民が言うには、公衆トイレも我々の血税なのだから、来た人にお金を落としてもらうためには有料にすればいいという人もいるのですよ。しかし、私は、それについては、ほかの観光地を見て、どういう状況なのかについて考えないと、一括で有料にするのは問題だと思います。そういう意味では、町としては決算で、この問題についてどういうふうに考えているのかについて。維持管理費の平成17年度のお金の出し方と、あと改善点と、清掃はどういう状態なのかについてお答え願いたいと思います。

次に、50ページの観光団体等の育成、観光イベントへの助成について、これも長瀬町財政健全化対策委員会では、かなりの人が出したのは、観光協会への補助金を216万円から平成17年度は200万円にしたということで、それはいいとしても、観光業者が長瀬の観光をしょって立つ、それには事務の問題やら、いろんな意味では、観光協会はもう少し自分たちで本気になって、先ほど梅村議員が言ったように朝市が昔あったけれども、結局だめになってしまって、そういう問題では、やはり観光協会と商工会が本気になって、その朝市も復活するような気持ちで頑張るようなことをしなくてはならないのではないかと思います。それがいいというわけではないですよ、私は。ただ、問題は、長瀬の観光を発展させるには、みずから長瀬の観光をしょって立つという立場で、真剣にやる必要があるのですね。だから、お土産の開発や駐車場の問題、道路の問題、いろいろ考えてやってほしいのですけれども、これについての、決算についてどういうふうになっているのか、またこれからどうするのかについてお願いします。

次に、先ほど不用額の点で言ったように、57ページ、修学旅行（小・中）補助事業、長瀬の小学生は86人で1,000円の補助を出したと、平成17年度。中学生は103人に2,000円出したと。私は、この金は、毎年言うように不用額が1,302万円も出ているのですよね。組んでもいいのではないかと。それで、昨年度は

2,091万円出ているのですよ、不用額が。今離婚も多いし、若い人たちは金が取れないのですよ。20代や30代の人たちが結婚しても本当に大変ですよ、やっていくには。それから、学童保育所がふえているというのは、働くお母さんが、だんなの給料だけではやっていけないから、今たけのこ学童は五十何人いるのですよね。空き教室の方は二十何人だと言うけれども、今は本当に要望が強いのですよ。それは今だんなの給料だけではやっていけない、若い人たちは。そういう意味では、この補助はもっと出すべきだったのではないかと私は思うわけなので、よろしくお願いします。

次に、64ページ、学校給食管理事業、残念ながら持田さんが亡くなって、私は亡くなる前に給食センターへ何回か行って気づいたのは、持田さんが言うには、私が席を離れれば電話番号もない。そして、給食費の滞納を集めて歩くには、ちょっとなかなかできない。そういう立場で言われて、悩んでいたということも知っています。

それで、質問なのですけれども、私は滞納問題について、今どういう状態なのか。今滞納が幾らなのか。そして、この滞納のやり方についても、前も言ったように学校、教育委員会、PTAと一緒に、この振り込みのやり方を改善しなければ、やはりなかなか滞納は改善されないのではないかと心配もあるのです。ほかの自治体の状況はわかりませんが、この改善についてどうしてほしいか。そして、持田さんの悩み、それは栄養士と2人だけで、栄養士が県の方へ行ったりしていると1人だけになってしまう。いろんな会合があつて行くと、だれもいなくなってしまう。そういう問題についてどういうふうに改善するのか。だれが給食センターの所長をやっている、マニュアルができていれば結構できるのだと言っています。それは持田さんが言っていたことです。私も、ほかの給食センターのことを考えると、意外と人もいるし、マニュアルができています。だれが給食センター所長になっても、案外要綱ができればできるのです。そういう立場で、どういうふうに改善するのか。また、どういう状況なのかについてお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、お答えいたします。

まず、委託料についてでございますが、委託料につきましては、平成17年度の総額で2億3,323万9,791円となっております。これをちょっと三つぐらいの部門というか、そういうふうに分けて考えているのですが、まず一つとして、特殊の技術、設備等、あるいは高度の専門的な知識を必要とする事務事業の調査、研究の委託料というものを一つ考えております。この額の総額が8,818万9,950円でございます。それから、もう一つが、扶助費的な委託料ということで、これは保育所の運営費委託料等や、あるいは老人保護措置委託料も13節の委託料になっておりますので、これらを合わせますと1億3,737万690円でございます。

それから、その他ということで、先ほどの二つ以外のものということで、合計で1,431万2,151円というような状況になっておりまして、この総額の2億3,300万円のうちの扶助費的なものというのが1億3,000万円、ですから半分以上扶助費的な委託料が占めているということになります。それ以外に先ほど申し上げましたように高度な技術だとか設備だとかという、職員でできるとは考えられないようなものが8,800万円程度あるわけでございます。こういう特殊な技術、設備を必要とするもの、または高度な専門的な知識を必要とする事務などがかなりの部分を占めておりますので、なかなか職員で対応できる状況にはありませんので、外部に委託をせざるを得ないということでございますが、これらについても削減でき

るよう見直しをしていかなければならないと考えております。

それから、先ほどのその他というところの部分の中には、職員で対応できる場所もありますし、現にもうやって減少しているところがあります。例えば除草ですとか、あるいは測量委託だとか、中央公民館や郷土資料館の管理業務を一部職員が行うなどによって削減をしているところでございます。

次に、負担金についてでございますが、負担金につきましては、19節負担金補助及び交付金の中から負担金というような種類のものを拾ってまいりますと、総額で7億5,204万5,950円というような状況になっております。

それから、補助金につきましては、これも19節負担金補助及び交付金の中の補助金というようなものを集計してまいりますと、平成17年度につきましては総額で1億3,101万8,939円でございます。

それから、使用料及び賃借料についてでございますが、申しわけありませんが、これにつきましては資料をつくってございませんので、今どのくらいの総額があるかというのは申し上げられません。済みません。

それから、不用額につきましては、執行残によるものということだと思います。予定していた事業の中の利用者が少なかったりだとか、支出する原因が発生しなかったということによって、そういうものを積み上げたものだと思っております。

それから、庁舎の維持管理につきましてはでございますが、庁舎の消耗品だとか光熱水費、修繕費や電話などの通信運搬費、それから庁舎の関係の火災保険料だとか、維持管理していく上の手数料だとか委託料、それから工事だとか備品だとかという庁舎関係のものを集計していきますと、平成17年度については2,086万275円ということでございます。平成16年度は、これらが1,862万886円ということで、223万9,389円ほどふえているところでございますが、委託料等についていろいろ値引きの交渉をしたりして減額している部分もあるのですけれども、平成17年度につきましては、下水道の接続工事を334万9,500円実施した関係もありまして、そのようにふえている状況でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 渡辺議員の「広報ながとろ」への出生、死亡等の掲載の関係でございますが、この関係につきましては、現在町では、出生、死亡につきましては掲載しておりませんが、これにつきましては個人情報保護の関係もございますが、死亡等につきましては、家族から掲載しないでほしいというような申し入れが何件かありましたので、現在は掲載はしておりませんが、皆野町の場合には、本人から承諾を得た方のみ掲載しているようでございます。いずれにいたしましても、この関係につきましては、他市町村の状況等をよく調べさせていただきまして、また再度検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） ただいま参事兼総務課長の方からご説明したとおりでございますけれども、死亡の原因でありますとか、出生の状況等によっては、やはりその関係する家族の方等から拒否されるというふうなこともあるようでございますが、それによって死亡された方との交流のあった方等の訃報等早く情報として取得して、そうした方への弔意をあらわしたいという方もいらっしゃるということを昨日ある議員さんの方からちょうだいいたしました。その件につきましては、担当職員の方に皆野町の状況等をよく調べていただいて、長瀬町でも対応できることであれば対応する方向で考えようということで、

現在調査しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 町税等の滞納者数等の状況につきまして、代表監査委員さんへのご質問があったわけですが、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

町税の滞納状況でございますが、平成16年度以前の滞納で平成17年度に繰り越された、それが平成18年度へ繰り越された金額が1億710万9,000円、これの人数が305人でございます。それで、現年分、平成17年度分を合わせました1億2,738万7,000円が現在滞納となっておりますわけですが、この実人数が344名でございます。収入未済額の処分状況でございますが、これは滞納繰り越し分についての件数でございますが、財産の差し押さえを行っておるものが18件、人といいますか、18人、それから滞納処分の停止を行っておりますのが22件、交付要求を行っておりますのが5件、納税誓約書の提出をいただいておりますものが135件、その他が125件となっております。

それから、国保の方の状況でございますが、平成16年度以前からの滞納で平成17年度に繰り越され、それが今回また繰り越されたものでございますが、4,353万9,000円、人数で154人でございます。平成17年度分を合わせまして5,450万1,000円が現在の滞納となっておりますが、この人数は204名でございます。先ほどと同様に滞納分の処分状況でございますが、財産の差し押さえが13件、処分停止が13件、交付要求が4件、納税誓約書が68件、その他が56件となっております。

それから、滞納整理についての平成17年度の取り組みとのご質問でございますが、平成17年度におきましては、徴収事務に係る県の支援事業によります県市町村職員相互派遣を平成16年度に引き続いて行いまして、県職員による滞納整理の実践と職員の指導を行っていただきました。また、地方税法第48条の規定によります個人住民税の県の直接徴収を実施いたしまして、懸案事項の解決に当たりますとともに、県税事務所との共同催告を行うなど、県の支援や連携強化を図りまして、滞納税額の圧縮に努めてまいりました。平成17年度中の町税の滞納処分の実施状況でございますが、財産の差し押さえが30件、参加差し押さえが1件、交付要求が1件、納税誓約書の提出が50件、滞納処分の停止処分を行ったものが23件、この内訳といたしまして、1号該当が14件、2号該当が7件、3号該当が2件となっております。

それから、国保税につきましては、町税と同様に行っておりますが、国保税の滞納者につきましては、被保険者証を短期の有効期限とする短期被保険者証を交付して納税折衝の機会をふやしまして、滞納額の圧縮に努めております。国保税の滞納処分の平成17年度中の状況でございますが、財産の差し押さえが22件、交付要求が1件、納税誓約書の提出が40件となっております。それから、滞納処分の停止処分を行ったものが10件でございます。内訳としましては、1号該当が5件、2号該当が5件、以上でございます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、27ページのシルバー人材センターの関係でございますが、運営費補助金などの関係や有償運送の関係でございますが、長瀬町のシルバー人材センターは、県内でも一番小さいミニシルバーとして活動をしていただいております。ランクはA、B、C、Dまでである中でCランクということで位置づけをされておりまして、これは3月末の会員数でございますが、161人、受託延べ件数が784人、就労延べ人員が1万5,244人ということになってやっておりますが、ご質問の就業率の関係でございますけれども、会員数は少ない中で、かなりの仕事をしていただいております、94.4%というふうになっております。会員登録をされていても仕事に来ないという方も中にはあるかと思っております。100%というわけにはいきま

せんけれども、94.4%ということですので、高い就業率になっているのではないかなと思っております。また、今後会員さんのご意見などを聞きながら、シルバー人材センターの方と調整をさせていただきたいと思います。

それから、運営費の方でございますが、町としては、昨年度は850万円を補助させていただきました。Cランクということで、県の方からも同額が来るということで、ゆとりはないと思っておりますけれども、一生懸命事業の開拓をしていただいて、活動をしていただいているというふうに考えております。4月から始まりました福祉有償運送につきましても、県内でいち早く手を挙げて、シルバー人材センターで登録をして活動しております。現在のところ、登録者数は18名ということになりまして、利用者は8名で、主に通院などにご利用いただいております。利用者からは、ありがたいというふうなお話をいただいております。

それから、42ページの保健師の訪問指導でございますが、昨年と比べて大幅に伸びております。特に閉じこもり予防や家族介護者、それから痴呆性老人の訪問などに力を入れまして、介護度が進まないようにといいますか、在宅で、閉じこもりで、運動機能が落ちるのを防止するために今一生懸命在宅訪問をさせていただいております。現在の保健師の人数でございますが、町には4人いるわけなのですが、そのうちの1名を地域包括支援センターの方に4月から移しましたので、いろいろな訪問活動をやっているのは4人のうちの3人でございます。それで、これからは保健師に限らず専門職がかなり要求されるわけなのですが、そうは言いましても、新しく雇うというわけにもまいりませんので、専門職はなるべく専門業務に当たるようにして、一般職員で対応できるところは一般職員で対応ということでやらせていただいておりますので、この3人の中から、またさらに今年度障害者自立支援法が10月から始まりますので、その関係で障害者の審査会がございます。そちらの方へも職員を出してくれというふうな広域の方からの要望もありましたので、月2回の審査会に1名の職員を派遣しております。そのような状況で、保健師の大変厳しい状況ではあるのですが、やりくりをさせていただいて、対応させていただいております。

それから、43ページの精神保健の関係でございますが、確かにこれは難しい事業でございます。精神保健の患者さんというか、今それでお悩みの方は大変ふえておりまして、きのうの話でもありましたけれども、通院医療の請求をされている方が約60人、それから手帳までとっている方が20人ということで、80人ぐらいの潜在的な方がいらっしゃると思います。そういう中で、比較的状态の安定した方をなるべく社会復帰につなげたいということで、それもやっぱり保健師の訪問やいろんなところから呼びかけて、町の方へひまわりクラブ、月2回やっているわけなのですが、こちらの方へお誘いして社会復帰を支援しているというような状況でございますが、家族会も立ち上がっているというふうな状況までは、まだっていないのですが、毎月1回ほど開催いたしまして、家族の相談や心配事などに当たっているわけです。それから、ボランティア講座も開催しまして、少しでも精神障害者の方の理解を深めていただいたり、お手伝いをいただくということでやっているわけなのですが、今後も引き続き大変重要な、本当に若い方でお悩みの方というか、うつ状態になる方もふえておりますので、力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、観光課関係のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ごみの関係で、金額が下がっている、そのごみの状況ということでございますが、行政報告書の39ページにも載ってございます。可燃ごみ1,402トン、不燃ごみ80トン、資源ごみ436トン、それから直接搬入ということで、可燃ごみ430トン、不燃ごみ106トンということでございまして、ちなみに平成16年度でいきますと、可燃ごみが1,453トン、不燃ごみが79トン、資源ごみが445トン、直接搬入を除きまして、全体で1,918トン、平成16年度1,977トンに比べまして59トンの減ということになってございます。町民の方のごみの意識、認識といいますか、理解が深まったのではないかとということで、減る方向はいいことなのだと思っております。引き続き努力をしまいたいと存じます。ちなみにペットボトルの回収が平成18年の4月から開始してございますが、こちらにつきましては、皆さんのご協力のもとに、特に支障が出ているようなことでもございませぬし、逆に広域の方では、いいものということで、リサイクルセンターの方に持っていても、マルAというのですか、最高だということで評価を受けているようなことも聞いてございます。

それから、誘客関係のことでございますが、まず取材でございます。年間38件、これは観光報道記録ということで、平成17年度につきましては38件、ほとんどがNHKによるものでございます。ほかにテレビ埼玉とか、それからラジオ番組等々となってございます。このようにNHK、民放も含めましてのテレビ、ラジオ、新聞、雑誌で、他の市町村に類を見ないほど紹介されているということを私も認識してございますが、先日も観光客の方から、よく長瀬は放映されますよねということも言われております。町でも、それに対応するための職員が、これは雑誌等に写真等貸していただきたいということであるわけなのですが、その辺の対応は、職員が撮った写真等をストックして無料で貸し出して、長瀬のPRにも努めているところでございます。また、観光キャンペーン、それから観光協会のホームページ、それから観光ボランティアの方にもご協力いただいております。こちらの観光ボランティアガイドにつきましても、関係する方も、こちらにもおいでになっておりますが、そういう方の協力をもとにPRもしております。

続きまして、トイレの管理の関係でございます。平成17年度で約450万円程度の公衆トイレの経費がかかっておりますが、その大半が、特に多いものがシルバー人材センターへの清掃委託となっております。ほかに水道料、下水道料、それから電気料、修繕費などとなっております。お尋ねの清掃の関係でございますが、清掃につきましては、シルバー人材センターと観光協会等の方のボランティアの皆さんで行っていただいております。水洗トイレが、町で管理しているトイレ6カ所、そのうちの4カ所につきまして、その清掃をボランティア等に行っていただいております。長瀬駅前公衆トイレ、こちらにつきましては、長瀬駅前商店街の皆さん、それから宝登山並木参道公衆トイレにつきましては、宝登山神社、それから秩父鉄道さん、夕隣倶楽部ですけれども、そちらの方のご協力によりまして行っていただいております。それから、瀬月荘の入り口ですか、わきといたしますか、そこの公衆トイレにつきましては、長瀬銀座通り商店街の皆様にご協力をいただいております。その状況でございますが、長瀬駅前につきましては、ほとんど毎日行っていただいておりますが、その3割をボランティア清掃ということで行っていただいております。それから、宝登山のトイレ、並木参道公衆トイレでございますが、こちらにつきましては約4割、それから瀬月荘のところですが、約2割、それから宝登山の観光トイレ、駐車場のところがございますが、こちらにつきましては、宝登山さんで全面的に行っていただいております。また、トイレの故障につきましては、基本的に職員が対応して、それも早目の対応ということで行っております。また、職員で対応できないようなものにつきましても、極力速やかに業者の方に依頼して行っているところでございます。

それから最後に、観光協会の補助金の関係でありましたが、金額が216万円から200万円という補助金の

削減がございましたけれども、それについて今後どうするのだというようなご質問かと思うのですが、事業計画ということで、毎年つくらせていただいておりますが、平成17年度につきましてもNHKの取材を初めといたしまして、その事業の内容ですが、紅葉とか桜のライトアップ事業、それから船玉まつりへの協力、それからボランティアガイドの立ち上げ、花の長瀬の研究等、それから観光案内板等の維持管理、それから権田山の桜の手入れや花の植栽等の事業を初め、少なくなっている補助金ではございますが、鋭意努力をしていただいております。先ほどのトイレの清掃につきましても協力をお願いしております。今後も引き続き魅力ある観光地長瀬づくりにご協力をいただくということをお願いしてございます。

観光ボランティアガイドのことでございますが、こちらにつきましても商工会さんの方に主導権を持っていただいて、今立ち上がって、これからだと思いますけれども、どこかの会社の人からの要請もあるという話で伺っております。いろいろな行事に際しても、いろいろなところで協力していただいております。いろいろ多岐にわたっております質問で、答える方がこれでいいのかわかりませんが、以上でございます。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 渡辺議員さんの教育委員会関係へのご質問2点あったかと思うのですが、お答え申し上げます。

1点目、修学旅行の補助事業についてでございますが、小学生につきましては1,000円ずつ、それから中学生については2,000円ずつ補助してまいりまして、小学校は大体鎌倉、箱根方面へ1泊で行っております。二小は済んでおりまして、一小はこの10月にあります。それから、中学校の方は京都、奈良を中心に2泊3日で、これはもう済んでおります。この事業の補助金は、先ほど申し上げました、小学生については1,000円、中学生については2,000円を補助金として差し上げているわけですが、財政状況等も考えまして、これを値上げするというのは、ちょっと至難のわざでございますので、現状維持ということで、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、2点目の給食費の滞納の問題でございますが、9月7日現在の滞納額の総額が256万300円になっております。非常に多くて申しわけないと思っておりますが、これも前持田所長が本当に真剣に取り組んでくれておりまして、減らす努力をしてきました。ただ、古くからの額の多い方が結構ありまして、この人たちの中には捕まえられないというのでしょうか、追い切れない人も1人はいます。もう一方は、町内に住所はあるようなのですが、何回行ってもいないような状況もありまして、いろんな郵便物なんかもあったりして、捕まえられていないという、そういう方もございます。そのほか、持田所長も真剣に取り組ましまして、鋭意減らしてまいりまして、これでも随分減ってはいるのですが、実は私も掌握していない、彼自身が親御さん方と約束して、これについては何月に納めるからと、そういうふうな口約束なんかしてもらっているのが、実は記録に残っていないのもございます。というのは、新所長になってからも、所長と約束してあるのだけれども、来ないからどうしたのだというふうなこともあります。そんなこともありまして、人間関係でというのが結構あるものですから、この人に来られては払わなくてはならないというような気持ちにもなっているようでございます。そんなことも含めまして、これからも一生懸命対処してまいりたいと思います。

それで、このマニュアルについてでございますが、実はいろんなところに問い合わせ、これをいただけないかということで、お願いもしているのですが、給食センターの管理運営について、特に調理や何かの方のあれはマニュアルをつくっているところは多いですね。ただ、給食費の徴収についてのマニユ

アルをつくっているところは少ないようです。でも、過日あるところから、それらしきものをちょうだいしておりますので、この点につきましては、新吉澤所長と相談しまして、早急に作成するつもりでございます。とにかくそんなわけで、一生懸命やりますので、ご了解いただきたいと思います。

なお、体制につきましては、職員の関係でございますが、確かに1人で大変ではあるのですけれども、過去に1人でやってきたという、実績を積んできた人もあるものですから、その辺を言われますと、本当に困ってしまうところもあるのです。今公民館の方から1日だけ勤務を変えてやらせておるわけですが、持田所長の前の所長が結構長かったものですから、いろいろな研究会の役員なんかやってきているのです。センターの所長の全県の会議があつたり、県北の会議もあります。そこで役員なんかやってきたということもありまして、持田所長に引き継いだとき、いろいろその問題が出てきまして、彼とも、これはなるべくご遠慮して、委員等は減らす方向でやるのだということで、減らしてはきておったのですが、その点もまだ完全にはなっておりませんで、吉澤所長になってからも、その辺の新規のあれに変わる場所だったものですから、彼も非常に苦労したところがあります。そんなこともありまして、多少手薄にはなっておりましたが、幾らかでも前進しているつもりではおります。これからもさらに一層努力をしまして、それこそ数値目標を決めまして、いつまでにどれだけ減らすのだという、そういった具体的な目標を持ってやるように新所長とは話しておりますので、その辺もご理解いただきたいと思います。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） きょうからいろいろ説明を受けたわけですが、先ほど渡辺議員からも質問があった、固定資産税、あるいは町税の滞納があつた後に不納欠損処理ということで、2,832万5,000円という数字が出てきたと。それで、そのことについては、理由はここに幾つか書いてあるわけですが、この理由の中に、私は、その中身がよくわからないので、このことをまず説明していただきたいのですが、時効が成立したというのは、時間が来てしまったよということだと思ふのですけれども、滞納処分の停止、あとその停止の中に、先ほど課長の答弁を聞いていますと、1号、2号、3号とかという言い方をしておりましたが、そのことの内容というか、それを教えてください。そのことを教わることは勉強のためなのですが、いずれにしても税金は納めないで、逃げた者が勝ちというようなことがあつても、これまた税の公平性という観点からいきますと、全く公平ではないのではないかと。事業によって倒産をしてしまったから、税金は払えないのだよということの言い方というのも、これもいかなものかというふうには私に思ふ。今度の新総裁になられる見込みのある方は、事業で倒産した人が再度立ち直れるような施策なんてことを言っていますけれども、再度立ち直ったときには、その人が前に払わなかったものを取りとか、そういうふうなことも国に地方からの声を発声して言うべきことではないかと。確かに人生いろいろあるわけで、いいときもあれば悪いときもあるわけですが、悪いときのことは、向こうへ葬ってしまって、よくなったらいいという人もいるわけですね。そういうのは、私は非常に不公平であるというふうに思ふ。

それはどっちでもいいというか、あれなのですけれども、さて、本題の、差し押さえを18人とか13人とかやったというふうになっていますけれども、差し押さえというのは、やったというだけのことであつて、次の段階に進めて、金に代わっては税金は納めたことにはならないのだよね。差し押さえしてもらっただけでは、金にはならないのですよね。差し押さえ物件を処分しなくてはならない。競売（けいばい）

とか競売（きょうばい）とかと言いますが、その手続に13件、あるいは18人とか書いてありますけれども、そういう手続は、これはいつとって、あるいは差し押さえをした後に猶予期間があるのかもしれませんが、その期間が過ぎて必然的に競売にかけなくてはならないというような物件、あるいは件数、そういうものは掌握していると思いますから、その辺を言ってください。

それから、2,832万5,000円の内訳、一番多い人は幾ら、一番少ない人は幾ら、平均的には幾ら、これも教えてください。

それで、私がどうしても理解できないのは、この差し押さえをやった後に競売したって物がないのではダメですけども、差し押さえをしたのだから、あるはずですから、そういうことをやって、金にしていかなければしょうがないということの考え方については、町長はどういう見解なのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） お答えをいたします。

まず、滞納処分の停止の要件についてのご質問でございますが、地方税法第15条の7に「地方自治体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる」という規定がございまして、3号までございます。1号が、滞納処分をすることができる財産がないとき、2号が、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、3号といたしまして、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、こういったときには滞納処分の執行を停止することができます。それで、同条の第4項によりまして、「第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方公共団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する」ということで、執行停止処分をした後に3年間たちますと、それで3年間の間に状況が変わらないというようなことであれば、そのまま納税する義務が消滅するということになります。第5項に規定があるのですが、即時消滅、即時に消滅させることができる場合というような項目もございます。

それから、差し押さえの換価の件数でございますが、先ほどの平成17年度中の処分の中で、差し押さえをした件数が30件と申し上げました。その内訳としまして、不動産が2件、預金が18件、出資金が3件、債券が7件となっております。このうち不動産1件を除いては、すべて換価の手続はとれております。

それから、不納欠損の内訳でございますが、これにつきましては、一番大きい方が、町民税でございますが、2,369万2,902円、これを不納欠損として処分させていただいております。この方につきましては、平成3年中に夫婦で所有していた同族法人の株式を譲渡したことについての確定申告書が提出されまして、これに伴いまして、平成4年度の町県民税を課税した形になっております。この会社は、事業を行う上で県の許可が必要なことから、県に対しまして事業計画書の提出等を行って行っておりました。譲渡代金につきましては、契約時とそれから事業の開発の許可がなされたとき、それから使用開始のときの3回に分けて支払われるというような契約になっていたものでございます。契約時の代金につきましては、事業の利権にかかわる者にすべて渡ってしまって、その方の手元には全く残らなかったというようなことでございます。この関係につきましては、国税局の方でも調査を行って、そちらに渡った方に課税しているというようなことがありますので、このことにつきましては事実であろうかと思います。

その方の生活状況でございますが、当時は町内でサービス業を営んでおったのですが、経営状態は思わしくなくて、ほとんど年金の収入で暮らしていたというような状況でございます。現在は町外へ転出して

いるわけなのですが、財産の所有の状況でございますが、固定資産、あるいは金融機関での預金調査を行っておりますが、1,000円単位の少額の預金しかないというような状況でございました。そうこうしているうちに平成10年の2月に、株式譲渡契約に基づく債券を差し押さえするとともに、先行して差し押さえをしておりました期間がございましたので、そちらの方にも交付要求も行っております。この契約は、事業用施設の開設について、先ほど申しましたように県知事の許可が条件となっておりますが、許可申請のための事前協議等が調わずに、平成15年3月に期限切れとなりました。このことから債務の履行がなされるという見込みは全くなかったわけでございます。このために平成15年3月に差し押さえを解除するとともに、先ほどの地方税法第15条の7の第1項第1号の規定に基づきまして滞納処分の停止処分を行っております。また、他の機関に行っておりました交付要求等も解除しております。このことは、他の機関についても同様に差し押さえの解除と滞納処分の停止を行っておるというようなことがございます。その後3年経過する前に、平成17年12月に再度金融機関の預金調査や、他の官庁等の状況を調査しましたところ、状況に変化はないというようなことから、処分停止を継続させて、平成18年3月に処分停止後3年が経過したということによりまして、徴収金の納入義務が消滅したということで、不納欠損として処分をさせていただきます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） まだ言ったでしょう、上と下と言ったでしょう。少ない人幾ら。

○税務課長（中川 昇君） 少ない人、ちょっと税目ごとというか、記述になっておりまして、一人一人のあれがまとめられていないのですが、申しわけございません。後ほど取りまとめてご報告申し上げます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

私が就任したのが平成13年7月末でありました。そのときに一番問題だと思ったのは、滞納の整理をどういうふうにするかという問題だと思ひまして、県の方に多分5回訪問いたしました。それで、4回目のときに税務課の課長から、今私のところから直接派遣することはできないということで、副知事のところにお邪魔をして、副知事に決断していただいた。そして、平成14年、平成15年、平成16年、平成17年と4年間、戸田、山下という県の職員を派遣していただいて、滞納整理の準備をし、それを行動に移したわけでございまして、その中で特別の徴収員というのを、これはパートといいますか、アルバイトといいますか、そういう人を1人、長瀬の人間ですが、それをお願いして、税務課と一体となって今日まで来たわけでありまして。

先ほど2,832万5,000円の中のほとんどの金額が、1人というようなことに私はとったわけでございまして、それは白鳥橋のところに、多分川奈というモーターがありました。そのオーナーだったというふうに記憶しておりまして、名前を出していかどうか分かりませんが、そういう状況だったように私は承知しております。このことについては平成3年からという今課長からの説明があったように非常に長期にわたる案件だったわけでありまして、これは当然こういうふうになるだろうということは、私は予測したわけでありまして、しかしできるだけことはやってほしいというお願いを申し上げて、今日まで来たわけでございますが、諸般の事情で、消却をせざるを得ないという結論になったということで、まことに残念であります。これは私たちが努力をしなかったというふうにご理解をいただくのはいかなものかなというふうに思っていますので、あえて名前を出して申し上げさせていただきました。

それで、県から2人、4年派遣していただいて、平成18年度もというお願いを申し上げたのですが、県

の方の方針としては、その専門的な知識をお持ちの方は、2期4年ということが原則になっているので、秩父の県税事務所の方に話をするから、そちらと話をし、タイアップしながら徴収事務に当たってほしいというお話を承って、県の秩父県税事務所の所長にもわざわざおいでいただきましたが、そういう状況で県税事務所との協力体制をとって、古いものをなるべく早く処分してということを考えているわけでございます。県の方は、どんどん処分する。もう取れないものは、がたがたしないで消却処分してしまえというのが、基本的には県の考えでした。しかし、町の人間としてみると、必ずしもそれが町の実情とそぐうのかどうかという問題もありまして、こういうふうに長くなったということもあったのだろうと。そういう意味では、職員にはかなり努力をしていただいたというふうに私は認識をしております。

それで、これは確たるものはないのですが、この間、テレビ埼玉だったですかね、県の滞納のランクが出て、埼玉県は43番ということで、四、五百億の滞納があって、これを整理するということで、来年度平成19年度から積極的に滞納整理、市町村県民税については町に任せない、市町村に任せないという、県で独自に積極的に行動して、かなり厳しい取り立てといたしますか、そういうことをやるというテレビの放映がありました。これは今税務課長にお聞きしたわけなのですが、税務課長の方では、まだ承知をしていないということなので、県の方へ問い合わせて調べてみます。そういう状況で、県の方も、そういう体制をとっていただく。お互いに協力体制をとって、これを改善するというのは当然のことでありまして、納めなくてもいいと、食い逃げだということは、これは絶対許してはいけないというふうに考えております。

それで、決算の中でも、いろいろお話が出たり、それから滞納の問題等々しっかりやれという激励もいただいております。ところでありまして、私たちもできるだけ努力する。今まで、しばらく前までは、私が就任する前までは、管理職の方が土、日に一斉徴収ということをやられたということでありましたが、私が就任した後の担当課長といろいろ相談いたしましたところ、パフォーマンスになって、なかなか徴収の実務が上がっていないというお話をいただきました。これは人に見せるためにやるのではなくて、内容を充実することが大切なのだという共通認識のもとに税務課で頑張ってみるから、しばらく時間をほしいということを課長からもお話をいただき、私もそれがいいだろうと。人に見せるための徴収ではないと。行くと1,000円とか1万円とかということで、集まっても全体で何万というような徴収ということを繰り返していたということがあるようでありまして、この辺もやはり担当の課がしっかりやるという課長の強い志を私は了としてお願いしているわけでありまして。

しかし、新しく参事制度をつくりまして、毎週月曜日にやっておりますが、参事ともこの間、その税務、徴収の問題が出ました。そして、今までやってきたこと、それからこれからやるべきことについて4人でよく相談しようということもして、議会が終わりましたら、早速皆さんのご意見を体して、どういう徴収がより効果的で効率的なのかについて、最終的な結論を出していきたいというふうに考えております。県の放映が事実だとすれば、私はある意味で大きな効果が上がるのだらうと思いますが、ただ、非常にきついアクションを覚悟するということが、その前提ではないかと。私たちが未調査物件の課税をさせていただいて、議員の方からおしかりをいただいておりますが、これは私は公平な課税をしていただくための一里塚だというふうに考えておりますから、きのうも申し上げましたように、この問題についての責任は、すべて私が指示を出したわけでありまして、私の責任において処理をしますということを申し上げました。その気持ちは変わっておりませんし、これからいろんな問題が起きても、最終的には町長の責任で処理をするということに変わらずやっていきたいというふうに考えております。いずれにしても、税金をいただくというのは難しい仕事だと思っておりますので、この辺も議員の皆さんのご指導、それからお口添え等々

いただきながらやっていかなければいい方向に行かないと。しかし、私は現状を見れば、ある程度方向性が出てきたというふうに認識しておりますので、一層のお力添えを賜りたいと思います。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 町長の心構えというか、それは理解できますが、言葉じりをつかむようで申しわけないですけども、2,800万円から2,300万円を引いて約500万円という数字になるわけですけども、1万円ずつもらっていけば、500回行けば500万円になると。年で計算すれば2年かかるということになりますが、毎回行ってもらえるわけではありませんけれども、細かいお金でもらったのでは効率が悪いというのはわかりますけれども、金額の大小を問わず事細かく回収、集金をすると、集金というか、徴税するというのをぜひお願いしたいと思います。

それで、これに関して、今からたしか3年前、おとしだったと思いますけれども、やはり不納欠損処理ということで、4,700万円だったか、幾らか税金はもらえないのでだめだということでやって、去年も500万円だけ幾らかやったわけですね。今度またやりますよということで、全部足していくと、すぐ1億円になるというようなことになるとと思いますが、先ほど滞納者が幾ら幾らでということで、累積1億2,738万7,000円ですよという数字が税務課長から提示をされましたが、この中には、この2,800万円は入っていないわけですよ。入っていないで、それでこの1億2,738万7,000円の中に、まだこれに類するものがあるのですか、ないのですか。それをただしておきます。ということは、毎年時間がたつと、3年待って、3年待ってということで、最終的な手はずを打ったけれども、3年が経過しないと大手を振って不納欠損処理ができないというような事務的なことがあるのではないかとということなので、この1億2,738万7,000円の中に、まだこれと似たような類似のものがいるのですか、いないのですか。いたとすれば、幾らいるのですか。

以上。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 一言言葉が足りなかったかなと思いますけれども、1万円とか1,000円とかということは、今でも担当の職員がいて、徴収をしています。そういうことでありまして、ただ、大勢の管理職が、十何人が出ていって、こういう状況になって効率が悪いよりも、担当の課で、そういう職員を決めて、1,000円でも2,000円でも徴収をする方が、より効率的で合理的だということで、担当の課との相談で、そういうことに決めたわけでありまして、1,000円や2,000円の金を、どちらでもいいやということには、私は全く考えておりません。1円の積み重ねが1億円になったり、1兆円になるわけですから、そのことについては、私も貧乏育ちでありますから、そのことについてはしっかりわかっているつもりでありますので、曲解のないようにお願いを申し上げます。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 先ほどの不納欠損の状況について低い人、それから平均というご質問でございますが、一番低い人は軽自動車税の1,000円、それで先ほどの平均を単純に今回の不納欠損金額を54人で割りますと52万4,535円というような金額でございますが、先ほどの特異なケースを除きますと、53人で割りますと、1人当たり8万7,301円というふうな数字となっております。

それから、ただいまの、ほかにそういった方がいらっしゃるのかというご質問でございますが、大きい金額の滞納者の方がございます。1人おるわけなのですが、その方については、やっぱり1,000万円単位の滞納となっております。それらについても、先ほど第48条の県の徴収委託についてお話を申し上げまし

たが、そちらの方で交渉等行いまして、今分納していただいておりますというような状況がございます。それ以外につきましては、大きい滞納といたしますのは、1,000万円を超える滞納は、先ほどの1人の方のみでございます。また、かなり大きな金額の滞納者はいらっしゃいますが、今後……。ただ、今の大きい金額の方につきましては、処分をまだしていない状況で、交渉中の状況でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 軽自動車税の1,000円というのは、その人がいるかないかの話で、車検を受けるときに税金を取れることになっているけれども、これは取れないということで、パーになってしまうということでしょうけれども、そういうことが起きる前にやっていかないと、その人がいなくなってしまうとか、町にいねえやというふうになってしまうとだめなので、小さい金額1,000円というやつがあるわけですけども、この1,000円だったら、100円ずつもらったって10回もらえばもらえるということになると思います。何とかひとつそういうことがないように。それから、平均で物を言っっては、これは税金はどうしようもないのですけれども、先ほど差し押さえした中に預金とか給料とか、そういうものも差し押さえできるはずですから、年金もできるはずですし、そういったものの全部はできなくても、処分をきちっとやって、要するに町の中に今後このことが広がっていくと、この2,300万円の人はもういなくなってしまうので、どうしようもないということになったとしても、まだ500万円の人がいるよという話になって、これが広がっていくと、何だ、税金を納めて損したというふうに思う人が多くなってしまうので、いずれにしても真剣にこの問題については滞納整理、あるいはそれが起きないように、何とかもらうということをお金を皆さん担当職員ばかりではなくて、長を初めとする組織立てて徴収をしていただくようお願いを申し上げて、私の1個目の質問を終わります。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時02分

再開 午後1時00分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 先ほど答えを1回いただいたのですけれども、1億2,738万7,000円、何回言うかわからないのですけれども、この金額の中で多い人と言ったら1,000万円台の人がいますという言い方を課長からいただきましたが、もう少しちょっとわかりやすくというか、細かくというか、大口ベスト5ぐらいまで並べてみてもらえないでしょうか。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 平成18年度へ繰り越した滞納額でございますが、一番多い方が、滞納金額5,025万4,000円、2番目が695万3,000円、3番目が369万8,000円、次が368万9,000円、次が360万3,000円がベスト5……ベスト5と言っていいものかどうかあれですけども、こういう状況でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 1,000万円台ということでしたから、私はばかなので、1,000万円から2,000万円ぐらいの間だというふうに思っていましたら、とんでもない、5,000万円ということは、これの数字の中の約3分の1を1人の人が占めていますよと、そういうことになるわけですね。しからば、これを法的な措置をとっていろいろこれからやっていくのだということは、町長の答弁以下つらつらと聞いたわけですが、こういうものに対して何か対策を講じるというお考えはないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 対策ということでございますが、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、この方につきましては、地方税法第48条の規定によりまして、県の方に徴収委任を行いました、平成17年度中の話でございますが。そこで、県の方で折衝していただきまして、今分納という形で納めていただいているということでございます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 県に徴収方をお願いして、分納でやっているというようなお話ですが、聞くとところによりますと、町で条例をつくって、あるいは町の徴収条例の中に一言加えるか何かで、そういう人は個人名を公表しますという条例でもつくって、言葉は悪いですが、そのことによって滞納することの抑止力になると。抑止力なんて言うと、ちょっとかったるいかもしれませんが、一つの、そういう人に対して自覚を促すというか、これも言葉は優しいのですが、もっときつく言えば、おどかしの道具にもなるのではないかと、こういうふうにも考えるのですけれども、町長は、こんなことに対してはいかなるご意見か、お伺いをいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

村田議員のおっしゃることは、私たちもよくわかります。理解できます。ただ、美里町で先ごろ悪質滞納者という言葉を使ってあったと思いますけれども、悪質滞納者については、氏名を公表するという条例をつくったというのが新聞に出ていました。しかし、これは運用については、個人名の問題がありまして、なかなか難しいところがあるのではないかと。これは検討してみます。そして、私たちもそれがもし可能であれば、ただ不可能なものの条例をつくっても、皆さんに時間をおかけするだけですから、そのことが条例をつくった後可能、公表ができるかどうかについても確たるものを得た上で、いけるということであれば、それは積極的にこのことについては取り組んでいきたいと思っています。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） よその町でそういうものをつくって、実際に発表云々ということは、運用のことになるわけですが、やはりそのことによって本人、あるいは納税義務者に税金を納めないと、こういうことになりますよということで、抑止力というか、そのことを促すというか、おれもそんなことを言われたら恥ずかしいとか、金のことになると恥ずかしいも何もないのですけれども、そういうふうなプライドのある方もいるかもしれません。ですから、5,000万円は、そういうことで分納ということでやっているそうですけれども、まだ300万円台の人が大分いますよということでございますから、そういう人たちは、やはりそんな条例でもできたら、一人でも多く納税をする人が出てくるのではないかと、これは期待値ですが、そういうこともありますので、ぜひ前向きに検討して、発表するしないは、またそのときに、どうしても発表しては悪いという、基準はどうやって決めるのかとか、いろいろ難しくはなるでし

ようけれども、そういうことをやらないと、いつまでたっても税金を逃れていってしまう人は減らないというふうに思われますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、これは全く税金のこととは関係はないでしょうけれども、きのうも新井議員が町民プールのことをおっしゃいましたが、この決算書の111ページの中に書いていますけれども、プールは休止していますが、これだけの費用は固定費というものでかかっていますよということをここでは書いてあるのだと思いますが、この中で光熱水費というのは、これはある程度理解はできるのですね。というのは、契約しているの、この契約を解除しないと基本的な基本料金を取られるとか、そんなのはあるかもしれませんけれども、これも二月かそこらやるわけですけども、それで24万円取られて……取られてというのか、払ってというのか、いるわけですけども、やっていなくて、何でこういうお金がかかるのか。

それから、節14に書いている使用料及び賃借料ですが、ここで町民プール駐車場敷地借上料とずっとつながって書いていますから、字は、私もよく解釈はできませんけれども、プールの駐車場という意味だと思いますが、こういうものは、使っていないのですから、返すと。契約で違約金の項目とか、そういうものがあるかもしれませんけれども、そういうものを見て、どういう契約をしたのか、私が契約をしたのではないからわかりませんが、使わないわけですから、そういうものは返還するということをきちんとやっていくというのが、姿勢を正すという意味合いからも確実に必要だと思います。この辺はどんなお考えなのか、お考えをお聞きいたします。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 町民プールは休止をしているにもかかわらず光熱水費がかかっているのと、あと駐車料は要らないのではないかとというご質問かと思いますが、プールは、休止中ではありましてもプール自体はございます。電気代と水道料が主なものでございます。水道につきましては、中学校の運動場の散水施設がございしますが、その運動場に水をまくあれですが、その水はプールから引いておりますので、それに伴う水道料、それと若干の電気料がかかっております。

それと、駐車場につきましては、平成17年に休止しましたのは、予算をとった後のことでございまして、また地権者との契約で、既に土地の賃借契約は済んでおりまして、まだ契約が生きております。それと実際プールの駐車場は、プールを開場している時期であってもプール自体の開場は7月、8月ですので、プールの駐車場としてフルに使っているわけではなく、隣接の保健センターであるとか、あるいは現在がご案内のように職員の駐車場として利用させていただいている経緯から、年間を通して使用している状態ですので、先ほど申し上げましたように契約が済んでおる中で、今後もまだ賃借はしていく予定になっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 今の説明を聞いておりますと、これは間違っていることをやっているわけです。というのは、用途が違うところに水を使っているとか、電気を使っているとかということを言っているから、間違いですよ、これはあくまでも。それから、駐車場は、職員の駐車場に使っている云々ということを行っています、それも使用用途が違っているわけだね。ですから、そういうことは許されないと思います。ですから、中学校の運動場に水をまくために光熱水費がかかるのだったら、中学校の運動場の維持管理費に振り向けていって、ここは出し金ゼロと。まあゼロとはいかないでしょうけれども、基本契約料を取られるとすれば基本料金は納めなくてはならないですが、そういうふうに経理の明確化、使途の明確化、

こういうことをやってください。それでないと、本当は経理上は使途が違うということで、認められないはずですね。そんな細かいことも気がついていますので、これから正してください。

それから、これは解約をすべく方向に持って行って、あるいはどうしてもその一部が職員の駐車場として必要であるならば、一部は解約して一部は継続する、借り主の方は変わるというきちんとした手続をとるのが常道だと思います。このことについては、教育委員会というよりは、町長はどういう見解か、聞いておいた方がいいと思いますので、お願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 駐車場の方を先に申し上げますが、私が就任後、職員も駐車場に車を置く人間は駐車料金を月額幾ら払えという話をいただいております、多分その中で土地の借上料については間に合っているのだろうというふうに思います。名目についての検討は、これからいたします。

それから、水道のことにつきましては、村田議員がおっしゃることが正しいというふうに思いますから、来年度に向けて、その水の処理の方法ですかね、使用の方法については、具体的な項目を変えるように努力をしていきたい、努力といいますか、そういう方向で来年度に向けて準備をしていくというふうにお約束をしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

6 番、野原武夫君。

○6 番（野原武夫君） 3 点ばかりお聞きしたいと思います。

最初に、委託料の問題です。先ほど企財課長から委託料が 2 億 3,000 万円というお話をいただきましたが、平成 16 年度のお話のときにも、やっぱり 2 億 3,000 万円という話を聞いております。ということは、財政規模が 10% ぐらい減少しているというか、枠が小さくなった中でも、相変わらず委託料は変わらず同額でいるという意味では、これは増額になったと同じことなのですよ。何らか意図的にそこで削減する意思があったかどうかというのは非常に疑問だというふうに感じられます。そういう意味で、先ほど高度な技術なので対応ができないという部分が約 8,000 万円という話を聞きましたけれども、長瀬の職員は相当の給料をもらっていて、高度な技術を持ってしかるべき人材でございますので、その辺は遠慮なく、どしどしやってもらわないと委託料の削減にはならないと。こういう意味で、ぜひ参事の方々にはしっかり引き締めていただきたいと思います。このことについては、町長さんあたりからお聞きしたいと思います。

あと 2 点、1 点は、きのうの一般質問の中で、花の里のお話が大分出まして、多くの議員の方々に興味を持っていただいたということで、私がたまたま実行委員会の会長をやっているということで、ちょっとお聞きしたいことがございます。実行委員会は産業課が主体になっておりまして、そこの中に発足したものでございます。観光課長も出席されておりますけれども、種をまいて雑草を取る、そこまでは産業課の仕事かもしれないのだけれども、花が咲いたら、今度は観光課の仕事ではないかということを私は前から言っているのです。花が咲いて、実際に収益まで考えないと翌年はやっていけないということで、協力金を 100 円取ろうなんていうこと、あるいは駐車料を 500 円もらおうかなんていう相談を実行委員会でしたけれども、本来は、これは観光課の方で総合的に判断しなければならない。まして、花を植えているのですから、先ほど観光協会に 200 万円、植栽に費用を使っておりますという話を聞いたのですけれども、果たしてこういったことは事業としてはダブっておることでございますので、それだけ出す金があるならば、すぐ産業課の方へ回していただきたい。それで、花の里でもって全部そういう植栽は仕切った方がい

いと思う。観光協会は、実際のところ花を植えている形跡はないので、そういう意味では、そういった費用は十分考えてほしい。観光と産業は、平参事の下にあるので、それは一つ共通の認識として何とかしてもらいたい。実際にこれから秋に花が咲くかどうかという問題まで含めて我々頭を痛めております。そして、多くのボランティアの方々に協力いただいてやっておるのですけれども、来てもらったら、花が咲いていないよというのが、どこから出てくるかということになると、秩父鉄道が先走ってポスターを出したとか、あるいはインターネットでもう宣伝しているのだよとかというようなことを聞いております。そういった総合的な意味でも、これはぜひ観光課にそこに入ってもらって、十分仕切り直しをしていただければと思っております。

続いて、3番目です。昔長瀬町では長瀬まつり、昔と言ってはおかしいのですけれども、長瀬まつりというのがございました。これは当初は、ここの齊藤君が青年部長のときに始まった、商工会の産業祭からスタートしたものでございまして、この産業祭を、どうしても予算がかかるので、当時の黒澤孟文さんが町長であり、商工会長という立場を、私も利用したわけではないのですけれども、たまたまそのとき区長をやっておりましたので、区長の方へ回して、そっちへ予算をつければお祭りができるのではないかとということで、スタートした覚えがございます。しかし、現在は予算の問題がございまして、長瀬まつりは中止になっております。そのかわりと言っては何ですけれども、11月14日、県民の日に商工会の青年部を主体にしたフェスタというものをやっておるわけです。このフェスタは、当然どこからも予算が出ておりませんので、商工会、それから青年部の予算でやっております。今回実は産業課長の方から話がちらっと聞こえてきたのですけれども、決定ではございません。聞こえてきたのですよ。このフェスタに何か参加してもいいのではないかなというお話を聞きました。これは町長にもお願いしたのですけれども、実際は産業まつりから長瀬まつりへとかわった中で、これを何とか補うつもりでやっているフェスタでございます。ぜひ町の各課から幾らかずつでも予算を出して参加したいというぐらいの意欲を持っていただきたい。そして、今度は場所が上になりました。駐車場が広くなりましたので、町内の多くの商店からも参加要請をしておりますけれども、まだまだ希望が達せられておりません。そういう意味では、わずかな予算でも各課でもって、産業課に見習って出店いただければと思っております。そういう意味で町長のお話も聞かなければならないけれども、平参事からもちょっとお聞きしたいと思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 委託料の8,000万円余のことについてのご質問であります。これは議会終了後、担当課とできるのかできないのかも含めて検討させていただきます。ご期待をいただくことは、まことにありがたいし、それだけの能力を持っているという評価もいただいたということは、職員としては身に余る光栄だと思いますが、ただ、できるかできないかは別問題でありまして、できるということが前提でやらなければいけないという思いを持っておりますが、私も議員のとき委託料の問題については、かなりいろんな意見を申し述べているつもりでありまして、この辺が高どまりしているということについては、非常に難しい問題なのかなという思いを持っておりました。これは早速、どれができて、どれができないのかという仕分けをするように担当課、それから参事の会議で検討を始めます。なるべく早く結論を出すようにいたしますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

それから、フェスタの問題については、平参事からお答えをいたしますが、基本的には産業課の方で参加してもいいというお話があったという議員からのお言葉であります。私たちとしてみると、商工会青

年部で自発的に始めていただいた、非常にありがたい催し物であるというふうに認識をしております、その中で場所も変わる。非常に場所の悪いところで、湿気の多いところですね。私も最初から、ここは変えた方がいいのではないかというお話を申し上げてきました。変わったということはいい。私は上の駐車場ではなくて、下のところにどうでしょうかという話は申し上げたのですが、上でも下でもそんなに関係ないと思いますが、そういう商工会青年部の方で、参加してもいいよというお言葉があれば、これは真剣に対応して、早目に結論を出して、参加すべきであるということになれば、例えば各課で少ない予算の中からどれだけ捻出できるかわかりませんが、協力費といいますか、持参金を持ってお世話になるような形がとれれば、それは主催者としてもやりやすいと思います。ただ、どれだけ、どういうふうにするというのは、今の時点ではちょっと私の方から申し上げるあれがありませんから、そういう気持ちは、産業課であるということは大切にして、皆さんに声をかけていきたいというふうに思っています。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、野原議員のご質問にお答えしたいと思います。

花の里の関係につきましては、3カ年事業の今年度が2カ年目ということで、産業課の方でも、いつ花が咲いて、料金をどうするかとか、定まっていないことが多かった。観光課の方にしてみれば、ハナビシソウについては観光情報として観光客から電話がじゃんじゃん入ってくるけれども、咲く時期がわからない。協力金を幾らにするか定まっていないというようなことで、連携が密にできなかったということがことしありまして、産業課、観光課ともに来年度に向けては連携をとりながら進めていこうという話にはなっております。試行錯誤の中でやっておりますので、観光課の方としては、正しい情報を観光客に送らなければいけないというようなことがありますので、来年度は産業課の方でも、いつできるというのを前もって観光課の方と連携をとりながら話していただければ観光課の方も、もちろん町でやっていることですから、産業課、観光課関係なく一生懸命やらせていただきますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、商工会のフェスタですか、あれにつきましては、私参加させてもらったのですが、大勢参加して、にぎやかに開催されていたということは重々承知しております。それから、産業課の方から参加したらどうかというようなお話があったということにつきましては、補助事業の中で山村都市交流の補助制度というのがあるのだそうです。この辺が商工会のフェスタについても利用できるのではないかとということで、内部の方で今検討しているところということでございます。もし耳に入ったらすれば、まだ内部の話が固まっていませんから、上辺だけの話だと思いますので、もうしばらく時間をちょうだいしたいと思います。

それから、役場も出店したらどうかということにつきましては、先ほど町長が申し上げたとおりで、産業課、観光課、特に私の方の担当しております課でやるようになると思いますから、その辺につきましても検討はさせていただきます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 6番、野原武夫君。

○6番（野原武夫君） 今適切なご返答、ありがとうございます。

町長さんにおかれましては、委託料の問題については、10%ぐらい総予算が切られておるという中では、10%ぐらい上がっているという状況なので、その辺はご認識いただいて、少なくとも2億円以下にしないと、もとの線には戻らないということで、今どのぐらい削れるかわからないとおっしゃっていましたけれ

ども、削らなければならないわけなのです。そういう意味では皆さん先ほどもお話ししたとおり、立派な能力をお持ちなので、建設課で機具を買って委託料を削ったという実績もあるわけですから、そういう意味ではできないわけではないので、やる気がないのではないかなというふうにみんなに思われぬように頑張っていたきたいと思います。そして、数字的に目標値を決めてもらいたい。先ほどはできるかできないか、できなかったらもとのもくあみになってしまうので、そういうことではなくて、やっぱり予算の問題ですから、数字化して、これだけの目標を立ててやってみたいというふうにご努力いただきたいと思います。

それから、産業課と観光課、両課長は前任者から引き継いで間もない人たちなので、負の資産を持って就任されているので、難しいところもあるかと思いますが、それぞれご協力いただいて、せっかく実行委員会でもってボランティアを何十人もご協力いただいているわけですから、町民にも顔向けのできるような政策をこれからも実行していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

8 番、大澤タキ江君。

○8 番（大澤タキ江君） 何点か質問させていただきます。

まず、21ページの12、情報化推進事業、職員全員にパソコン配置という部分でございますけれども、町民の間から、職員全員にパソコンを配置する必要があるのかというご意見をいただいております。机の前に全員が座っているわけでもないと思いますので、ことしあたりは花の里の方に大分行かれているというような方もいらっしゃるようで、そういう方たちが、皆さんで共有して使ってもいいのではないかなというようにお話をいただいておりますので、この点について、それと私もよくわかりませんが、全員で持って、全員が使いこなせるだけの能力があるのかなというようなことも皆さんから聞いておりますので、その点につきましても、ご回答いただければと思います。

それから、電子申請・届出サービス事業が始まったわけですが、この3月31日まで結構ですから、利用した人数をお伺いしたいと思います。

それと、31ページの緊急通報システム88台、現在町では88台全部利用しているということなのでしょう。これも町の方に何台あるか、お伺いしたいと思います。

それから、37ページの生活排水対策事業なのですが、どのような事業をしていらっしゃるのかなという思いがあるのです。実は私も時々歩いて北桜通りのところを通るのですが、真夏に荒川に入る排水のところが、雪が降ったのかなというほど、すごい真っ白い泡ですね、洗濯の水だと思いますけれども、雪のようにになっている場所があるのです。当然通ってみても、大分においしますし、そういうところに果たしてご注意と申しますか、そういうことを町の方から言っているのかなという思いがいつもあるのですが、この事業に対してどのようなことをされているか、お伺いしたいと思います。

それから、46ページの山村都市交流推進委員会ですが、これはどのような方が、この委員になっているのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、48ページの観光振興について、トイレ問題もあります。それから、そういう問題の中で、観光業者と町とで年間の観光についての話し合い、意見交換ですね、そういうことをやられているかどうかをお伺いしたいと思います。

それと、これは先ほど14番議員の方からも出ましたが、広報紙について、出産と死亡について、

個人情報保護法について、長瀬町は少し過敏になっているのかなというような思いがいたしております。旧荒川村ですとか、横瀬町などでは、お葬式がありますと、きょうはだれだれのお葬式がありますとか、そういうのを有線で流すというお話も伺っていますし、これは県は違いますけれども、沖縄県ですとか、岩手県ですとか、そういうところは新聞で出しているんですね。岩手県あたりは結婚された方までも出していらっしゃるというので、先日見せていただきましたけれども、私も昨年亡くなられた方は、本当に懇意にいただいた方だったのですけれども、全然知らないでいて、その後お話を伺って、ことしになってから慌ててお伺いしたというような経緯がありまして、あれが出ていないということは、本当に不義理をしてしまうという思いを痛切にいたしておりますので、この点に関して、先ほどお話ありましたけれども、今後これは検討していただきたい課題だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、61ページの、先ほど3番議員さんの方から出ました、町民プールに関してですけれども、ことしふじみ野市でああいう事故が起きたということで、来年度はプールを閉鎖するというような市や町がたくさん出てきているというお話を伺っておりますけれども、町は今休眠状態ですけれども、これを今後再開する予定があるのでしょうか。予定があるかどうかをお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 職員への1人1台パソコンということでございますが、職員に対するパソコンにつきましては、ワードという文書作成やエクセルという表計算などが通常行えるノートパソコンを整備しておりまして、これらのノートパソコンを接続してお互いにデータをやりとりしたり、プリンターの周辺機器を共有できるようにするネットワークを構成しております。そういう通常の文書を作成する業務のほかに、今県とのやりとりなども電子メールが主流になってきておりまして、そういうものの関係や、あるいは役場庁舎内の会議室や公用車の予約、それから本人の行動予定や職員の予定などのスケジュールを管理したり、庁内掲示板といいまして、庁内全体の連絡事項等を、そういうものによって伝達する場としても活用しておるところでございます。県からの通知などを掲載したり、庁舎内の定型文書を登録しておいて定型文書を一元化するなどの、パソコンを使うことなどによりまして、各種事務の簡素化や効率化などを図っているところでございます。

それから、電子申請・届出サービス事業につきましてでございますが、これにつきましては昨年の12月14日から利用できるようにしているところでございますが、平成17年度につきましては、残念ながら申請、届け出件数はゼロでございました。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 緊急通報システム88台の設置状況でございますけれども、これは在宅のひとり暮らし老人や重度障害者で70歳以上の希望する方ということになっておりますが、この88台全部取りつけてあるわけではなくて、四、五台の余裕がございます。ですので、70歳以上で必ずということではなくて、その人の状況などを民生委員さんとともに勘案させていただいて設置しておりますので、もし希望がありましたら、担当課の方に話していただければ対応させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 大澤議員さんからご質問のありました、出生、死亡の広報紙への掲載で

ございますけれども、先ほど14番議員さんにお答えしたような内容で、現在調査をしております、本人の意思の確認の上で載せられるものは載せていきたいということで、検討させてもらいますので、ほかの団体の事例等も今調べておりますので、もうちょっとお待ちいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） 大澤議員さんの観光課関係ですと2点ご質問あったかと思います。

1点につきましては、生活排水対策事業という事業は何をしているのかという質問だったと思いますが、こちらにつきましては、平成14年度に生活排水対策重点地域という形で荒川上流水域ですか、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、大滝村、荒川村の1市3町2村で指定を受けまして、それぞれ生活排水対策推進計画というものを平成14年度につくってございます。それに基づきまして、ここに行政報告書の37ページにも書いてございますように水質調査を行うことになってございまして、それに基づいて行っております。それと、こちらに地元の区長さん等に構成メンバーとなっただきまして、荒川上流域の生活排水対策推進協議会というのが構成されておまして、そこで協議を行っていただいてもおります。それも計画に位置づけられておまして、それが平成24年度までだったでしょうか、ある計画で、そこまでは続けるというような事業となっただきございます。

それから、観光業者、観光関係の人との話し合いをされているかどうかというお話でございしますが、特に定例的な話し合いというのはありませんでした。総会とか、そういう会議のときに意見交換等はさせていただいておりますが、あと定期的ではないのですが、その都度観光協会長、それから副会長、それからある程度の幹部の方とは、随時にお話はさせていただいております。実はきょうも、この後に予定されておりますが、きょうからなのですけれども、全体の観光協会との定例会議を持とうという動きが出まして、きょうからそういう話し合いを持つという運びにはなっただきございます。

以上でございします。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） 山村都市交流関係のご質問についてお答えをさせていただきます。

どういったメンバーでということでございますが、比企郡と秩父郡、それから児玉郡の町村、それからこれらを所管いたします農林振興センターなどで組織をしているところでございます。事業といたしましては、農業関係の体験メニューを設定いたしまして、都市住民を募集して行う事業でございます。平成17年度につきましては、うどん打ちの体験とイチゴの食べ放題ということで、31人の参加があったところでございます。

以上でございします。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 町民プールの再開についてのご質問でございますが、この件につきましては、昨年9月、本年6月議会で休止に至った理由を説明させていただきました。繰り返しになりますが、修繕ですね、リニューアルして再開に供するのが、本当なら一番よいのですが、教育委員会としましては、学校施設の修繕等を考慮しますと、修繕しないのではなく、優先順位があるというお話をせざるを得ない状況でございます。大澤町議のお話にもありましたが、この夏、埼玉県ふじみ野市でのプール事故が起きました。なおのこときちんとした修繕を行った上での再開をしなければと、当たり前のことでございますが、思うところでございます。

参考に、今年度長瀬第二小学校のプールを改修いたしました。来年度は同じような状況にある第一小学校のプールの改修を実施したいと考えておるところですが、これとて大変厳しい状況が予想されるわけです。そのような状況ですので、教育委員会といたしましては、町民プールの近い将来での改修及び再開については考えておりません。

以上です。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） パソコンにつきまして、ご回答いただいたわけですが、効率化、簡素化ということで、皆さん全員に持たせているという話ですが、私もいろいろなところに行っているわけではありませぬので、はっきりしたことは言えませんが、会社あたりですと、個人で持っているものにつきましては別ですが、会社にはそんなに設置してないのではないかなという思いがございませぬ。そういった中で効率化、簡素化が、果たして図られているのかなという、そこところは難しいところですが、思いもするわけですので、1日パソコンの前に座って動かない、手も動かないし、ただ、画面を見ているというような感じの人も見受けられるというようなお話も伺っておりますので、必要なものは必要なのでしょうけれども、そういうご意見があるということだけお話をしておきたいと思ひます。

それから、電子申請・届出サービス事業です。これも、この予算を組みましたときに、果たして夜中に申請をする方がいるのかなという思いがあったわけですが、やはり実際にはゼロだったということで、国なり、県なりから、いろいろな事業がおりてきまして、やらざるを得ないという部分もわかるのですけれども、やはりそのところは、1町ではちょっと無理かもしれませんが、近隣町村とでも組んで、うちの方には、こういうものは不要ですよということで、これからは突き返すぐらいな行政を行っていただきたいなという思いでございますので、この点もお願いをしておきます。

それと、緊急通報システム、ちょっとあちらこちらになってしまいますけれども、緊急通報システムなのですけれども、これは直接町の方に申請するのでしょうか、それとも民生委員さんを通してお願いするのでしょうか、そのところを1点お伺いしたいと思います。

それと、生活排水なのですが、水の汚水ですか、そういうものの調査をしているということですが、この支流の現地調査みたいなことはしているのでしょうか、そのところをお伺いしたいと思います。

また、観光振興につきまして、きょうから会議を持たれるということですが、遅きに失したかなという思いはございませぬ。観光立町で行くのだという町長以下皆さんがそういう声を上げている中で、それに対する町民の不満というものが、今までずっとくすぶっているわけですが、やはり町と観光協会、観光業の方が手を携えて、本当に観光でやっていけるような町をつくるのには本気で取り組んでいただかななくては困ると思ひます。そういった中で、今後よりよい町の観光についての方向が出せたらいいなと思っております。

それと、山村都市交流推進委員会、これは町内の方が、農業従事者でも入っているのかなと私は思っております。農業振興という部分で、町で農業をやっている認定農業者の方でも入って、本気で長瀬町の観光をPRしてくださっているのかなという思いがあったのですけれども、全くそのあれが違ったようですね。できれば、そのような形に持っていただけるとありがたいなと思っておりますので、この点はよろしくお願ひいたします。

それと、プールの問題ですけれども、これも修理して使う予定がない、今後の状況の中で、壊すことも視野に入れてやっていけばいいなと思っております。駐車場の話が先ほど出ましたけれども、使わないものに対して土地を借りておくというのはいかがなものかなという思いがございますので、そのような方向で行っていただければいいと思います。

それと、先ほどちょっと聞き忘れたのですけれども、騒音測定に18万9,000円入っておりますけれども、この成果はどのようなものでしょうか。お金を使うということは、やはりそれなりの見返りもほしいなと思うのですけれども、その成果をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、これはちょっとお聞きしたいなと思うのですけれども、介護保険ですとか、そういうものが年々増額される中で、グループホームとケアハウス、それと老健施設、この区分と申しますか、どれが一番お金がかかるのかなという疑問に思っているのですけれども、そのところをちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、緊急通報システムの申請の関係ですけれども、民生委員さんを通していただけたらありがたいと思います。緊急でしたら、担当の方へ話していただいても結構です。

それから、先ほどの施設のグループホームとケアハウスと老健施設でございますが、グループホームは少人数のアパートみたいなもので、介護が整ったアパートみたいなものと考えていただけたらと思います。それから、ケアハウスは軽費老人ホーム、やはりこれも言い方はちょっと変わりますけれども、同じような関係で、食事などの世話はやっていただける、自分でできるところは自分で、例えば洗濯とか、日常の身の回りの掃除とか、そこら辺は自分でやるということで、グループホームとケアハウスは同じようなもので、それぞれの居室が別々にあるということです。それから、老健施設でございますけれども、これは病院と家庭の中間施設ということで、病院の方は、医療の必要はもうないから退院してくださいと言われても、いきなり在宅、自宅に戻るのには不安があるという方が、3カ月から6カ月の間、こちらに入所して、在宅でちゃんとやっていけるようにリハビリなども兼ねて訓練をしながら自宅、在宅復帰を目指すという施設でございます。料金ですけれども、手元に細かい資料を持っていないのですけれども、ほぼ10万円前後の、これはどのところも同じぐらいかと思います。費用がかかるようになっております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） 先ほどの質問の1点目でございますが、荒川の支流で調査をされているのかどうかというご質問でございますが、荒川の白鳥橋のところで年2回行ってございます。その結果につきましては、水素イオンの濃度とか、それから浮遊物の質量とか、あとは酸素要求量とか、そういうものにつきまして、はかっていただいておりますが、その結果は、いずれも基準値以内ということになってございます。

それから、騒音測定の関係でございますが、こちらにつきましては、ことしの3月下旬に4地点で、昼間、夕方、夜間の3回測定をさせていただきました。これから地元等と話し合いを持つという形になってございますので、まだ成果というのは見えてございません。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

4 番、大島瑠美子君。

○4 番（大島瑠美子君） 国民健康保険のことでお聞きします。

高齢者が多くなりまして、74歳までということになりましたので、ここに書いてございますように歳出の方の保険給付費なのですけれども、これを見ると、1人当たり幾らとかは書いてあるのですけれども、しばらくぶりに高額療養で何人ぐらいたとか、どういう病気の人が多いかということのをちょっと知らせてほしいわけです。そうしめさんと、税金は上がるけれども、瑠美ちゃんと言われたときには、1人当たり幾らというよりも、何々の病気ですぐらいくかるから、しょうがないのだよねという説得力を、私は知っておきたいので、なるべく詳しくということではないですけれども、わかる範囲で教えてほしいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 4 番、大島議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

これは手元にある資料は、平成17年9月、10月、11月ごろの資料なのですけれども、高額療養の病名と、それから費用額等についての資料を持ってまいりましたので、そこをちょっと報告させていただきます。金額の多いものなのですけれども、1件で268万円程度、これは9月、10月継続して、ほぼ同額の医療費がかかっておりますが、これは病名は白血病というふうに伺っております。それから、そのほかでは144万円程度、これは脳溢血です。それから、123万円、これはがんだったようです。そうしたものが高額な医療の主立ったものでございますが、件数につきましては、台帳から全部拾い出しませんと、何件というのは、ちょっとわかりませんので、もし必要があるようでしたらば、その辺も整理して、後でお示ししたいと思います。

それから、高額療養費の状況についてご説明申し上げますと、これは国保の方の一般と退職の分なのですけれども、医療費の支給分ですね、ですから総医療費ではなくて、総医療費があって、その中で被保険者の方が2割とか3割払う額の中で、高額療養として保険者が被保険者に支払う分ですけれども、それについては、平成17年度では6,723万5,000円、高額療養費の支給分として出ております。月平均で約610万円をちょっと出ているということで、かなりの高額療養がかかっているということが推察できます。

それと、高額療養とは直接かわりはないかとは思っておりますけれども、長瀬町の疾病の状況でございますけれども、国保連合会からのデータを抽出いたしました、これは平成18年5月診療分なのですが、それを見ますと、悪性新生物、がんですけれども、これが5月で109件出ております。それから、内分泌、栄養及び代謝の疾患が203件、精神及び行動の障害が129件、目及び附属器の疾患が441件、それからこれは一番多いのですけれども、循環器系の疾患が893となっております。それから、呼吸器系が250、消化器系が186、それから尿路性器系の疾患が100、筋骨格系及び結合組織の疾患が332件というデータが出ております。これは平成17年度についても同様の傾向でありますので、高齢化に伴いまして、悪性新生物とか循環器系、そうしたところが非常に悪くなってくる傾向があるのではないかというふうな感じを持っております。また、必要なデータ等は用意させていただきますので、その辺の啓蒙等もぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

7 番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 二、三質問させていただきたいと思います。

行政報告書の36ページに下水道事業というのがあり、その下にし尿処理事業というのがありますが、この表を見ていて、人数を足したときに、私ふと疑問に思いました。というのは、(1)の下水道事業の中で処理人口というふうに載っているのですが、下の処理人口と意味合いが違うのですね。そのためにちょっと人数が多かったのです。ですから、この行政人口の下の処理人口というのは、処理対象人口とかというふうな形にしてもらった方が、よりわかりやすいかなというふうな思いがいたしたのですが。いわゆる実際につないだ場合には水洗化人口というのが別にあったもので、こちらの方が、結局現在接続されている人だなというので、やっとわかってくるような状態になっています。それなので、その辺のところの字句の整理といいますか、表現、読んですぐわかりやすくしてもらえたらということで、ひとつお願いというか、提案というか、させていただきたいと思います。

それから、自動車税が県から2%、取り扱った額について来るというふうに私は聞いていまして、町民挙げて、また町挙げて、町の窓口を使ってくださいということで、町民の方にもお願いしている中で、果たしてそれがどこに載っているのかとさんざん探したのですが、その中でやっと見つけたのが、本書の中で諸収入でありました。そして、諸収入の雑入の中で、欄といいますか、字句が備考のところいっぱい書いてあるのですが、これが県から来たものがあったり、町民からいただいたりとか、ちょっとした負担金としていただいたようなものとか、みんな順不同で載っているのですが、県から来たものとか、それから町の関係費であるとかというふうな形で、列記を少し整理してもらえれば、より見やすいかなというふうなことであります。先ほど話題になっておりました、町民プールのところといいますか、職員の駐車場なんかの利用料についても、その欄に載っていたわけなのですが、その辺幾らか項目をまとめながら、見やすくしてもらえれば、より探しやすいかなというふうなことであります。

私は決算書を見るときに、国の負担、県の負担といいますか、補助といいますか、そういうふうなものがどのくらいあるのかなというので、いわゆる財源が、予算書のときには載っているのですが、決算書のときには、なかなか載っていないので、収入の方と見比べながら見させてもらうようにしていて、果たしてこの金額はどういうふうな形で出ているのだろうかと思っているものですから、先ほど企財課長に決算書のフォーマットといいますか、この内容について、開いたときに右のページ、翌年度繰越額というのは3段ありますけれども、これは今回の決算書では、空白のまま最後までいっているのですね。もったいない欄だなというふうなことで、この辺に財源でも載れば、なおいいなと思いながらやったのですが、確かにそうなってくると、フォーマットの変更から、またパソコンのプログラムの変更とかというのものもあるかもしれないので、先ほどそれは企財課長に相談して、条例といいますか、規則というのですか、そういうようなことで、決算書でこういうふうなものを載せなさいということで、載っているということで、変えられないようなのですが、ですからこの字句の整理というのですか、項目の整理をして、探しやすいようにしていただけたらいいなというのを感じたところです。

それと、選挙関係になりますけれども、ポスターの掲示についてあるわけですが、ポスターの掲示につきまして、大体各行政区に一つぐらいずつ、いや、二つぐらいかな、設置されていると思うのですが、私どもが住んでいます大木小路区というところには、直接のところ一つもない。強いて言えば、投票所である消防コミュニティセンターの国道側にあるというふうなことなののですが、設置場所について、ここで人が見るのかなというような場所も結構あるような感じがいたしますので、その辺の見直しというか、検討もしていただけたらというふうなことで、一応お願いやらしておきたいと思います。

それから、あと一つだけ、建設関係というのですか、土木費の中で、本書の87ページに土木費で道路新設改良費の22節補償補填及び賠償金で流用になって、その下で補償金というふうな形で293万円出ているのですけれども、もし差し支えなかったら、どんな事故で補償したのか、お聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） 新井議員の、まず最初のご質問といいますか、ご提案というお話だったですけども、36ページの処理人口とその下の処理人口の違いがよくわからないということで、これはまた下水道組合とも調整させていただきまして、その辺の表記の仕方を検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 出納室長。

○収入役職務代理者出納室長（染野真弘君） 新井議員さんのご質問にお答えいたします。

決算書の31ページにございます雑入の自動車税取扱費交付金の関係でございますが、長年にわたりまして、こちらの雑入のところに掲載をさせていただいておりましたけれども、わかりやすい方法で記載できるように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 新井議員さんのご質問の、選挙の際のポスター掲示場の設置の位置の関係についてでございますが、この関係につきましては、選挙管理委員会の方にそういったご意見、ご提案があったということで、検討していただくよう提案してまいりたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、新井議員の道路新設改良費関係の22節節補償補填及び賠償金の中の補償金293万8,665円は、どういう用途があったのかということでございますが、平成17年度、道路改良工事4カ所実施しておりますが、そのうちの岩田5号線におきまして、電柱移設が当初必要なかったわけですが、道幅の関係で、どうしても電柱を移設しなければならなくなりまして、電柱移設ということで、補償金をN T Tの方に支払ったものでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第49号 平成17年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議がありますので、これより討論に入ります。

まず、議案第49号に対する反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 平成17年度決算認定について反対の立場から発言したいと思います。

まず、今私が何項目か質問いたしまして、納得いかないことがあって、再質問すればいいのでしょうけれども、長瀬町の財政状況というのは、この間の埼玉新聞に載ったように新たな借金はだめですよという

ようなことが載っている中で、果たしてこの長瀬町の財政について、どうしたらいいかということでは、この間岐阜県白川村にフォーラムで行ってきた中で感じることは、はっきり言って、自立するためには出費をなるべく減らして、国がお金を出さないという中で、名ばかりの地方分権と言いながら、小さな地方自治体をつぶしていくというようなやり方です。将来は道州制をしいて、国家統制ですべてをやっているというような、はっきり言って、大変な世の中になってしまうのではないかって心配しております。

そういう中で、長瀬町も公務員減らしの中で、先ほど私が言ったように役場職員が全員で行って旧新井家とか資料館の整理をして、運搬を職員でやったとか、あと課長さんが、国道沿いの草刈りをどういう立場で行っていたか知らないけれども、2人で頑張っていた姿を見ると本当に努力していると思います。しかし、まだまだ私は、本当に適正な委託料で払っているのか、役場職員もできることを委託していないか。また、委託するにも、もっとボランティア活動できないとか。あと、負担金の問題でも、従来旧態依然の負担金を払ってやっていないか。あと、補助金も、ただ補助金を出すのではなくて、観光業界や商工会や、そういう補助を出している団体に、幾らかでも出費を減らすために、補助金を減らすことができるか。また、使用料も適切な使用料と賃借料を払っているとか、また不用額でも、実際必要な修学旅行の、不用額は1,300万円もある中で、不用額をためるだけが能ではなくて、本当に子育て支援や少子化対策にお金を費やせるか、そういうことも検討する必要がある。また、給食センターの滞納問題でも、結局は、行ってもお金がない、できない、それだけで終わってしまっていないか。みんなで本当に検討しているのかということが、返ってくることは毎年同じような決算認定です。

そういう立場から、私は、この決算認定をそのまま受け入れることはできないので、反対いたします。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

11番、野口清君。

○11番（野口 清君） 議案第49号 平成17年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出とも適正に処理されていると認定いたします。

これをもって賛成討論といたします。

○議長（西山津智男君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号 平成17年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西山津智男君） 起立多数。

よって、議案第49号は認定されました。

お諮りいたします。議案第50号 平成17年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議がありますので、これより討論に入ります。

まず、議案第50号に対する反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場から発言します。

反対の理由、今医療費が伸びるということは、高齢化社会で当然ですけれども、しかし今の政治のやり方というのは、お年寄りに対する問題、また介護保険も含めて、40歳以上からの医療費の問題についても、やはり国民負担だけを多くして、そして国保税を国民健康保険の立場からきちんとやられていない。

そういう立場で、私は長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場から発言いたします。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

11番、野口清君。

○11番（野口 清君） 議案第50号 平成17年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出とも適正に処理されていると認定いたします。

これをもって認定する賛成討論といたします。

○議長（西山津智男君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 平成17年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西山津智男君） 起立多数。

よって、議案第50号は認定されました。

お諮りいたします。議案第51号 平成17年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第51号 平成17年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は認定されました。

お諮りいたします。議案第52号 平成17年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略して、これより議案第52号 平成17年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は認定されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時30分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第5、議案第53号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第53号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,477万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を28億9,587万9,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では県支出金、繰越金、町債などの増額及び地方特例交付金、繰入金の減額、歳出は財政調整基金費、財産管理費、企画総務費、社会福祉総務費、住宅管理費などの増額及び社会保険費、老人保険費、介護保険費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、議案第53号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,477万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億9,587万9,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、6ページ、7ページをごらんください。第2表、地方債補正の表でございますが、貸付予定額の決定によりまして、住民税等減税補てん債を850万円から820万円に、臨時財政対策債を1億5,000万円から1億5,390万円にそれぞれ変更するものでございます。

では、補正予算の内容につきまして説明いたします。12ページ、13ページをごらんください。補正予算の歳入の明細でございます。

款9 地方特例交付金につきましては、交付額の決定によりまして35万8,000円減額するものでございま

す。

款10地方交付税につきましては、普通交付税の交付額の決定により45万2,000円増額するものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金につきましては、障害者自立支援事業費等国庫補助金を地域生活支援事業の実施に当たり、29万5,000円補正するものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金につきましては、社会福祉総務費県補助金を国庫補助金と同様に地域生活支援事業の実施に当たり、14万5,000円補正するものでございます。また、老人医療費県補助金につきましては、平成18年度の補助金交付決定に伴いまして、1,000円増額するものでございます。

目3農林水産業費県補助金につきましては、集落農地利用調整事業の実施に当たり、20万円を増額するものでございます。

項3県委託金、目5教育費県委託金につきましては、子どもあんしん登下校推進事業の実施に当たり、14万円増額するものでございます。

款18繰越金につきましては、次のページをお願いいたします。前年度の繰越金が1億7,102万8,000円となりましたので、1億2,102万8,000円増額するものでございます。

款19諸収入、項4雑入でございますが、平成18年度家庭募金緑化事業交付金の決定により、12万6,000円を受け入れるものでございます。

款20町債でございますが、貸付予定額の決定により、住民税等減税補てん債を30万円減額、臨時財政対策債を390万円増額するものでございます。

款21繰入金でございますが、今回の補正予算では歳入が歳出を上回っているため、財政調整基金へ7,085万4,000円繰り入れさせていただくものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

次に、歳出の補正内容を説明いたします。16、17ページをお願いいたします。まず、款2総務費、項1総務管理費、目4財政調整基金費でございますが、平成17年度の決算剰余金が1億7,102万8,000円となりましたので、その2分の1以上であります8,550万円を積み立てるものでございます。これにより財政調整基金の残高は約2億4,500万円となる見込みでございます。

目6財産管理費につきましては、役場庁舎の建設後9年を経過してまいりました結果、冷暖房施設のための氷蓄熱システム冷却ヒートポンプチャラーというのが役場の屋上に2台あるのですが、その1台分の部品交換修繕費を当初予算でも計上させていただきましたが、予想以上に劣化が進んでいるため、設備機器の寿命を延ばして使用していくよう修繕を行う費用として154万7,000円増額するものでございます。

それから、項2企画費、目1企画総務費につきましては、TKCによる住民情報、税務情報、財務情報システムのウイルス対策を行うためにファイアウォールルーター設置やL G W A N設定変更などの手数料53万9,000円、ウイルス対策ソフトの使用料を4万1,000円、ウイルス対策機器の購入費用を70万8,000円増額するものでございます。

次に、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費につきましては、11節需用費は偽造防止用用紙や各種証明等交付用の窓口用封筒の作製費用18万4,000円の増額でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては、委託料の地域生活支援事業委託料

は、地域生活支援事業が10月から実施されますが、事業の内容から扶助費が妥当であろうということから、委託料62万1,000円を減額するものでございます。また、障害者自立支援法の制定に伴い、市町村ごとに障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画を定めることが義務づけられたことから、長瀬町障害者計画及び障害福祉計画策定業務委託料を170万5,000円増額するものでございます。計画策定業務委託の概要は、1,000人を調査対象とするアンケート調査の設問、集計、分析の委託や障害ごとに毎年度各種目のサービス必要量の推計、サービス提供見込み量の確保の方策や計画原案作成の委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、秩父郡内市町が協力して事業を実施する地域生活支援事業の知的障害分の相談支援事業の負担金を31万7,000円、精神障害分の相談支援事業の負担金を70万2,000円と、作業所である地域活動支援センターへの負担金60万円を増額するものでございます。また、秩父広域市町村圏組合負担金は、障害者自立支援法の施行に伴う障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、広域圏で設置する審査会への負担金96万1,000円の増額でございます。次の扶助費につきましては、委託料を減額したものを組み替えするための61万6,000円増額するものでございます。

次に、目3社会保険費につきましては、国民健康保険特別会計繰出金が、平成17年度決算に伴いまして3,964万4,000円減額するものでございます。

目4老人保険費につきましては、償還金利子及び割引料は、平成17年度の実績により県補助金について償還金を支払う必要が生じたため97万1,000円増額するものでございます。

18、19ページをごらんください。老人保健特別会計繰出金は、平成17年度決算に伴い653万3,000円減額するものでございます。

目5介護保険費につきましては、平成17年度の実績により県補助金について償還金を支払う必要が生じたので、134万円増額するものでございます。介護保険特別会計におきましては、平成17年度決算に伴い417万9,000円減額するものでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費につきましては、集落営農の組織化、法人化に向けて、地域の自主性に任せるだけではなく、農業委員がリーダーシップを発揮し、集落内の合意形成を図り、農地の利用、調整活動等を実施する費用として旅費を4万4,000円、消耗品を14万1,000円、切手代を1万6,000円、増額補正するものでございます。

項2林業費、目1林業総務費につきましては、家庭募金緑化事業交付金を受けて緑化運動を推進するため、町の花桜を植栽するための費用、補助金12万6,000円を委託料に組み替えるとともに、交付金の増額分12万6,000円を委託料に増額し、25万2,000円とするものでございます。なお、11節需用費は、緑の家庭募金宣伝用の札を作製するための8,000円でございます。

款7商工費、項1商工費、目2観光費につきましては、桜の老朽化のためか、枯れ枝が多く、枯れ枝の自然落下防止を未然に防ぐため、桜管理業務委託料を32万円増額するものでございます。

款8土木費、項1道路橋梁費、目2道路維持費につきましては、17節公有財産購入費につきましては、一部私有地を町道として使用している路線について町道機能を確保するため、土地を購入する費用140万円を増額するものでございます。

20ページ、21ページをごらんください。項3住宅費、目1住宅管理費につきましては、町営根岸団地の空き家の取り壊しを行うための費用754万1,000円を増額するものでございます。

次に、款10教育費、項1教育総務費の目2事務局費でございますが、児童がみずからの目線で通学路の観察や点検をして地域安全マップを作成することにより、児童の防犯意識を醸成する子どもあんしん登下

校推進事業を実施するための費用、報償金1万円、需用費13万1,000円を増額するものでございます。

項6 社会教育費、目2 公民館費につきましては、11節需用費は、危険物取扱保安講習受講料5,000円、体育室冷暖房用冷却ポンプや浄化槽ポンプなどの修繕を行うための費用27万9,000円を増額するものでございます。

以上が、今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） では、何点か質問します。

まず、13ページ、農業委員会に20万円をして集落農地利用調整事業県補助金ということで組まれて、予算化され、そして19ページに費用弁償、消耗品費、通信運搬費として組まれているわけですが、先ほど企画財政課長は、農業委員会に補助金を出すということは、今言ったように農業の、要するに耕さない農地の利用を調整していこうということなので、具体的には法人化して、組織化してやるということですが、もっと詳しくは、金額的には補助金をもらってやるわけですが、20万円という金額は、これから農業委員会の人たちに頑張ってもらわなければならないのかについて、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

あと、その下の子どもあんしん登下校推進事業県委託金、これは子供の安全マップをつくるという形で言われましたけれども、広報に載った大前さんが、子供の安全の問題で県から委嘱されたと聞きましたけれども、どんなことをやるのかについて、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

次に、17ページの負担金補助及び交付金というので、相談支援事業、知的障害者の負担金、精神障害者の負担金ということで、これは何人の方が、この負担金の恩恵にあずかるのか。そして、どういうことを具体的にはやっていく考えがあるのか。

あと、もう一つは、同じく17ページに長瀬町障害者計画及び障害福祉計画策定業務委託料ということで、障害者の計画は、既に配られた問題がありますけれども、どのような業務をやるのか。そして、この委託料をどういう形で委託していくのか、どんな業者にですね。それを報告願いたいと思います。

次に、19ページの委託料、緑の家庭募金緑化事業委託料ということで、この委託料については、どのような緑化の事業をやるのかについて、ちょっと報告されていない。それで、これはどんな木を植えて、話によると桜の木というふうに言われたのですが、具体的にどこに、どのような緑化をするのかについて。そして、下の委託料、桜管理業務委託料というので、ここにも32万円組んでありますね。このあれとの関係についてどういうふうになるのかについて、この辺についても説明をお願いしたいと思います。

最後の21ページですが、町営根岸団地空き家取り壊し工事として754万1,000円を組んだと。根岸団地は何軒壊し、何軒残り、そして空き家を取り壊した跡地を今後どう利用するのかについて考えているのか、報告願いたいと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） それでは、渡辺議員のご質問にお答えいたします。

集落農地利用調整事業の関係でございますが、この事業は10分の10の補助率でございますが、今年度新

たに県内の全農業委員会で実施する事業でございます。この事業の目的につきましては、集落営農の組織化、法人化が最終的な目的でございますが、今年度の事業内容といたしましては、その前段階といたしまして、農業委員によります地域の現地調査や現地指導、あるいは普及啓発事業を実施する予定となっております。

次に、緑化事業の関係でございますが、当初は12万6,000円の交付金を緑化に力を入れております行政区やボランティアの団体に補助金として交付いたしまして、緑化運動をしていただくという予定でございましたが、南北の桜通りの桜が老朽化いたしまして、枯れているものなどがございますために、交付金の増額もありましたことから、ボランティアの力をかりて桜の植栽を実施することになりましたので、委託料へ増額分を含めまして予算を移動させていただいたものでございます。事業内容といたしましては、高さ2メートルのソメイヨシノを25本、ボランティアの方に植栽をしていただくことになっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 子どもあんしん登下校推進事業についてご説明申し上げます。

補正予算書の13ページ、歳入のところにありますように教育費委託金ということで、これは県委託事業でございます。登下校中の児童の安全を図ることを目的に、児童がみずからの目線で通学路の観察や点検を行いまして、地域安全マップというものを作成することにより、子供の危険回避能力の向上を図ることを目的に実施するものでございます。委託金の内訳につきましては、1町村について10万円で、1校につき2万円掛ける学校数ということで14万円の委託金となっております。全国の小学校で実施されます。当町におきましては、2校の小学校で実施しまして、その成果品を冊子にまとめて全児童に配付する予定でございます。

なお、地域安全マップの作成の指導には、各学校の安全主任の先生、それと教育委員会の指導主事、このたび、先ほど渡辺議員さんからご紹介いただきました、これは県から委嘱されましたスクールガードリーダー、大前さんですが、スクールガードリーダーを長瀬町では学校パトロールと言っているものです。学校パトロールをやっている方の方のリーダー的存在の方になりますが、このスクールガードリーダーも指導に当たるということになります。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

相談支援事業の知的と精神の関係でございますが、これは10月から障害者自立支援法が始まりまして、そちらの方で市町村の必須事業ということで、地域生活支援事業を行うことになっております。その中に相談事業というのがございまして、これには身体も入りまして、知的、身体、精神となるわけですが、身体の方は郡市で協力して相談体制を既にっておりますので、知的と精神の分について、今回補正をお願いしたわけでございます。この二つの事業は、今まで県の事業として行っておりましたけれども、10月から町の方の必須事業となりますので、それぞれの町村ごとに専門職を置いて、本当ならば事業を行うべきところなのですが、町単独ではとても無理であるということで、秩父郡市で協力しまして、専門の事業者へ委託して経費を分担することになったものです。知的障害者の関係の相談事業は、市の相談活動を特にやっていただいておりますフレンドリーに委託の予定です。それから、精神障害者の関係は、中央病院でやっていますアクセスというところに委託する予定でございます。それで、負担割合ですけれ

ども、人口割と利用者で50%ずつということで、この金額が出ております。それから、恩恵を受ける方は何人かというお話ですが、知的障害者の手帳を既に受けている方が39人、それから精神障害者ですと、手帳を受けている方20人と、それ以外に通院費の関係もありまして、60人ほどおります。合わせて80人になりますけれども、手帳を受けてなくても、ご家族等の相談にいろいろ乗る予定でございます。

それから、長瀬町障害者計画及び障害福祉計画策定業務委託料の関係でございますが、町では、町の障害者計画を平成10年に策定しまして、平成11年から平成20年度までの10年間の計画としてやっております。それで、中間年であります平成14年度で見直しを行うこととなっておりましたけれども、合併の関係や、平成15年から施行されました障害者支援費制度や、ことしから始まります障害者自立支援法などの大幅な改正もありましたので、それからあと仕事の方ですけれども、平成14年に精神障害者の福祉が、それから平成15年に知的障害者の福祉が町の方へ権限移譲になるなど、本当に障害者をめぐる法律の改正や事務移譲などが続いたため、平成14年の中間見直しを行わずに、そのまま来ていたものでございますが、今回策定する障害者計画ですけれども、障害者基本法に基づきまして障害者施策に関する基本的な計画として策定が義務づけられました。

その中でも障害者福祉計画、これは3カ年の実施計画的なものなのですが、やはり障害者自立支援法で今年度中にとということで、策定が義務づけられまして、障害者計画に掲げる中の生活支援という中で、また障害福祉サービスに関する細かな計画を一体となって策定するということになりました。国の方では、ほかにも平成23年度までに現在の施設に入所している方の1割以上地域生活に移行する、要するに施設から退所して在宅に戻すというふうな形ですけれども、それとか平成24年度末までに精神で入院されている方もやっぱり退院するようにということで、退院促進を図っていくというふうなことも、そういう考えもございまして、今後必要なサービスの確保方策とか、それから高度な専門性を持った内容を決定していかなければならないということもありまして、これからの障害者福祉制度の改正と並行して策定していくには高度な専門性が必要とされますので、身体、知的、精神の3障害は、次々と移譲もされておりますので、ちょっと町だけの策定では非常に難しいということで、今度委託をしたいと考えているところで

す。

それで、どんな業者かということでございますが、まだ業者の方は決まっておりません。これから入札などでお世話になっていきたいと考えております。

それから、どんなことを委託するのかということでございますが、一般の方抽出で560人にアンケートと障害者、これは身障者、それから知的、精神、それから難病の方も入れまして、約440人にアンケートや実態調査をやらせていただきたいと考えております。

それから、計画の策定の方の関係では、先ほど企画課長からお話がありましたけれども、各障害ごとに毎年度のサービスの種目や必要容量、それからサービスの提供見込み量の確保の方策とか、それから二つの計画の原案の作成などを委託したいと考えておりますけれども、職員でできる部分、例えば印刷ですとか封入、郵送、それから回収の関係とか、それから原案の検討も当然職員も一緒に入ってやりまし、会議対策や計画の印刷等できるところは自分たちでやらせていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、19ページの桜管理業務委託料の関係のご質問でございますが、こちらの業務委託料の今回32万円の増額でございますが、桜の木の老朽化、老木化に伴いまして、枝などの自

然落下事故等の未然の防止のためにシルバー人材センターに委託を行っております南北桜通りや野土山、それから通り抜けの桜などの桜の木の枯れ枝の除去、除草、消毒、施肥、それから枝切り、それから毛虫等の駆除などの事業の充実を図るための増額補正とさせていただきます。

既に一部その辺の枯れ枝の除去とか、毛虫等の駆除も行っておりますが、老木となつてございますので、危険度が増しております。そのために充実させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 渡辺議員さんの質問にお答えをいたします。

現在町営根岸団地につきましては、20戸の住宅を管理しております。そのうち入居がある住宅におきましては6戸であります。今回補正をお願いいたしましたのは14戸でございます。また、跡地利用の関係につきましては、当団地につきましては、用地取得にかかった費用について、国の補助金をいただいておりますので、その空き地を別の利用、または売却することについては、今後県と協議が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 20ページの町営根岸団地空家取り壊し工事についてお伺いいたします。

ただいまこれにつきまして参事さんの方から回答ありましたけれども、14軒壊すということで、6軒残る。この6軒はまとまったところに6軒あるのでしょうか、それを一つお伺いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 6戸のうち4戸は集中しておりますが、2戸につきましては、大分離れております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 2戸が大分離れているということで、この取り壊し費用754万円をかけてやるということですが、土地を売買することはできないという話ですが、後々そういうような状況にもなったときに2戸だけ別なところにあるというのではなくて、2戸を4戸と同じところに移っていただいて、使い勝手のよい方法を考えた方がよいのではないかと思います。その2軒に移っていただくことは可能なのでしょうか。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 大澤議員さんの再質問にお答えをいたします。

渡辺議員からも質問があったのですが、多少重複するところがあるかもしれませんが、お答えさせていただきます。現在町営根岸団地につきましては、20戸の住宅を管理しておりますが、そのうち入居がある住宅は6戸であります。取り壊しは14戸でございます。この住宅につきましては、昭和45年度に建設したもので、激しく老朽化が進んでおります。特に最近では空き家に不法投棄等のごみの廃棄等も目立ってきてまして、防犯防火の上からも空き家の取り壊しは急務であると考えております。この団地の空き家住宅を撤去することにより、団地内の住環境の向上を図るとともに、火事や犯罪からも団地を守りたいと

考え、補正するものでございます。大澤議員さんを初め議員の皆様も根岸団地の立地条件、建物の老朽化はご存じと思いますが、改めて団地の立地条件及び建物の老朽化に至った経緯についてご説明をいたしたいと思います。

根岸団地につきましては、昭和45年度に20戸建設され、現在築36年たっております。木造住宅としての耐用年数は30年であることから、既に耐用年数を5年過ぎている住宅であります。当団地の建てられている土地は、山の日陰に当たり、降雨時は山の雨水が流れ込み、湿気しやすいところであるため、山に近い住宅は激しく老朽化が進んでおります。20戸あるうち現在は6戸の入居住宅があり、いずれも入居後10年以上、長い者は建設当時から35年以上住んでいる長期入居者がほとんどであり、世帯の収入状況から、今後持ち家を取得し、退去する見込みのある者はいないと考えられます。今回補正をお願いした空き家の14戸は点在しており、ご質問のとおり、入居世帯を集中させて、空き家取り壊し後の空き地の管理をしやすいことは、昨年来検討していたところであります。しかしながら、空き家を集中させる場所、どのようにするか検討しても、退去後、いわゆる閉鎖後です。9年から14年経過している住宅であるとともに、入居世帯を移動させなければならないので、空き家の改修費用及び移転費用も捻出することになります。先ほど申し上げましたが、入居世帯を集中させ、管理しやすいするためには、空き家の改修について検討し、業者に見積もりもとっております。幾つか検討した中で一番費用がかからない方法、床、屋根の張りかえ及び建物交換をする方法で、2戸で約800万円費用が必要になります。どちらも廃材の処分費を含んでおります。また、移転費についても2戸分31万2,798円の支出が必要になります。

したがって、移転費も含め、移転させる世帯の家賃収入、皆さん3,700円でございます。計算しますと、家賃62年分を徴収しても、まだ足りない状況であります。空き家そのものを改修し、世帯を集中させ、空き地を管理する、または売却するということは理想的でございます。しかしながら、一時しのぎに過ぎず、長い目で考えると、建てかえ住宅として位置づける根岸団地の入居者は、建てかえ時に移転させるか、そのまま退去を待つ方法がよいと考えられます。蔵宮団地入居者とも話し合いを続けておりますが、ご質問のとおり、集中管理するのが一番いいわけですが、町といたしましては、一番よい方法として、現在野上下郷の滝の上ですか、にあります塚越団地に移転させる方法が一番経費がかからなくてよいと考えております。蔵宮団地もいまだ移転入居者は出ておりませんが、本根岸団地につきましても、今後他の団地への移転をお願いしてまいりたいと存じます。

なお、跡地利用につきましては、先ほど渡辺議員さんに申し上げたとおり、国の補助金が投入されておりますので、その空き地を別の利用、売却することは、今後県との協議が必要になってきます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 今床と屋根を直すだけで2戸で800万円かかるというお話でしたけれども、1戸がどのくらいの建坪になっているのでしょうか。随分高いような気がするのですけれども、新築住宅でもこんなに高いかなというような思いがしておりますけれども、そのところをちょっと教えてください。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 建物につきましては33.1平米、そのほかにお風呂場、洗面所、脱衣所等を兼ねます木造の物置が1棟でございます。こちらにつきましては7.3平米の木造建物でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 本体が10坪ということで、ということは一坪40万円ですかね。随分高いような気がするのですね。新築でもそのぐらいでできてしまうのではないかなという思いがするのですけれども、業者さんに見積もっていただいたかなと思うのですけれども、ボランティアで、そんなにお金もうけでなくて、お金をかけない方法でやれば、100万円まではかからないでできるのではないかなというようなお話をされる方もおります。そういう声が参事兼建設課長さんの方には入っていますでしょうか。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 当然そのようなお話は耳に入っております。しかしながら、先ほど来やじかどうか分かりませんが、そんな高いお金がかかるのかというようなお話がございますが、移転するところにつきましては、いろいろ検討しても、閉鎖して、まるっきり閉めてしまってから14年、11年、10年、まるっきり木造住宅を閉めて10年以上たっている住宅で、私は修繕が可能かどうかということには、建設課長として非常に疑問を持っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） この2軒につきまして、これから交渉してまいるというお話ですけれども、まとまっているところの4軒も念頭に入れて、この4軒の方で、出てもいいよという方、そんな方も交渉次第でいるかなという思いもあります。そういった中で、できれば一つのところにまとめていただいて、それでやっていただくのが一番いいかなと思いますので、それとボランティアでやってもいいよというような声もぜひ念頭に入れながら計画を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 大澤議員さんのおっしゃるとおり、2戸に限らず根岸団地の4戸、蔵宮団地の5戸、この11戸につきましては、ぜひ違う住宅に転居してくれないかということを常々お話しているところでございますので、今後とも努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第53号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第6、議案第54号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第54号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,821万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,752万2,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、繰越金の増額及び繰入金の減額、歳出は老人保健医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金償還金の増額及び老人保健事務費拠出金、介護給付費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第54号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,821万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,752万2,000円とするものでございます。

歳入歳出補正の内容につきましては、本補正予算説明書によりご説明いたします。最初に、歳入予算の補正内容につきましてご説明いたします。6、7ページをお開きください。

こちらが歳入になっております。款5国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金のうち老人保健拠出金負担金分でございますが、社会保険診療報酬支払基金において老人医療費の支払い等を行うための拠出金に対する国庫負担金の増額分について424万2,000円を追加するものでございます。介護納付金負担金分につきましては、介護保険第2号被保険者の介護保険料を社会保険診療報酬支払基金に納付するものですが、負担額が当初見込額を下回ったため、国庫負担金の減額が見込まれるため、減額補正するものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金ですが、老人保健医療費拠出金の増加に伴い、普通調整交付金の増額が見込まれることから追加補正するものでございます。

次に、款7県支出金、項1県補助金、目2都道府県財政調整交付金の普通調整交付金ですが、療養給付費負担金の平成17年度実績の一定割合で交付されますが、交付金の増額が見込まれるため、追加補正するものでございます。

款8共同事業交付金、項1共同事業交付金、目2保険財政共同安定化事業交付金ですが、これは都道府県内の市町村間の保険料の平準化、財政安定化を図るため、10月から事業を実施されることになったことにより、交付金として4,634万6,000円が見込まれることから補正するものでございます。

款10繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、出産育児一時金ですが、昨年度の出産が見込みより少なかったため、一般会計から繰り入れた額に余剰が生じたことによりまして、繰入金の160万円を減額させていただくものでございます。その他一般会計繰入金の財源化医療費繰入金につきましては、療養費に残が生じたため、繰入金を減額するものでございます。保健事業費繰入金につきましては、がん検診の実績が増加したことにより、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

款11繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金ですが、平成17年度の国保特別会計決算額の確定によりまして、差額が生じたことにより増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出予算の補正内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。款2保険給付費、項5出産育児諸費、目1出産育児一時金ですが、繰入金を減額したため、財源の組み替えを行うものでございます。

款3老人保健拠出金、項1老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金ですが、老人保健医療費拠出金額の通知に基づきまして社会保険診療報酬支払基金への拠出金の増額を行うものでございます。

項2老人保健事務費拠出金でございますが、社会保険診療報酬支払基金に事務費分として拠出するものですが、拠出金額が当初見込額を下回りましたことから、減額するものでございます。

款4介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金の介護給付費納付金でございますが、第2号被保険者の介護納付金につきまして、平成18年度の納付金の額が確定したことにより減額するものでございます。

款5共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目3保険財政共同安定化事業拠出金ですが、都道府県内市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、今年10月から実施される事業でございますが、その事業実施に際しましての拠出金でございます。なお、拠出金の額は、連合会で定めるということになっております。

次に、10、11ページをごらんください。款9諸支出金の償還金利子及び割引料でございますが、過年度分の額が確定したことによりまして、超過交付を受けていた分について社会保険診療報酬支払基金に償還するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第54号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第7、議案第55号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第55号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,733万5,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では国庫支出金、繰越金の増額及び支払基金交付金、繰入金の減額、歳出は一般管理費、償還金の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要を生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 続きまして、議案第55号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,733万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容についてご説明いたします。最初に、歳入補正の内容について説明させていただきますので、説明書の6、7ページをごらんください。

款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1医療費交付金ですが、過年度分の社会保険診療報酬支払基金からの老人保健医療費交付金の額が確定したことにより、超過交付を受けていた分について減額するものでございます。

目2審査支払手数料交付金ですが、過年度分の審査支払事務費交付金が増加されることが確定したことにより増額補正するものでございます。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金の過年度分ですが、過年度分の額が確定したことにより追加交付されることになったため、増額補正を行うものです。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、医療費繰入金ですが、繰越金及び償還金等の額が確定したことにより残が生じたことから、繰入金を減額するものでございます。事務費繰入金につきましては、今年度予算の一般管理分について、一般財源である繰越金で対応するため、財源の組み替え及びリーフレット作成の経費について追加補正するものでございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、平成17年度決算額の確定により繰越金の増額を行うものでございます。

続きまして、歳出補正の内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。款1総務費、

項1 総務管理費、目1 一般管理費でございますが、医療制度改正の周知用にリーフレット500部を購入いたしまして、窓口で配布するようにしたいと考えております。その印刷製本費でございます。

次に、款2 医療諸費、項1 医療諸費につきましては、財源の組み替えを、項2 償還金につきましては、過年度分の実績確定に伴いまして、医療給付費県負担金の償還を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第55号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第8、議案第56号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第56号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,751万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,084万8,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では繰越金の増額及び繰入金の減額、歳出は介護保険給付費支払基金積立金の増額及び第1号被保険者保険料還付金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要性が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第56号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,751万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,084万8,000円とするものですが、今回の補正は過年度分の額の確定等によるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。6、7ページをごらんください。こちらが歳入になっております。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金でございますが、保険給付費支払額の一定割合について一般会計から繰り入れしているものでございますが、前年度分の繰入金の超過分について、本年度分の繰入金を減額するものでございます。

目4その他一般会計繰入金の事務費等繰入金ですが、前年度の額が確定したことによりまして、残金が生じたため、繰入金を減額するものでございます。

項2基金繰入金、目1介護保険給付費支払基金繰入金ですが、介護サービスに要する経費に充てるため、基金から繰り入れをするものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、前年度の介護保険特別会計の決算額の確定によりまして、繰越金の額が当初予算額を上回ったため、差額分を追加するものでございます。

続きまして、歳出補正の内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。款1総務費及び款2保険給付費でございますが、一般会計からの繰入金の減額及び前年度からの介護保険特別会計からの繰入金の増額に伴いまして、財源の組み替えを行うものでございまして、額については、移動等はありません。

次に、10、11ページをごらんください。款5基金積立金でございますが、保険給付に要する費用に充てるための財源として基金に積み立てをするものでございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金の第1号被保険者保険料還付金でございますが、第1号被保険者の死亡や転出等に際しまして還付をするものですが、前年度分の額の確定により減額をさせていただくものでございます。

次に、目2償還金ですが、過年度分の国等の負担金、交付金等の額の確定によりまして、超過交付を受けていた分について返還をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第56号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後3時39分

再開 午後3時55分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第9、議案第57号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第57号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

埼玉縣市町村総合事務組合に「熊谷市」及び「蕨市」を加入させること並びに同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第57号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてご説明申し上げます。

先ほど町長の提案理由の説明にありましてとおり、地方自治法第286条第1項の規定により、平成18年10月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に「熊谷市」及び「蕨市」を加入させ、同組合規約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

それでは、主な変更内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。第4条第2号アの改正でございますが、これは引用法令の条文が繰り下がりましたので、「第15条の7」を「第24条」に改めるものでございます。

次に、別表第1の改正でございますが、これは組合の構成市町村等に「熊谷市」及び「蕨市」を加えるものでございます。

次に、別表第2の改正でございますが、これは第4条第2号に掲げる非常勤消防団員等の公務災害補償に関する事務等を共同処理する組合市町村に「蕨市」を加え、第4条第3号に掲げる交通災害共済に関する事務を共同処理する組合市町村に「熊谷市」を加えるものでございます。

次に、裏面の別表第3の改正でございますが、これは第6条に規定されております組合議会議員の選挙区の第1区に「熊谷市」及び「蕨市」を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、この規約は平成18年10月1日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第57号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の説明、採決

○議長（西山津智男君） 日程第10、議案第58号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（西山津智男君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第58号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

来る9月30日に任期満了となります四方田眞一氏におかれましては、平成14年10月から委員としてご活躍いただきましたが、今期限りで辞任したいとの申し出がありましたので、その後任の人事であります。

福島博氏は宮沢区にお住まいで、昭和52年に立正大学短期大学部を卒業され、家業である株式会社東洋精工の社長に23歳の若さで就任され、現在に至っております。この間、長瀬第二小学校PTA会長、長瀬町商工会青年部長を初め秩北法人会青年部長、町の各種審議会委員など要職を歴任され、多彩な活躍をされている方でございます。長瀬町教育委員会委員として福島氏を任命することについて議会の同意をいただきたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第58号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり同意されました。



◎議案第59号の説明、採決

○議長（西山津智男君） 日程第11、議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（西山津智男君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、富田正子氏におかれましては、平成16年からご苦勞いただいておりますが、平成18年12月31日で任期満了となり、今期限りで辞任したいとの申し出がありましたので、後任の候補者でございます。

野村滋子氏は、昭和46年4月より教職につかれ、平成17年3月に長瀬第一小学校を最後に教員を退職されました。現在は、長瀬第二小学校で子供と親の相談員としてご活躍されておる方でございます。人格円満であるとともに責任感が強く、地域の人望も厚いため、人権擁護委員としての活躍が期待できるものと思われまので、人権擁護委員候補者として推薦することについて同意をいただきたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、これより議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり同意されました。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） これより請願の審議を行います。

日程第12、請願第1号 上限金利を引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正に関する請願を議題といたします。

事務局長に請願書を朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 朗読が終わりました。

紹介議員、関口雅敬君の趣旨説明を求めます。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 私は、埼玉弁護士会において金融問題を担当されている久保田弁護士から、この請願の紹介議員となってほしいとのご相談を受けました。私も、このことを新聞紙上などで目にし、社会問題化していることを憂慮しておりましたので、この請願の紹介議員となることにいたしました。

現在、低迷する社会経済の影響もあって、銀行や消費者金融などから返済能力を超える借り入れをして苦しんでいる多重債務者が多くいます。この背景には、貸金業規制法第43条の「みなし弁済」の規定を適用し、利息制限法の上限は上回るが、出資法の第5条で規定する金利は下回る、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多くあるということがあります。

また、出資法の附則において、日賦貸金業者と電話担保金融に特例金利を認める規定が定められています。返済方法が多様化する現在において、日賦の返済形態のみに特例を設けること、電話加入権が財産的価値を失いつつあるのに電話担保金融だけに特例を設けること、これらは社会的現状に即しないばかりか、悪質な取り立ての温床となっている事実があります。

このように例外的に高い金利の適用を認めている規定があるため、それが通念化され、貸金業者の優位な状況を生み出していることは明らかなです。こうした事情を考慮に入れ、借受者保護の視点を重視すると、「グレーゾーン金利」を誘発する貸金業規制法の「みなし弁済」の規定の廃止と、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げるなどの法令の改正が必要だと思えます。

本年1月、最高裁判所は「グレーゾーン金利」を事実上否定する判断を示し、その後金融庁からは「グレーゾーン金利」を撤廃する方針が打ち出されています。

当議会においては、こうした動きを見据え、借受者の不安が解消される日が早期に訪れるよう、政府などに働きかけるべく、この請願を採択されるようお願いいたしまして、紹介者の趣旨説明といたします。

○議長（西山津智男君） これより本請願について紹介議員の説明に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、本請願については常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第1号 上限金利を引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正に関する請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（西山津智男君） 起立全員。

よって、請願第1号 上限金利を引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正に関する請願は採択することに決定いたしました。



◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（西山津智男君） 日程第13、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題いたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程の追加

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

ただいま梅村務君から発議案第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第14として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書を日程に追加して、追加日程第14として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 追加日程第14、発議案第3号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書を議題といたします。

事務局に議案の配付をいたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（西山津智男君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 発議案の内容等について梅村務君の説明を求めます。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 発議案第3号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書の提出でございますけれども、若干の私見的観点から述べてみたいと思います。

昨今のテレビ、新聞等で皆さんもご承知と思いますが、自民党の懇談会の中で、今9年先延ばしにしようというような意見も出ている。それをきのうあたりですと、2年縮めたらどうかというような話が出ている。そういうことで、なぜ自民党はそういうことをやっているのかといいますと、いわゆる法の規制の改することに対して全く理論がない、自民党の中に理論がないということであります。少なくとも多重債務者が150万人という、大体80人に1人、子供も含めてですね。それだけの人たちが今多重債務に苦しんでいる。そういう中で、この金利の改正が行われないということに対しては、まことに不可解であります。そういう意味を込めまして、意見を述べたいと思います。

長引く不況もあり、多重債務者がこれまでもなくふえ、社会問題として取りざたされております。これは利息制限法と出資法とで、それぞれ定められた利息の上限率の差、いわゆる「グレーゾーン金利」と言われるものですが、これを貸金業者が適用させていることが、一つの理由と言えます。

このように利息の規定に特例を設けたことが、貸金業者に有利に働いている状況を考えると、これを是正し、公正な制度となるよう法令の改正が必要であると考えられます。

したがって、関係機関に対し意見書の提出をする議案を提案するものであります。

以上の理由をもって説明とさせていただきます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第3号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

ただいま梅村務君から発議案第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号 道路財源の確保に関する意見書を日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 追加日程第15、発議案第4号 道路財源の確保に関する意見書を議題といたします。

事務局に議案の配付をいたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（西山津智男君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 発議案の内容等について梅村務君の説明を求めます。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 発議案第4号について説明いたします。

ただいま局長の読まれた意見書の内容のとおりであります。道路財源といいますと、揮発油税、あるいはガソリン、また重量税、それから取得税等が多分含まれているのだと思います。そういう中で、その財源をいわゆる一般財源の方へ移そうという議論が、ここのところずっと頻繁に行われているわけであります。

去年の12月17日における政府与党の、この意見書の中にもありますけれども、そういうものが発表されて、俄然活発化されてきたということでもあります。いわゆるインフラ整備ということで、道路は、中山間

地においては、未整備なところがまだまだいっぱいあります。そういう中で、特に秩父地方においては、そういう場所がいっぱいあるわけでありますが、もし一般財源化されますと、いわゆる道路整備予算が少なくなるということで、ますますその整備がおくれるということになります。その辺に対して意見を述べさせていただきます。

道路は、どの地域にとっても重要なインフラであります。これは当然、秩父地域にも言えることで、移動手段を自動車に頼らざるを得ない山間地の住民にとっては、道路整備の拡充は最も高いニーズと言えます。

現在、政府は特定財源制度の見直しを進めており、その中で道路特定財源の一般財源化も検討事項とされています。このことが決まれば、道路整備へ注がれる財源が削られ、特に山間地、秩父地域の道路整備に必要な経費が十分に確保されず、整備の遅滞が起こり得ることも考えられます。

したがって、道路特定財源を一般財源化することなく、これを堅持し、地方の実情や声を十分に聞き入れながら、道路政策が進められるよう政府へ働きかけるため、関係機関に対して意見書を提出する議案を提案するものであります。

以上です。



◎会議時間の延長

○議長（西山津智男君）　ここで、会議時間を延長いたします。

○議長（西山津智男君）　これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」言う人あり〕

○議長（西山津智男君）　ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第4号　道路財源の確保に関する意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君）　異議なしと認めます。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎閉会について

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長あいさつ

○議長（西山津智男君） 閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 本議会終了に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただき、慎重なご審議の結果、原案どおり議決、承認、同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分にこれを検討し、前向きに対応してまいりたいと考えます。

これから台風シーズンの時期であります。町民の生命、財産を守るため、最大限の体制を引き、素早い対応をとってまいりたいと思います。

また、21日からは秋の全国交通安全運動が始まります。交通事故に遭わないよう、また起こさないよう十分注意していただきたいと思います。

なお、飲酒運転等による交通事故が、連日報道されていますが、私は、常日ごろから職員には「飲酒運転は絶対にするな」と伝えております。職員は「飲んだら乗らない」を徹底していることと思いますが、もし仮にそのような行為がありましたら、厳しい対応をとってまいりたいと考えております。

さて、これから秋本番を迎え、地域での行事も多くなり、恒例となっております敬老会、消防団特別点検や町の表彰式など、皆様のご協力をお願いすることも多々ございますが、よろしくお願いを申し上げます。

朝晩涼しくなり、秋めいてまいりましたが、まだ暑い日もあるかと思います。また、夏の疲れから体調を壊しやすい時期でもありますので、皆様にはくれぐれもご自愛の上、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

それでは、2日間にわたり大変お疲れさまでした。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（西山津智男君） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝申し上げる次第です。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦勞に対し、深く敬意を表します。

以上をもちまして平成18年第3回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞さまでございました。

閉会 午後4時49分

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第45号

平成18年第3回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年9月7日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成18年9月12日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

2 番	関	口	雅	敬	君	3 番	村	田	正	弘	君
4 番	大	島	瑠	美	子	5 番	齊	藤		實	君
6 番	野	原	武	夫	君	7 番	新	井	利	朗	君
8 番	大	澤	夕	キ	江	9 番	梅	村		務	君
10 番	西	山	津	智	男	11 番	野	口		清	君
12 番	岩	田	義	和	君	13 番	染	野	光	谷	君
14 番	渡	辺		強	君						

不応招議員（なし）

平成18年第3回長瀬町議会定例会 第1日

平成18年9月12日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

2番 関 口 雅 敬 君

14番 渡 辺 強 君

8番 大 澤 タキ江 君

3番 村 田 正 弘 君

7番 新 井 利 朗 君

9番 梅 村 務 君

4番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号～議案第52号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（13名）

2番	関	口	雅	敬	君	3番	村	田	正	弘	君
4番	大	島	瑠	美	子	5番	齊	藤		實	君
6番	野	原	武	夫	君	7番	新	井	利	朗	君
8番	大	澤	夕	キ	江	9番	梅	村		務	君
10番	西	山	津	智	男	11番	野	口		清	君
12番	岩	田	義	和	君	13番	染	野	光	谷	君
14番	渡	辺		強	君						

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	村	田	六	郎	君
参事兼 総務課長	新	井	敏	彦	君	参事兼 町民課長	近	藤	博	美	君
参事兼 建設課長	平		健	司	君	企画財政 課長	齊	藤	敏	行	君
税務課長	中	川		昇	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君
観光課長	大	澤	彰	一	君	産業課長	若	林		実	君
収入役職 務代理者 出納室長	染	野	真	弘	君	教育次長	大	澤	珠	子	君
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君						

事務局職員出席者

事務局長	南	昭	書記	石	川	正	木
------	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（西山津智男君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成18年第3回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成18年第3回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（西山津智男君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（西山津智男君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（西山津智男君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成18年5月から7月にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

6月24日に、秩父市の秩父ミュージックパーク音楽堂で、「ちちぶ農業協同組合合併10周年記念式典」が開催され、副議長大島瑠美子君に出席していただきました。

7月5日に、秩父市の秩父宮記念市民会館で、「平成18年度秩父地区暴力排除推進協議会常任理事会及び総会」が開催され、出席いたしました。

7月21日に、秩父市役所で、「秩父地域議長会第1回定例会」が開催され、副議長大島瑠美子君ともども出席いたしました。

8月1日に、秩父宮記念市民会館で、「定峰峠トンネル開削促進期成同盟会」並びに「国道140号秩父中央バイパス建設促進期成同盟会」の平成18年度定期総会が開催され、出席いたしました。

8月14日に、皆野町役場前のおまつり広場で、「第38回秩父音頭まつり」が開催され、出席いたしました。

8月20日に、横瀬町町民会館で、「第21回ヨコゼ音楽祭」が開催され、副議長大島瑠美子君に出席していただきました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（西山津智男君） 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 皆さん、おはようございます。一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、平成18年第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

定例会開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしの夏は、梅雨明けが遅く、夏の到来が例年より若干おくれたようではありますが、8月に入りますと、暑い日が続き、夏の風物詩でもある高校野球は、連日熱戦が繰り広げられました。特に決勝戦は引き分け再試合となり、球史に残る名勝負が繰り上げられ、感動、勇気、元気をもらったのは、私だけではないと思います。

国内の政治情勢につきましては、自民党の総裁選が去る8日に告示され、3人の方が立候補されました。与野党の勢力関係から自民党の総裁は総理大臣に指名されることになると考えられますので、新しく総理大臣になられる方には、地方の集合体が国家を形成しているということを肝に銘じ、地域間格差の拡大を是正し、地方の実情をご理解の上、国の最高責任者として、真に国民の安心・安全のため、手腕を振るっていただきたいと希望するものであります。

さて、ここで6月定例会以降における各課の所管事務から主だった事項についてご報告を申し上げます。

初めに、健康福祉関係について申し上げます。7月3日に秩父地区保護司会、長瀨町更生保護女性会のご協力により「第56回社会を明るくする運動」の町内巡回啓発活動を実施いたしました。これは犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動で、当日は小中学校や幼稚園・保育園を訪問して、啓発用品を配布し、明るい地域づくりを呼びかけました。

次に、観光関係についてご報告申し上げます。当町の最大のイベントである「長瀨船玉まつり」が、ことしも8月15日に「長瀨船玉まつり実行委員会」の主催により開催されました。当日は、時々雨が降る天候ではありましたが、大勢のお客様や関係された方々の熱意によりまして、無事、船玉まつりを終了することができました。ありがとうございました。また、祭りの最後を飾る皆様方のご協賛による花火大会も、多少の風も手伝って一段と夜空に映えたように思われました。

なお、見物客は約4万人と伺っておりますが、あいにくの天候にもかかわらず、また同日近隣で大きな花火大会が行われたにもかかわらず多くのお客様においでいただけたことは、長瀨の自然を生かした打ち上げ花火に魅力を持たれている人が多いことだというふうに再確認をしたところでございます。

翌16日のボランティア清掃も、雨の中、埼玉県シラコバト賞を受賞されました東洋パーツ株式会社社員の皆様を初め地元の関係者の皆さん、大勢のボランティアの方々にご参加をいただきました。また、今回は社会福祉協議会で企画いたしましたボランティア体験ということで、長瀨中学の生徒20人にも参加をし

ていただきました。限られた時間ではございましたが、皆様のご協力によりまして大きな成果を上げることができました。「船玉まつり」開催にご協力いただきました方々、またボランティア清掃に参加いただきました皆様に、この場をおかりしてお礼を申し上げます。

最後に、教育委員会関係についてご報告申し上げます。初めに、学校教育関係についてですが、毎年盆明けに実施していただいている、秩北建設組合・長瀬支部の皆さん約20名による小中学校校舎等の修繕奉仕作業を本年も8月17日に実施していただきました。

次に、社会教育関係ですが、例年実施しております「人権教育並びに青少年教育推進・夏休み映画会」を町内8会場で行い、235人の参加をいただきました。

以上、今定例会までの主な事項についての報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の改正・廃止案5件、平成17年度の決算認定4件、平成18年度補正予算案4件、組合規約の改正1件、人事案件2件の合わせて16件でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。いずれも町政進展のため大変重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決または承認、同意を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（西山津智男君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（西山津智男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

2番 関 口 雅 敬 君

5番 齊 藤 実 君

6番 野 原 武 夫 君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（西山津智男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの3日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの3日間とすることに決定いたしました。



◎町政に対する一般質問

○議長（西山津智男君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは最初に、2番、関口雅敬君の質問を許します。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） それでは、質問をさせていただきます。

住民サービスの低下及び負担増について町長にお伺いいたします。「合併をしないという選択によって、行政改革という名のもとに町民の皆さんへの負担増とサービスの引き下げが行われようとしている」と昨年12月議会で質問をいたしました。実際に今年度に入ってから固定資産税や保険税などの税金の増額や医療費の負担増など、町民の皆さんへの負担が重くのしかかってまいりました。このようなサービスの引き下げや負担増をする場合は、町単独の運営をするという選択をする際、町民の皆さんの理解を求めするため、十分な説明をするべきであると再三にわたり意見を申し上げてまいりました。またしても、こうした十分な説明のないまま増税等が行われたことに対し町長の見解をお伺いいたします。

2番目、財政運営について町長にお伺いいたします。6月20日、北海道夕張市は、総務大臣に対し地方財政再建促進特別措置法の「財政再建団体」の指定を受けるための申請をすることを表明しました。この夕張市の粉飾決算問題は、自治体関係者に大きな衝撃を与えました。十分な税源を地方に譲渡しない小泉内閣の三位一体改革により、これからも財政破綻する団体が出ることが予想されます。財政再建団体は、実質収支の赤字額が標準財政規模の20%以上になったときに対象とされると聞いています。長瀬町では、現在この赤字額はどのくらいなのでしょう。長瀬町でも決して他人事ではありません。もはや従来のような予算編成や自治体運営では立ち行かなくなることを自覚すべきであり、財政状況をわかりやすく町民に伝え、危機感を共有し、行財政改革に手をつけるべきだと考えます。これからも合併せずに単独で行くのか。行くとしたら財政破綻しないためにどのような方策を実施するつもりなのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今年度に入ってから固定資産税や保険税が増額されたところのご指摘ですが、町が税を具体的に賦課徴収するためには地方税法の定めによる範囲内で、その税目、課税客体、課税標準、税率、その他の賦課徴収について条例で定めなければならないとされています。このため、財政事情などにより、増税を図るため、

税率などを改正しようとする場合には必ず議会の承認が必要になります。ご指摘の固定資産税の増額につきましては、地目の不一致調査の結果、増額となった納税者のことを言っているものだと思います。しかし、今回の未調査家屋、地目不一致調査事業は、調査漏れの家屋や不一致地目の累積を解消させ、固定資産税における課税の適正化と公平性を図ることを目的に行ったものでありまして、増税が目的ではありません。結果的に増額となった方もおいでになりますが、これまで適正な課税がなされていなかった方との均衡を図る上からも必要な措置と考えております。このことは、これまでと変わった新しいことを行ったわけではなくて、これまでも実施してきた中で積み残されたものがありましたことから、今回調査体制を整えた上で実施したものであります。法律などの基準に合わせたものであります。

国民健康保険税につきましては、平成16年12月議会において、昭和62年以降17年ぶりに税率改正をお認めいただき、平成17年度から実施をしております。国保税につきましては、医療給付費を初め国保事業に要する経費から国庫負担金などを除いた費用を保険税で賄うことが原則で、毎年医療費などの総額を見込み、保険税額を算出し、税率などを改正することは本来の姿であります。年々医療費などが増加する中で、一昨年までは一般会計からの繰入金などでしのいでまいりましたが、国保財政の健全な運営を行うため、国保運営協議会の答申をいただきまして、税率を改正させていただいたものであります。いずれにいたしましても、当町において、今年度新たな負担増やサービスの引き下げを行ったことはありません。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今町長の答弁がありました。私も細かくやると、固定資産税の地目変更、課税増税はいかがなものかと思っております。それも今町長が言うように合っているのかもしれないのです。合っているのだけれども、少しは町長、血の通った対策を私はしてほしいと。合併できない、合併しない、町民の皆さんと協働してまちづくりをするのだという町長が、今回こんなに多くの固定資産税の地目変更で困っている方を出してしまったのです。私は、これをやるのだということだったら、例えば6カ月、あるいは1月1日で見直したったら、来年の1月1日で、このことについて直さなければ、今町長が言うように皆さんの同じように戻しますよという、そのぐらいの私は説明があってもよかったのではないかと思います。

今言ったように、取る方は、今言うように町長は、建前で言っていますけれども、私は町民へのサービスの低下について、私は試してみました。それは固定資産税の件が出ていたので、今言ったとおりなのですけれども、その固定資産税の期限に私は納付をしないでいました。そしたら1カ月たたないうちにもう70円の督促状が私のところに届きました。そのことで、税務課の方はきちんと仕事をしているのだと思うのです、いろいろやることに對して。私は、さっきも言うように血の通った行政ができませんかということで、一つ例を出しますけれども、例えば児童手当が1年もわからずに払われなかったケースがあるので。それで、その後、その方は町にお願いしたのだけれども、それは申告制で、期限もということで、それは却下されている現状です。取るのと払うので、こんなにも温度差が出ているのですよね。それで、さっきも言うように、町長にぜひ私はお願いなのですけれども、こういう地目変更を特に取り上げますけれども、もうちょっと血の通った行政ができないでしょうか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

私が就任したのが平成13年でありましたが、このとき就任直後に、この課税の不公平ということに気が

つきました。それは今具体的には税務課長からご答弁をいただきますが、3,000を超えるような大きな見直しをせざるを得ないような状況にありました。そういう中で、実はすぐそのことに着手をしたかったわけではありますが、いろんな会合で、地目の不一致がありますというお話は申し上げてきています。そういう中で、課税をすることについての原理原則というのがありまして、その手続に従ってやったわけでございます。とにかく4年もたったということは、その間にいろんな情報交換等々がありましたが、国体という大きな仕事、長瀬町は前にも申し上げてありますように3種目やるという大事業がありました。その方に国体の関係職員を9人も出したということがあって、その課税の調査ができなかったということがありまして、平成16年に国体が終わった後の平成17年の1年間をかけて、その地目の見直しをしたわけでありまして、そのことについても、これから税務課長からご答弁をいたしますが、そういう状況にあって、その三千幾つという大きなものをやるときに、どういうふうなことをやるかということについてはご説明を申し上げます。

それから、児童手当の問題につきましても、これは関口議員から何回もお話があったという話は担当の課長から聞きました。これも担当の課長から、このご質問の本旨ではございませんが、せっかくのご質問ですから、答弁をいただきます。そういうことを申し上げた上で、ご理解をいただきたいというふうに思っておりまして、私たちが不正な行為をした、取るだけに夢中で払うことはしないと。そういうことを言われるのは、まことに私としては遺憾だというふうに考えておりまして、当然規則にのっとってやったことで、それが血の通うとか通わないとかという前に、我々のやるべき最低限度のことをやらせてもらったという認識を持っておりまして、この辺については、関口議員のお話は、私たちと多少意見が異なるのではないかなと。議員も私たちも町民と一緒に、このまちづくりをやるということについては異論を挟まないところであります。そういう状況の中で、個々の問題については、いろんな意見が多分出てくると思っています。そういうことを公平に、そして親切に行うのが、町役場職員の大きな責任であり、仕事だというふうに考えております。それを避けて通る気持ちは全くありません。この地目の不一致を調整したことについても、この前多分6月の議会だったと思いますが、村田議員だったと思いますが、すべての責任は町長にあるというお答えもしてあります。そういうことでありますから、職員も懸命に努力をし、内部調整をした上で課税をしたというふうに承知をしております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） それでは、今回行いました土地の地目の変更調査につきましてお答えを申し上げます。

地目の変更調査につきましては、調査対象件数が2,094件でございます。このうち地目変更を行ったものが1,210件となっております。内訳につきましては、農地、山林及び雑種地から宅地に変更したものが580件、農地、山林及び宅地から雑種地への変更が450件、田、畑から山林、雑種地などから畑や山林に変更したものが180件となっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 先ほどの児童手当の関係でございますが、早い時期に町の方でも気づけばよかったのですが、気づかずに時間が過ぎてしまったわけですが、今ご本人の方から県の方へ審査会へ異議申し立てをしていただいておりますので、その結果を待って対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 2 番、関口雅敬君。

○2 番（関口雅敬君） 建前の答弁、本当にうれしく思います。今言うように、まず税務課長が申し上げたように2,094件が対象になっているという、こういう状況で、だから私はやっていることは、先ほども言うように税務課でやっていることは間違いなのです。正しいことをやっているのです。だけれども、それがずっと今まで延ばされてきて、急にここに来て始めたのだと、私はそう解釈している。そこで、少子高齢化で、お年寄りで、畑を耕せない状況でも、今回この対象にかかって税率がすごく上がってきている方も、かなり多く私もお話を聞かせていただいております。私は、だからさっきも申し上げるとおり、本当にこれをやりますよということを1月1日で見直しなのだったら、次の1月1日まで延ばして、ここで畑から雑種地に変わるというような手続を、手法をとってもらいたかった。というのは、これが雑種地になった関係で、例えば国保税にも、これはかかわってくるわけですよ。国保税の算定の中に資産だとか、所得だとかも入っているので、かなり町民の方、本当に弱いところに、そういうメスが入ってしまっているということで、私は、そういう説明をもっとしてほしかった。

それで、今児童手当の話も健康福祉課長は認めてくれました。見落としていたと言うのだったら、やっぱり結果責任というものがあるのだから、そんなに児童手当不払いの家庭があるわけではないと思うのです。私のところへ来ているのは1件の相談を受けましたけれども、そういう1件だったら、やっぱり結果責任があるので、県に申し立てをして、町民の方がこれから文書でいろいろ県とやりとりするのだということを県会議員からも聞いておりますけれども、それだったら、言った、言わないの話ですから、町で認めてあげると、そういう優しさも私は必要ではないかと思うのです。少子高齢化で、高齢化率が本当に長瀬も人ごとではない時期に、合併もしない、単独で行くのだというのであれば、本当に町民の皆さんと協働して町をつくれるように、もうちょっと優しさを町長にお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 最初に、児童手当のことについて申し上げますが、私が聞いたところによりますと、第1子のときには、正当な手続をしていただいて、予定どおりの業務ができた。第2子のときにおくれたということでありまして、今の課長の説明では、多少私は腑に落ちないところがありますが、もう一度説明いたさせます。そういう報告を聞いておりまして、そのことについて問題が解決しないということを知っておりますので、県の方に異議の申し立てをしたということについては結論が出ますから、私たちも争うとか、そういう関係で、そういう手続をやっているのではない。第1子のときに具体的な手続を正常にやられたということから考えますと、それは申請する方に私は問題があったのだというふうに思っております。そういう中での手当をどういうふうに出すかということについては、担当課がよく承知しておりますので、もう一度答えさせます。

それから、地目の変換につきましては、これはそれぞれの人たちが、それぞれの常識、認識をお持ちだったというふうに私は思っております。これを1人ずつ説明をするということになると非常に時間もかかる。その課税についての原理原則があるという話を聞いておりますので、それに従ってやりなさいということを示しました。

それと、血の通ったというお話であります。私たちが3,000に近い地目について、一人一人に説明をするとか、それも長瀬町だけに住んでいる方であれば、その方たちにご説明する機会というのはできたのだと思うのですが、全国に散らばっているような状況の土地の所有者がおおいでになります。そういう状況

の中から、では町の人だけに説明をして、ほかの人に説明しなくてもいいのかという話にもなる。内部での調整をした結果、課税についての原理原則を守ってやるということで、課税をさせていただきました。私たちは、合併をしないから税金を高くして、そして町の財政の少しでも足しにしようというような、そんなこそくな考えを持ったことは一度もありません。それはまことに私としては心外であります。そういうことでなく、合併するとかしないとか、この後にまた問題が出てきますから、はっきり申し上げますが、そういう思惑での発言は、私は議員としてはいかなものかな、そういうふうに思います。私たちもそれなりに手続をとるについては、それなりの手順を踏んでやっているつもりであります。血が通うとか通わないとかというお話もございましたが、これもいろんな制度にのっとってやっております。そういうことから考えますと、関口議員の言っていることが100%当たっているということには、私はならないというふうに認識をしております。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 児童手当の支給申請のことでございますが、児童手当は国や県の補助をいただいている事業でございます。全額国負担であったり、それぞれの加入する年金制度によりまして違いがあるわけなのですが、この方の場合には町外から転入された方でございます。第1子のときには、町外で手続をされて、その後その資料を持って町の方へ転入されました。そのときは町の方でも引き続き児童手当を支給するというので、手続をさせていただいたのですが、その後第2子がお生まれになりました。出生届に来ていただいた際に、町の方でも説明はしていたわけだと思うのですが、何らかのやりとりの中で漏れてしまっていたわけですね。その後、毎年6月に年1回の現況届というのを提出していただきます。今いただいている児童は何人かというふうなことで、書いていただくわけなのですが、そのときに第2子がいたのですけれども、第2子のお名前が漏れておりました。町の方も、ご本人の書いてきていただいた児童数で判断をさせていただきました。それから、町の方の広報で年に2回ほど児童手当の制度についてとか、申告漏れはございませんかとかというのを提出していただいております。それから、2年が過ぎまして、ですから毎年6月には現況届の提出をお願いしてございました。ことしの5月に第3子がお生まれになったときに保護者の方から、第2子がもらっていないのではないかというふうなお話がありましたので、町の方もびっくりしまして、それですぐ調べたわけなのですけれども、第3子は申請月の翌月からということで、判断できますし、規則の方も申請月の翌月からということになっておりますので、今回第2子の申請もあわせて行っていただきましても、先ほど町長が言いましたように規則にのっとって行うことでございますので、町の方で勝手に支給するというのもできませんので、県の方の判断を、今異議申し立てをしていただいておりますので、待ちまして、それに基づきましてやらせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今健康福祉課長から答弁されたのですけれども、6月の現況届を出す際に、本人もミスがある、それは私も本人にも言ってあります。だけれども、町の方でも、ここでミスがあるのですよ。あるのですよ、現況届のときまでわからなかったという、そういう言った、言わないの話になるから、私実際に町民課の方に模擬出生届を出して体験させていただきました。そして、私が議員だからとかではなくて、出生届を出すと、どういうふうにするのか、ちょっと忙しいところ申しわけないけれども、体験させてくれと言ったら、ここで受け付けて、ここでお待ちください、健康福祉課から連絡がありますと言っ

て来ていただきました、確かに。児童手当ともう一つ、ちょっと忘れましたが。事細かに連絡をしてくれました。書類まで持ってきていただいていますね。だから、それがそういう手続をきちんと踏んでいけば、多分この届けへ来た、奥さんではなくて、そのお母さんが届けに来たらしいので、そういうこともできるのだそうです。私も今この席上で、これ以上どうこう言う気はありません。今後こういうことが起きないように、ぜひ何とかしてやって、先ほどから私が言うように高齢化で畑ができないお年寄りだとか、いろんな条件の方がいるのだと思うのです。先ほど言った、こんなに大勢の方が急に対象になって、2,094件ですか、対象になるぐらいなので、いろんな方がおるかと思うので、私はもう少し血の通った行政をしていただいて、きちんと説明なりを果たしていただくということをお願いして、この質問は終わりにしますから、よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） では、2番の財政運営について、町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員2番目のご質問についてお答えを申し上げます。

長瀬町の実質収支についてというご質問であります、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額を形式収支と言います。この形式収支の中から次の年度に繰り越す事業があれば、その事業に充てる繰り越すべき財源を差し引いた額を実質収支と言います。今回の議会で平成17年度の決算の審議をしていただきますけれども、実質収支は1億7,102万8,000円となっております。平成16年度は2億3,209万6,000円でしたが、実質収支は赤字になっておりません。しかしながら、近年では、歳入においては普通交付税、臨時財政対策債などの一般財源が大幅に減少しておりまして、歳出においては義務的経費である人件費、扶助費、公債費などは高い割合を占めており、加えて一部事務組合などへの補助、負担金や特別会計への繰り出しなども年々増加しているような状況でありますので、このように支出せざるを得ない経費が歳出の大部分を占めておりまして、一般財源は逆に減少しているような非常に弾力性に乏しい財政状況になっています。そのような状況につきましては、広報紙を初め機会あるごとに説明をさせていただいておるところであります。また、そのようなことから、財政健全化対策委員会を設置し、委員の皆様のご意見をいただくとともに、行政改革大綱を策定し、行財政の健全化に努めているところであります。

私は、これからもずっと単独で行政運営をしていけるというふうには考えておりません。絶対に合併をしないということを考えているわけではないわけでありまして。地方分権の推進、人口減少、広域的行政への対応、効果的かつ効率的な行政運営の実現など、町民の皆様が安心して希望の持てるまちづくりを進めるためには、市町村合併も選択肢の一つであるというふうに考えております。近隣市町村の動向にも注視をいたしまして、議員の皆様、町民の皆様と十分協議をしながら、これからも考えていきたい。その時期は、そんなに先に行かないうちに状況がある程度定まってくるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今赤字ではないという答弁でございましたけれども、実は私も新聞発表で知ったのですけれども、平成17年度から始まった実質公債費比率というのが、八潮市が県内でトップ、第2位が長瀬町という新聞発表がありました。それで、今長瀬町のホームページから検索して交流広場、町民の皆さんが今どんな興味を持っているのかという中に、この実質公債費比率はどのくらいなのかということ、水道議員の方に聞きたいという旨書いてあったので、その答弁があれに載っていないのだと思うのだけれども、私も勉強不足で、けさもここへ出てくるまで埼玉県の実質公債費比率、八潮市がトップで第2位が長瀬町、そういう新聞発表に載った後に、長瀬町、何か言い分があるのではないかと私も思って、き

ようここで、その実質公債費比率というものをお聞きしたいと思います。これは平成17年度から始まったということは私も見たのですけれども、その新聞の発表が、いかにも長瀬町は硬直化の埼玉県第2位だという発表がなされたので、ちょっとお聞きいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先日実質公債費比率については新聞発表がございました。長瀬町の実質公債費比率が八潮市に次いで下から2番目という最大の要因は下水道であります。この下水道は、私も議員のとき、下水道議員として長くお世話になりました。その中で国のバブルのときに、正月になってから3億円、4億円という秩北衛生下水道組合に起債の許可を与えるから、工事をやりなさいということが、国や県からおりてきて、それを消化するのに、当時の管理者は多分松本元町長だったと思いますが、非常に骨を折った。3月いっぱいにはアバウトでいいから設計と入札をしなさい。5月の出納閉鎖までに間に合わないでしょうから、それ以降になっても黙認しますというふうな、そういう金の出し方だったようであります。その公債費比率は、そういうものを総合したものが、いわゆる連結決算ですね、株式会社で言えば。連結決算方式を取り入れた竹中方式であります。これがいいかどうかというのは、私は大きな問題だと思っておりますが、私が去年の今ごろ考えました。それで、長瀬町の財政健全化に一番大きな障害になっているのは何だろうかということを考えたときに、一番先にすぐ思い出したのが下水道のことであります。

それで、ことしの4月、皆野町長選挙が終わった後、私が手を挙げて、下水道の管理者をやらせてほしいということで、水道の方から下水道の方に回りました。水道の方は、平成18年度末で多分20億円近くあった起債残高が14億円台になります。これは平成20年になりますと、1けたの起債残高になるという試算がありますので、水道の方はどうか、宮沢簡水の統合がありまして、そのことにつきましても急速に本管の布設替え工事を今やっているところでありまして、こういうことから考えますと、水道の方は目算がついた。非常に口幅ったいことですが、そういう状況で、新しい皆野町長に私はかわるべきだというふうに認識をして、下水道の方の管理者になりました。今その返済を、国の方でもバブルのときに集中的に起債を許可した大きな反省から、資本平準化債という、いわゆる借換債ですね、そして先に持って行って現状の起債の償還のピークを緩やかにするための方策というのを国の方で提示してあります。私は、それを当然使うべきだということで、来年度は下水道に繰り出す金を少なくとも1億円減額したいと、長瀬町では。1億円減額するというのは、では幾ら繰り出しがあるのかといいますと、ことしの繰出金が3億9,600万円あります。4億円ですね。去年は4億1,000万円ありました。これは、このまま放置したら、長瀬町はいかに単体で努力してもやっていけないのです。そのことは私もわかっておりまして、設楽皆野町長と議論したのですけれども、意見が合いませんでした。それで、設楽さんの任期満了を待って石木戸町長と調整をして、私がそっちに手をつけると。これは当然皆野町も問題がなしとはいいたしません。皆野町も来年になれば、長瀬町よりもはるかに悪いような財政状況になることは目に見えています。これは石木戸さんにもお話を申し上げて、ご理解いただきました。

そういう状況を勘案してやっているわけでありまして、単体では多分公債費比率は7.何%、これは企財課長から答弁いたさせますが、単体では、状況としては、流動資産が少ないという事実はありまして、その比率については、かなり改善をされています。公債費比率も、そういう状況になっているというふうに承知をしております、この辺は、ただ数字がいいから楽になったということにはならない、この辺が大きな問題でありますし、私たちのテーマであるというふうに考えておりまして、まず下水道への町からの繰り出しを1億円、できれば1億円減額したいということで、今からやって、1億円は無理かなとは思

いながらも努力をしていくつもりであります。広域の方も、私は理事会のたびに管理者に対して問題提起をして、年々1,000万円以上の減額をして、多分4年間で4,000万円ぐらいの減額になっています。そういうことで、水道の方も、そういう状況であります。そういうことを考えますと、一番大きなところに手をつけるというのは、ちょっと遅かったかなという反省の上に立って、来年度の予算につきましては、これにしっかり対応して、町の繰出金を減らしていきたいと。それが町の単体で残れるかどうかの大きなテーマであるし、最重要課題だというふうに考えています。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、実質公債費比率について説明させていただきます。

平成18年度から地方債が許可制度から協議制度に移行いたしまして、このために従来の公債費比率や起債制限比率にかわりまして、実質公債費比率という新しい比率で起債制限等を行うこととされました。実質公債費比率は、基本的には、分子には地方債の元利償還金を置きまして、分母に標準財政規模を置いて計算するものでございますが、従来と異なりますのは、先ほど町長の答弁にもございましたが、分子の元利償還金に上下水道だとか、そういう一部事務組合や公営企業などの元利償還金への一般会計からの繰出金も含めて計算するということでございます。ちなみに長瀬町だけの起債制限比率でいきますと7.5%でございますが、この実質公債費比率、これは秩北衛生下水道組合だけでなく、皆野・長瀬水道企業団や秩父広域市町村圏組合への公債費に対する負担金等も加えるわけでございますが、それらを加えますと、20.2%という結果になっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 私の答弁の中で、ちょっと不適切な言葉があったので、訂正いたしますが、出納閉鎖以降のことにつきまして、7月ごろになってもいいよと、黙認という言葉を使ったようですが、正式には黙認ではなくて事故繰り越しの手続をとるということが、前提だというふうに今ご指摘をいただきましたので、訂正させていただきます。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 実質公債費比率の説明の最後に企財課長から20.2%という数字が出ました。私が調べたところ、25%を超えてはならないという、この25%、もう本当に間近まで迫っていますので、将来的に借金を残さないように財政運営は、先ほど私申し上げましたけれども、本当に人ごとではないので、いろいろ考えてもらいたいということです。

それと、町長の先ほどの答弁の中で、単独でいつまで行くかということを、本当に町民の方も知りたいのだと思うのです。町民の皆さんに財政の危機感が余り伝わっていないと心配する人がいます。単独がどの程度大変かということも皆さん余り理解されていない。私が調べたところ、福岡県の赤池町が財政再建団体になり、その解消法というものを読みました。本当に最少の経費で最大の効果を上げるのだということで、節約行政、町民の方も本当に大変で、電気のつくところが電気がつかないというような本当に苦しい10年間というものが書いてある本を読ませていただきましたが、10年で黒字にしたという赤池町はすごく頑張ったのですよね。ですから、町長、例えば単独でいつまで行くかということ、まだわからないという話でしたけれども、周りの町村を考えたときに、秩父は一つ、ある町民の方から、大分議員の中でも寄居に賛成している人がいるのだというお話を私は聞きました。

それで、私は3年前ですか、立候補の公約というか、希望に寄居というプリントをつくって、あっちこ

っち回ったら、今ほかの方もそういう方がいるのだということで、本当に心強くなりました。だけれども、寄居にホンダが来て、財政が向こうはよくなるのに、本当に長瀬まで含んでやってくれるかどうか、あるいは皆野が言うように秩父へ向かう、町長は、皆野の方には、自分からは話に行かないということでしたけれども、町長も先ほど言ったように合併というものも考えながら、するしないはともかくとして、どんどん勉強していく時間のタイムリミットがそろそろ来ているのだと思うのです。私も町長の発言で、前の議事録で、平成18年度、平成19年度予算はどうか形がとれるという、これは一部分だけなのですけども、ではその後平成20年というものは、もう本当にすぐ来るので、合併のスケールメリットを利用した行政も必要ではないかと思い、町長の考えを聞かせてもらって終わりにしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 長瀬町は秩父の一番外れにありまして、大里郡の寄居町と隣接をしております。私は就任以来、寄居のふるさと懇話会という勉強会に3回出させてもらいまして、その中で寄居町の考え方というのを、ホンダが来る前の状況については、よく承知をしているつもりでおります。ただ、ホンダが来たということになって、大きな近隣に対するインパクトを与えているというふうに思っておりまして、これはまた後の質問にもお答えいたしますが、秩父の町村の中で、この前もたしか答弁させてもらっているとありますが、小鹿野町、横瀬町、それと長瀬町では、このことについては何回も話し合いをしております。そして、もし秩父と一つになるという状況の中であったとすれば、お互いに連携プレーをとってやりましょう。その中には新しく就任された石木戸町長の協力が得られるかどうかやりましょう。私は、たまたま今町村会長という役目を仰せつかっておりますので、そういう話をしました。

ただ、長瀬町は、条件が皆さんとは違うのです。それは隣に寄居町という町があります。そういうことを考えますと、皆さんと100%イコールで行くという状況にならないかもしれない。それをあらかじめご理解いただきたいというお話を申し上げて、わかったと、そのとおりだと。半年たった石木戸さんと話をしようというのが、10月で半年になりますよね。そういう状況の中で、石木戸さんに具体的なお話を申し上げて協力体制がとれるのか。そして、寄居町も今ホンダが決まって、はっきり言うと、その前の将来のことについての、しっかりしたレイアウトが引けていないという状況の中で、いろんなことについて、内部ではざわざわしているような状況で、今過ごしておりますという情報が入ってきております。年が明けるまで待たなければいけないのではないかと。ホンダの具体的な方針ができたときの寄居町の状況はどうなるのかということも非常に興味があります。

これは私もずっと前、先ほど申し上げましたような状況ですから、このことについても非常に興味を持っておりまして、町が将来どうあるべきかということについては、よく検討し、その結果を町民の皆様にお示しした上で、最終的には住民投票をやって決めていかなければいけないだろう。住民の意思が最優先であるというふうに認識を持っております。その前提として、よくご理解をいただく資料は、町の方としての責任において提出をすべきであるというふうに考えておりまして、年が明けた段階で、寄居との接点を、接触は急速に進めてまいりたいというふうに思っております。

先ほど申し上げましたような秩父の内部事情の中で問題を申し上げますと、石木戸さんが当選をした、その当選祝いのお礼のあいさつの中で、皆野町はすぐ秩父市に合併しますと。例えば名前については、秩父市大字をとって秩父市皆野、国神、三沢、金沢、日野沢、野巻と、こういうような名前になりますという発言までしました。そのことは議会に大きな問題を提示したというふうに考えておりまして、きょう皆野も議会をやっているようではありますが、当然いろんな意見が出るだろうというふうに思っておりますし、

そういう情報も入ってきております。そういう中で石木戸さんが、どういう体制がとれるかというのが一つのポイントになりまして、皆野を通り越して秩父市との合併ということはあり得ないと。東秩父村が飛び地ということを考えているようですが、これは私はある首長の口頭戦略、それを埼玉県が認めるかどうかというのは、また別の問題でありますから、そういうことから考えますと、飛び地の合併というのは、合理的ではないし、合併した町民に利益が与えられるような状況にはならないというふうに思っておりますので、この辺は年が明けたころまで、寄居の状況を見て、そして準備を始め、皆さんにいろんな説明ができる材料をつくりたいというふうに考えています。

合併をしないでやっていけるということが一番理想なのだと思います。しかし、今の状況から見れば、小泉内閣の5年間というのは、地方を疲弊させるような、先ほどあいさつの中で申し上げましたように地域間格差の拡大というのをもたしました。埼玉県でも平成16年に交付税の不交付団体が五つだったと聞いております。それが平成17年には一挙に七つふえて12になったという話であります。全部県南であります。人が多くいて、企業の集まる場所、本社機構の集まっているところは、財政的にどんどんよくなっている。そういう優勝劣敗の政治手法が小泉内閣で行われたということは紛れもない事実でありまして、このことについては、私も非常に大きな問題だということを申し上げてもおりましたし、考えてきたわけです。その結果が、公債費比率の問題として連結決算という、いわゆる企業に対する一つの手法を自治体に取り入れたということでありまして、これが正しいかどうかというのは、これからの問題だと思いますが、しかし現実にはそういう状況が行われておることについては、私たちは重く受けとめて、これの解消に全力を挙げるということを考えていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 先ほど実質公債費比率を「20.2%」と申し上げてしまったのですが、「20.1%」でございますので、訂正させていただきたいと思っております。済みませんでした。

○議長（西山津智男君） 次に、14番、渡辺強君の質問を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） では、14番の一般質問を行います。

1、合併問題と今後のまちづくりについて。昨年3月、皆野町・長瀨町法定合併協議会が解散し、1年半経過します。これにより、当面は単独町政運営を余儀なくされたわけで、今まで以上の行財政の簡素・効率化の推進が課題であると思われまます。これを受け、早速、長瀨町財政健全化対策委員会が設置されるとともに、諮問、答申がなされました。この答申を真摯に受けとめ、全庁一体となり取り組んだ結果が、今年度の当初予算にも反映されており、こういった小さな成果の積み重ねが大事であると思っております。このように町長は、今までも努力をしてきましたが、今後もまちづくりには、なお一層の創意工夫と努力が必要かと思っております。町長の考えをお伺いいたします。

2、合併していない近隣の町村との交流などについて。当面自主独立のまちづくりを歩もうとしている小鹿野町、横瀬町などとの交流、話し合い、勉強会など進めてはどうでしょうか。また、最近首長選が行われ、多少とも合併問題が論議されたと思われまます寄居町、皆野町との話し合いなどを考えておられるのか、お伺いいたします。

3、新しい花の名所づくりについて。県の補助事業を導入し、プラム園跡地に昨年からアジサイ、ハナビシソウ園を造成、長瀬町の新しい花の名所づくりにお骨折りをいただいております。ことしも5月中旬から6月下旬まで一般公開し、大勢の方に入園いただき、好評であったとお聞きしております。そこで、ことしの入園者数はどのくらいだったのか。また、入園者の方々から今後の参考となる意見や感想などをお聞きすることはできたのでしょうか。あわせて来年以降の運営方法及び改善策などございましたら、お伺いいたします。

4、障害者自立支援法施行と利用者負担軽減や改善などについて。本年4月から障害者自立支援法が施行されました。政府は、「障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する」として、この法律を提案しました。しかし、実態は、障害者と家族に大幅な負担を強いるもので、障害者団体などから、「自立支援どころか、自立を妨げ、生きる権利を奪うものだ」と反対の声が上がっております。このような声を受けて、利用者負担軽減や改善について、町として何か対応策が考えられないか、お伺いいたします。よろしく願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの関口議員のご質問とかなり重なる部分というのがあると思いますので、二つまとめて、1番と2番を一遍に答弁させていただきます。

私たちは、少しでも自立ができるような財政状況にしていくというのは大きなテーマであり、責任だというふうに考えておまして、これを上げていくということは非常に難しい至難のわざではありますが、先ほど申し上げましたような一部事務組合等々に繰り出しをすることも減額する努力を重ねて、財政の健全化に資していきたいというふうに考えているところであります。

それから、2番目の合併しないという話であります。小鹿野の町長が白川郷へ行くというときに私は行けなかったわけですが、非常に残念だと思っております。勉強することは大切なことだというふうに思っておりますが、そういう状況の中で、先ほど申し上げましたように秩父地域で合併を一部した小鹿野町、それと横瀬町、それから長瀬町、それから皆野町とありますが、先ほど申し上げました状況で、石木戸町長のお考えをもう一回ただした上で、秩父地域はどうあるべきかということについては真剣に検討していきたいということを申し上げたとおりでございます。

それから、先ほど申し上げました寄居町の問題につきましても、まだ不明な点がありまして、市町村合併を具体的に考えているのかどうかも含めて、今はっきりしたことを寄居の人たちも申し上げておらないわけでありまして、その大きな内容は、察するところ、寄居町は本田技研工業が進出をして、4年か5年たてば交付税の不交付団体になるだろうということが取りざたされております。そういう中で合併をすべきかどうかということについては、その先の問題になる、その先というのは、具体的な方策が決まった段階で、寄居町にも考えていただけるだろうというふうに考えておりますので、この辺も私たちの大きなテーマだというふうに考えております。このことにつきましては、もうしばらく時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 私は、町長に岐阜県白川村へ行った報告をしまして、そして参考にさせていただいて、私は合併しないことがいいのかなんとかというのではなくて、自立して頑張っている小さな町や村の姿を見てきたので、報告したいと思います。そして、報告の中で町長の考え方を聞きたいと思います。まず、

第7回全国小さくても輝く自治体フォーラムが6月24日、25日にかけて、合掌づくりの集落の世界遺産、白川郷、岐阜県白川村で開催され、全国から約500名の参加者でありました。フォーラムは、谷口尚村長のあいさつに続き、雪害救援のお礼を兼ねて長野県栄村の高橋村長の報告がありまして、地方交付税改革をめぐる講演の後、前回に引き続き四つの分科会に分かれ、熱心な討論が行われました。私は、その中で小規模村の財政構造を考える、その分科会に参加しまして、大変感激したのは、こんな小さな町や村でも合併しないで頑張っている町村が、まだまだあるということです。そして、北海道と島根県の海士町の報告、それから小原隆治先生の講演が行われ、アピールを採択して終了したわけです。それで、このフォーラムには、私渡辺強のほか野口清議員、大澤タキ江議員、新井利朗議員、村田正弘議員、梅村務議員の6名が参加しまして、あと小鹿野町では町長や役場職員や一般町民など16名が参加しまして、横瀬町からは議員など5名が参加しました。

そこで、私は、なぜ感激したかといいますと、この問題で、皆さんもご存じのようにことしの4月1日現在、全国の自治体が合併によって1,820となった中、1万人以下の町村が全国で480になっていると。しかし、合併しないで頑張っている姿の一方で、市町村合併によって成功した例はほとんど聞きませんという報告でした。私も、この中で本当に秩父市が大滝村、荒川村、吉田町と合併して、その町村が今どんな状態かといいますと、余り時間がございませんから、これから論議になると思いますけれども、大変な状態なのです。合併しない町村は、顔の見える特性を生かして相互扶助、協働社会づくり、そしてむだな出費を削りながら、住民サービスの低下を食い止め、みんなが知恵を出し合っているような報告だったので。それで、大変感激いたしました。それで、フォーラムの採択の中には、第7回全国小さくても輝く自治体フォーラムをやっているということで、もう7回もやっているのです。もっと早く参加して勉強すれば、町長以下我々議員も、もっといい知恵が絞れたのではないかと考えております。

これから町長に質問する中で、このフォーラムに行くと、何となく元気が出るのはなぜかという、自分たちの小さな町や村が、国がひどい圧力をかけている中で、金はないけれども、助け合っている姿なのです。6人の議員が行ったから、報告も聞いていると思いますけれども、佐渡では、あの相当広い島全体を一括して合併してしまったのです。しかし、結局は相互扶助がなくて、昔からのつき合いや文化で、合併しても相当な浪費を費やしているのです。そういう中で、このフォーラムをやったためにどんな成果が上がったかということでアピールしていたかという、国民の十分な議論がなく、新型交付税を提案し、国は全く責任を放棄して重大であること、2番目として、国土の過半数をカバーしている、大体国土の半分は農山村です。小規模自治体です。それを守ることが政治の役割であること、こういうことが合併によって強く示されています。また、町村同士の連帯、都市と農山村の連携が広がっています。町や村は、都市部の人たちと連携をとって、ただ合併すればいいのではないということを言われています。また、フォーラムが7回続いたことは大きな力になっているというふうに感じました。

そこで、この中で町長に質問したいのは、栄村もそうですし、ほかの自治体もそうですけれども、合併しないでやっているのは、やはり町長以下役場職員、町民が、もう本当に町をよくするのだということで頑張っているのです。その中で、かえって合併した町村は、置いてきぼりで苦しんでいるという姿を見るのです。だから、町長の答弁はいいと思うのだけれども、簡単に合併すればいいというものでないことを、それについてもう一度この席で回答してほしい。

2番目としては、このフォーラムは、今度は来年2月3日、宮崎県綾町で開催される。私も本当は参加したいのです。しかし、それは必ず参加できるというふうには思えないのですけれども、みんな来ている

人たちは自費なのです。小鹿野の町長なんかも、私も行った中で、大澤町長とよくお話しして、自立のために頑張るだけ頑張ってみようではないかというふうにやってほしいと言っておきましたので、ぜひこの問題も、来年の2月3日は自費で、自分たちで行きませんかということで、考えていただきたいということです。その回答です。

あと、2項目出したのですけれども、2項目の中に、あと4回できるのですけれども、横瀬町は9月8日、9日、さっき関口議員が言ったように福岡県赤池町に行ってきて、きのう横瀬の町会議員から資料も取り寄せましたけれども、合併して財政が破綻してしまったのです。建物を建て、ぜいたく三昧して、人の金だと思って、むだ遣いして、それで合併して、関口議員も言ったように10年かかって借金をなくして、財政再建団体でなくなったということが報告されて、私は赤池町の概要というのをきのうファクスで送ってもらいまして、この問題も、やっぱり合併すればいいのではないのです。そういう点で、その考えを。

あと、秩父市の合併の状況を見ますと、さっき言ったように吉田の石間や上吉田の人たちは大変嘆いております。もう声が届かない。秩父市主導で全部やられていますから、はっきり言って。秩父は一つなんて格好のいいこと言うけれども、事実ではないです。そういう問題について、やっぱり考えてもらいたい。

あと、石木戸さんの町長選挙が終わった後、そう言ったという問題は問題なのです。私も、この前の議会で言ったように、石木戸さんは東秩父と皆野と長瀬の議員の集まりの中で、「渡辺さん、何と云って皆野と長瀬が一番まとまりやすいし、下水道も同じだし、一緒にやりましょう」と言ったのです。石木戸さんに言ってください、私が言ったって。それで、そう言うのだから、これから話し合いで変わるのではないかと思います。それが再質問です。お願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

渡辺議員の質問、本気で聞いているのですけれども、本気で聞けば聞くほど、だんだん意味がよくわからなくなってきて……

〔「答えられるだけ答えてください」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） はい。では、わかることだけ答えさせていただきます。

合併を簡単にすべきでないということについては、私も同感であります。ただ、合併をしなくてやっていけるという保証がないということが苦しい。オーストラリアの話をこの前多分議会で申し上げました。それから、今私は電車を通っておりますが、樋口の駅に来ると女の人が、小坂の県営団地にいる方だそうですけれども、その人が、ニュージーランドへこの間行ってきたら、非常にいいところだと。人口は少ないけれども、小さな村が非常に和やかで、時間がゆっくり過ぎて、ああいう町と姉妹提携をしませんかというようなお話をいただきました。考えますというお話を申し上げたのですが、日本は余りにも慌て過ぎているというふうに思います。その大きな原因が、私は小泉構造改革にあったというふうに思っております。これはこの間8月31日に県の方から改革何とか局長というのがお見えになって、来年度からの5カ年計画についてヒアリングをしたいということで、かなり強く文句と希望を申し上げてきました。

私は、タウンミーティングだとか、そういうのを見ていると、これは知事の来年に向けての選挙運動だというふうに思いました。そういうことを言っている人はいっぱいいるのです。それはそれでも権力を使って、県の職員を使って選挙運動をやっているなというようなことを言った人がいっぱいいます。私もそうだと思います。しかし、事実はわかりません。そういう中で、埼玉県5カ年計画の中にヒアリン

グだけしても、それを実行に移していただけるのですかという話をしたら、それはわからないと。当然わからないですよ。そういうような状況を考えますと、私は先ほど申し上げましたように合併は安易にすべきでないということは思います。市と合併すれば、必ず中心部が栄えて周辺が寂れるということは自明の理でありますし、皆さんも既にご存じだというふうに考えております。そういうことを避けるために我々はどのような努力をすべきかというのが、我々の大きな使命だというふうに考えております。

それと、2月3日の視察に行けるかということは、ちょっと手帳を置いてきましたので、これは見まして、もし時間があいていれば、すぐ予定を入れます。渡辺議員に連れて行っていただきたいというふうに思います。ご指導をよろしくお願い申し上げます。

それから、小鹿野の町長のお話がありましたが、これは先ほど関口議員のときにもお答え申し上げましたようなことでありますから、既にご了解をいただいていると思いますし、そういう方向は、渡辺議員とそんなに変わらないと。小鹿野の関口さん、それから横瀬の加藤さんとも、基本的には考え方がほとんど一致しているということを先ほど申し上げましたとおりであります。

それで、私は先ほどごあいさつの中で申し上げましたことをまた繰り返しますが、私の基本的な考え方というのは、地方の集合体が国家を形成しているということが、我々の大きな自信であるし、誇りであるし、それを守っていく大きな責任があるというふうに考えているということです。この話は、この間8月31日にも申し上げたところであります。そういうことから考えて、安易に合併のことは考えない。ただ、財政状況から見ると非常に厳しい状況にあるということは、先ほどから申し上げているとおりであります。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） この項目で町長は、いい回答をしてもらったのですけれども、まず私は合併しないで自立して頑張っている、全国の市町村の発表とかいろいろ見ますと、やはり町長を含めて町の役場職員、町民の意識改革がなければ、この財政が大変な中で、合併しないでやっていくには相当の努力が必要です。そこで、町長は、これから保証はないけれども、合併しないで頑張れるなら頑張るということで、そして最後は住民投票だということで、もう一度言いますけれども、この意識改革では、今までどおりのやり方ではだめだと思うのですよ。例えば栄村では全町民、障害者や労働できない人以外は、町民みんなが一体となって無償で雪かきをする、そういうこと。あと矢祭町では、職員が便所掃除から何から何まで、それがいいか悪いかは別ですけれども、町のいろんな公共施設の掃除をやっているというような報道もされています。ですから、そういう町民が、金をもらわなければ町をよくしようとしらないような意識改革ではなくて、無償でもいいから、町のためになろうというような意識改革を、私も含めてやっていかなければ、やはり合併しなければならぬというふうになってしまうので、その点を最後の質問ですけれども、それを徹底するように頑張ってほしいのですけれども、私も頑張りますから、よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） おっしゃるとおり、私も渡辺議員の言うとおりで大賛成であります。ただ、人件費が高どまりしている一部事務組合に対する繰出金の減額をやつていかないと、そんなに先に行かないで町の実態が見えてくるということを考えて久しいわけございまして、この辺は人件費をいかに減額できるかということと、一部事務組合に対する繰出金、合理化をいかに図れるか、この二つが大きなテーマだと。前から申し上げますように人件費、私は役場の職員が65人ぐらいの体制で多分やっていけるだろう、これができるかできないかというのが、大きなキーポイントになるだろうというふうに考えています。縦割り行政を排除するために参事制度をしきました。助役もそういう状況で、ながとろ苑に出दैいただきて頑張

ってもらっています。そういう中で人件費を少しでも節約する。それは人が仕事をするということは事実ではありますが、合理化、効率化、それから縦割りの排除、こういうことの意味では、参事制度の導入は、私はこれからかなり効果が出てくるだろうというふうに思っております。渡辺議員も頑張るからというお話でありますので、お言葉に従って、私たちも一緒に仲間に入れていただいて、住民と一緒にまちおこしをやっていきたいということを考えています。来年になれば、当然合併の問題や財政の問題等々につきましても、地域の方たちとお話し合いをいただく、それは議員のお力添えも当然いただかなくてはできません、そういう状況をつくっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくご指導をお願いいたします。

○議長（西山津智男君） では、3番でいいですね。

○14番（渡辺 強君） はい。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） 新しい花の名所づくりについてのご質問にお答えいたします。

ことしのハナビシソウは、6月中旬ごろから見ごろを迎え、大勢の方にごらんをいただきました。入園者数は6月3日から環境整備協力金をいただいたことからカウントいたしましたが、カウント前の入園者も含めると、約1万人の入園者があったと見込んでおります。今後に参加となる意見や感想につきましては、開花がおくれましたことで秋口の10月ごろに種をまくべきではなかったか。一部に雑草がひどく見ばえの悪いところがある。通路に敷いてあるチップがよいなどをお聞きしております。また、来年以降の運営方法につきましては、前回も答弁させていただきましたが、花の里づくり実行委員会を中心にボランティア活動を主体とした手づくり的な作業で周辺整備や1年草の栽培、アジサイの植栽などを実施してまいります。

改善策等でございますが、整備計画期間は平成19年度までの3年間で、今年度は整備途中の2年目でございますので、運営方法やボランティア活動の充実、開花時期の安定化などについて、さらに実行委員会で協議しながら、よい方向へ改善し、自信を持って皆様にご紹介できるような花の里づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 観覧に行ったとき絵はがきをもらってきたのですが、これはすごくきれいで、ハナビシソウが植わっている姿で、本当に絵になると思うのです。私は、秩父のシバザクラが終わった後の花の里づくりがいい時期に花が咲いているということで、本当にいいと思うのです。

そこで、質問なのですが、これにかかったお金は、私が調べたのでは、平成16年度はプラム園を伐採したりいろいろで1,357万6,500円かかって、今度の平成17年度の決算では134万7,255円かかっている。そのうち県の補助が89万1,000円だということで、そういう中でかかっていますね。今年はどういうお金を見込んでいるのかについても、平成18年度のお金ですね、どういうふうになっているのかについて、まだ決算は出ていませんけれども、どういう状況なのか。平成17年度の決算は、3日間で、長瀬町花の里づくり実行委員会では167名の参加者があったと決算報告されました。しかし、私は、先ほど報告の中にあっという間に、6月の後半では草がかなり生えていて、せっかく来てもらった人たちについては、草が多いのではないかなというふうなことも言われていました。

あとは、宣伝の問題ですが、長瀬の十字路まで行くと「ハナビシソウ 今見ごろ」というので立

て看板を立てただけけれども、私は、あれはもっと工夫すればいいのではないかと思うのです。それは黒で書いて何だろう、はっきり言って、ご不幸があると黒で書いて、ずっと立て看板があるのですよ。ああいうイメージがあるので、余りいい感じではないので、この問題も改善してもらいたい。やっぱり明るい色で、「ハナビシソウ 見ごろ」というのでやってほしい。そういう提案をしたいのですけれども、そういうことで、花の里づくり実行委員会ばかりでなくて、町民がボランティアで参加しやすくするにはどうしたらいいのかということについても回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） ご質問にお答えいたします。

まず初めに、平成18年度の予算関係でございますけれども、平成18年度は事業費といたしまして250万円を予定しております。補助金につきましては166万円を予定しているところでございます。

それから、道路の立て看板等の関係でございますけれども、今年度初めて作成したこともございまして、私も見まして、渡辺議員おっしゃいますとおり、少し地味かなと、目立たないかなというところもございますので、今後改善をしていきたいと考えております。

それから、ボランティアの関係でございますけれども、花の里の事業につきましては、ボランティア活動を主体として実施しておりますので、多くの皆さんに参加いただきたいところでございますので、今後随時募集を行ったり、ボランティアの方が参加しやすいような環境をつくっていかねばと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） このハナビシソウについては、他の一般質問もありますので、控えておきたいと思いますが、要するに観光地であるからには人に来てもらわなくてはならない。それにはシバザクラを見ましても、本当に秩父を売っていますし、絵はがきにもなるし、いろんな意味で波及効果があると思うのです。しかし、長瀬のハナビシソウは、これからですので、長瀬に観光客が来て、金を落としてもらうことを真剣に考えていただきたいと思います。それはおみやげの開発や、来てもらった人に金を落としてもらうには、この絵はがきだって、もっと撮って販売するとか、あとほかの議員も言うと思いますけれども、農家の人たちからも喜ばれるようなことをしていただきたいと思います。要望しておきます。

次に、4番の最後の質問に入りたいと思います。

○議長（西山津智男君） 4番、健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。

障害者福祉サービスにおいては、平成15年度より障害者支援費制度が実施されました。これは措置という行政処分でサービスを提供していた従来の仕組みを介護保険と同様に障害者みずからがサービスを選択していくという仕組みにしたものでした。この支援費制度の実施により、新たにサービス利用者がふえ、障害者に対する支援は大きく前進しましたが、その一方で、利用者の急増に伴うサービス費用の増大など制度面でさまざまな問題点、課題が生じることとなりました。そうした状況の中で障害者自立支援法は、本年4月から一部が施行され、障害者サービスの利用者負担が、今までの所得に着目した応能負担から1割の定率負担と所得に応じた月額上限額が設けられ、サービス量と所得双方に着目した負担の仕組みへと改正されましたが、負担能力の乏しい方へは一層の軽減措置も設けられております。

ご質問のサービスを利用した場合の利用者負担軽減や改善についての町としての対応策でございますが、サービスの利用申請時などに、まだ制度をご理解していただいていないような場合には、個別にさま

ざまな減免制度についての説明を行い、場合によっては手続の援助を行うなど、対象者が不利益にならないよう努めております。しかし、町独自での軽減措置を行うことは、ご承知のように町の財政事情が大変厳しく、難しい状態であります。また、現在のところ当町においては、利用料のためにサービスを利用することが難しいなどの相談はありませんが、相談等あった場合には、現在と同様に関係者で個別にケース会議等を行い、本人の意向に沿ったサービスが受けられるよう支援をしております。

また、本年10月から障害者自立支援法が全面的に施行となります。統一の基準がなかったサービスの支給決定に審査会を設けてケアマネジメントを制度化することや、大きなサービス格差があった身体、知的、精神という障害種別ごとのサービスを一元化することなど、障害者サービスはさまざまな改正が行われますので、町といたしましても、障害者自立支援法の趣旨に沿ったサービスの提供が行えるよう今後も努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） この問題として、障害者自立支援法が4月から始まって、10月から本格施行となります。既に4月から原則1割の応益負担が導入され、大幅な利用者負担増になる施設からの退所や報酬の激減による施設経営の悪化など深刻な問題を噴出していますというふうに報道されております。10月からは、これに加えて市町村の事務事業である障害程度区分認定とこれに基づく支給決定、地域生活支援事業の開始などが始まり、自治体の責任も一層問われることとなります。

そこで、質問ですけれども、この問題で、私も重度の心身障害者を抱え、苦労してきた経過を見ますと、これは先ほど2番議員が、やはり町民のニーズに基づいて、町が障害者の家庭を訪問したり、また障害者にいろんな減免制度があるとか、そういうことを知らせて、それでやってほしいのです。今町としては、どんな相談とか、今全国津々浦々では利用者負担を軽減してほしいというようなことで、いろいろ声が上がっているのですよ。新聞に毎日のように、私は赤旗をとっていますから、「しんぶん赤旗」には、こういう問題が相当載っています。その中で県においては、上田知事に県会議員の共産党の議員が軽減化について知事に申し込んで、軽減を約束しました。これも新聞にも載っていますね。ですから、町としては、ただ、国が決めたことだからとこっちで言うのではなくて、やはりどんどん上げていただきたい。そして、障害者との連帯をどう進めるのかについて。現在そういうふうな苦情や相談が上がっているのかについて質問します。また、その問題として、今長瀬では障害者の作業所、要するに1日時間を費やす作業所というのがあるのですね、障害者の。私の息子なんかは、最初は寄居のはぐくみ園という作業所に通いまして、大変な思いで通っていたのですけれども、そういう人たち、また重度の障害者の入所施設、それにかかっている人はどれだけいるのか、こういうことについて報告できたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 障害者自立支援法が始まりまして、さまざまな減免制度があるということで、先ほど答弁させていただきましたが、その減免制度などをどういうふうに周知させるのかというご質問だと思いますが、職員がそれぞれの家庭に出向きまして、細かく親身になって対応させていただいております。ですから、かなりの時間を要しますし、この障害者自立支援法も3障害を一つにしておりますので、細かいというか、難しいというか、いろんな複雑な部分もあるのですけれども、障害者の方にご理解をいただいて、申請をしていただいて、利用していただきたいということで、かなり親身になって対応さ

せていただいております。それですので、苦情や相談はあるかということですが、苦情は今のところいただいておりません。相談も幾つかありますけれども、利用料のこととか、そういうことではなくて、制度面のことについて、理解をまだしていただいていない場合の相談がございます。

それから、作業所などの利用の状況でございますが、昨年度の支援費の方の関係の利用状況でございますが、通所の場合ですが、デイサービスに2人、それからヘルパーの利用が7人ということでやっております。それから、施設入所、重度となりますと、ほとんどの方が施設入所となりますので、在宅ということではなくなりますが、知的障害者の方が11人、それから身体障害者の方が1人利用いただいております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 今回答の中で、デイサービスの人が2、ヘルパー利用が7人、あと施設入所で知的障害者が11人、身体障害者が1人というふうに回答されましたけれども、長瀬町でも、全国でもそうですけれども、今精神障害者がふえているのですよ。うつ病ですね。ですから、意外と親は、このうつ病で引きこもっている家庭については、近所でもなかなか言い出せない。ですから、これは公的機関で相談をやってもらわなければならないので、こういう問題も含めて、支援費の状況を見ましても、精神障害者の場合は、一見病気かわからないので、ぜひ相談に乗っていただいて、支援費との関係でやっていただきたいと思います。そういう立場から、この問題は、これからです。今長瀬町でも高齢化の問題が、毎年皆さんがデイサービスやショートステイ、いろんな形で、痴呆なり、要するに体が不自由になった人たちがふえる傾向にありますので、ぜひこの問題を支援費とともに援助していただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（西山津智男君） 一般質問を続行いたします。

次に、8番、大澤タキ江君の質問を許します。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず第1、合併問題についてでございます。町長にご答弁をお願いいたします。

上田県知事は、去る6月7日に開かれた埼玉県地方新聞協会定例記者会見の席上で、寄居町へのホンダ自動車の進出が話題となり、記者側から「寄居町、小川町、長瀬町、東秩父村が合併してホンダ市となっ

たらどうか」との発案に対し、「あながちうがった考えでもないと思う。鶏が先か卵が先かのようなものですね」と答えたとの事です。当然この話は町長の耳にも入っていると思います。私は、もしこの話が実現可能であれば、町の将来展望は明るいものとなってくるのではないかと考えています。この件について、町長の見解をお伺いいたします。

続きまして、第2、課税対象の見直しについてでございます。こちらは税務課長にご答弁をお願いいたします。

課税対象の見直し事業により、畑から宅地や駐車場などの雑種地に現況地目を見直したことで、今年度から相当額の税金を払うことになった地主が、ふんまんやる方ないといった面持ちでいるとの話が町じゅうを飛び回っています。この件に関しては、6月議会で3番、村田議員の質問に答えて町長も「反発は予想しており、避けて通るつもりはない」と答えておりますが、いまだ当事者たちの怒りがおさまらない状況の中で、納得いただける説明責任をきちんと果たせたと思っているのか、お伺いします。あわせて不耕作地に対する課税の現状をお伺いいたします。

以上2点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

ご質問の中に出てまいりましたホンダ市という質問については、私はちょっと知りませんでした。この質問通告を受けて初めて知ったわけでありまして、どなたが発言されたのかわかりませんが、アイディアとしては非常におもしろい発言だなというふうに思います。埼玉県で策定をいたしました、埼玉県市町村合併推進構想という枠組みでは、寄居町は深谷市と、あとは熊谷市、大里は一つというような構想のようでありまして、小川町と東秩父村は比企の合併圏域に入っているというふうになっておりますし、東秩父村は、今飛び地であります東松山市との合併協議が始まっているというふうなことがあって、この話をよく調べてみると、組み合わせの共通部分というのが、なかなか見えづらいというふうに思っております。確かにおっしゃるとおり、4町村は町村の境を接しておりまして、地理的にはかなり競合するというか、共有する部分というのがあるというふうに考えておりますが、例えばホンダの誘致によって寄居町がどういう考えになってくるかというのは、先ほどから何回もお答えで申し上げましたように、もう少し時間をいただかないと、ある程度の方向性が見出せない。4年もたつと、2010年以降の4年間で交付税の不交付団体、そういうふうになるだろうということを、ちまたの話になっておるような、そういう状況でありますから、この辺については、しっかり水面下で寄居との接点は保っていききたいというふうに考えています。

それと、一つ大きな問題になるだろうというふうに予想されますことは、ごみだとかし尿処理、消防、火葬、水道、下水道、こういう住民サービスを行う一部事務組合が大里、比企、秩父というふうに複数に分かれるということが問題になるだろうと考えております。先ほど申し上げましたように東秩父村は東松山市に合併をしたいという打診をしていると、これは私はある高等戦略を考えている人の戦略、比企を一つにまとめるための一つの戦略ではないかなというふうに考えておりますが、これはあくまでも私の考えですから、当たっているかどうかわかりません。例えば今のご質問の4町村の組み合わせによる合併は、将来についてどうなのかということになると、ある意味では非常に明るい部分というのがありますし、先ほど申し上げましたような状況の、財政力が非常によくなって交付税の不交付団体ということも予想されるわけですが、先ほどから申し上げましたような、いろんな難しい問題も含んでおるということも

事実であります。

これは私たちとすれば、ほのかな希望の明かりというのが、遠くの方に見え隠れしているような状況ではありますが、こういう状況になるかどうかというのは、先ほど申し上げましたようなことから、私は、こういう問題が具体的になった状況で、当然議会にはご報告を申し上げ、ご理解いただいた上で、どういう形をとるべきかということについては、時間をかけながら、住民への説明を申し上げ、最終的には住民投票によって住民の意思をお聞きするということが大切なことではないかなというふうに考えています。しかしながら、寄居町が隣の町であるということは事実でありますから、大澤議員のご質問のご意見につきましては、重く受けとめさせていただきたいというふうに思います。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 合併問題が出ましたのが、たしか大澤町政が誕生したころが最盛期と申しましょうか、一番活発な議論が交わされたころだったと思いますね。そのときの議長でございました野口幸雄さん、あの方ともいろいろな話をする中で、そのころ私たち議員も本当にいろいろ合併に関する勉強をさせていただいたものですから、その中でいろいろ考えてみて、やはり長瀬町は秩父の方を向かないで、寄居の方を向いた方がどうもいいねというようなお話をしたことがございます。確かにそうなのだよというようなお話をしまして、その当時は皆野も巻き込んで、皆野、長瀬、寄居、できれば花園あたり、4町ぐらいでできたら本当によいまちづくりができるのではないかなというようなことで、では町長に話してみようよというような話で、たしかそのころ町長にそんな話を申し上げたことがあると思います。

その当時は、寄居町は全然受け付けないと申しましょうか、うちの方はともかく大里郡で、皆さんの方は秩父郡なのだから、全然話にはならないということで、乗っていただけなかったというようなことがございましたけれども、そのころは合併特例法という中で進めてこられたわけですが、今年度から合併新法というものが施行されたということで、知事の権限が大分強くなったというお話を伺っております。3月議会でしたか、13番議員さんが合併に対しての質問された折にも、町長のご答弁の中に、知事の権限が強くなったけれども、知事は地域の実情、地域の人たちの考え方を尊重するというお言葉を何回もいただいているのですよというお話を町長はされておりました。

そこで、今現在の長瀬町を見ましたときに、先ほども2番議員さん、14番議員さんへのご答弁の中にもありましたけれども、長瀬町の住民は寄居の方を大分向いている、そういう状況の中で、今後どうするか。もし単独で、このままやっていければ、それにこしたことはないけれども、単独でやっていけないということになったときには合併も考えなければいけない。そのときになって最終的には町長、住民投票ということを予定しておるようでございますけれども、その住民投票をするときに住民が何を基準に住民投票をしたらよいのかということを考えますときに、今から私たち議員もそうですけれども、執行部の皆さんにもご努力をいただいて、その方向性と申しますか、それを探りながら、なるべく早い時期に、そういうものも町民に説明をするべきではないかなと私は思っております。

そこで、この間の知事が、そういうことを申したという、このお話を伺いましたときに、これは願ってもない、長瀬町にとってはチャンスだなと私はとらえたわけでございます。そこで、知事にお会いした折に、町長にもそんなことをお話いただいて、なるべく町民の意向に沿ったような方向に行けるような、そういうお話をしていただけるとありがたいなと思っております。無理だ、無理だということではなくて、5年前には全く受け付けていただけなかったという状況の中で、知事がそういう発言をされたということは、私は重く受けとめてもよいと思っております。そんなところで、先ほど長瀬町の実質公債費比率の話

も出ました。先ほどの話ですと、20%以上がというようなお話でしたけれども、財政再建団体というのは、私たちは25%以上というお話を今まで伺ってまいりました。先ほどどこで20%になったのかなというような思いがしたわけですが、この新聞を見ますと25%以上になっているのですね。25%以上になると単独起債ができないということが、ここの新聞には書いてあります。今の状況の中で25%には行っていない、20.1%なわけですが、今後合併をしなければならないか、単独でやっていけるか、その目安と申しますか、そういったものを町長はどの辺に置いているか、その点もちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 非常に難しいご質問であります。私は寄居と合併の話といいますが、4年前から寄居の方の合併の勉強会に参加をさせていただいておりまして、そのとき大勢の方とお会いする機会がいろいろありました。そのとき例えば寄居の状況、長瀬の状況を考えてときに、私は歴史から考えると、川の流れというのは非常に大切なのだという話を寄居でたしか申し上げてあると思います。寄居が深谷と合併協議が始まって、第1回の会議のとき、私県の方へ出張がありまして、そのことを知っていましたので、寄居の役場へ寄りました。ちょうど町長、助役と一緒に帰りになったときに、いかがですかというお話をしましたら、そのとき第1回の会議で、もうだめだと、いつ別れるかということだという話を聞いて、あなたの言っている、川の流れもまんざら根拠がねえわけじゃねえよというような話が、その雑談の中であったのを記憶しております。

寄居の状況は、今再三申し上げているような状況で、前途に明かりが見えてきたということについては、ご同慶の至りだというふうに思っています。よその町がいいから、私たちはそれを指をくわえて見ていいのかという話もありますし、今大澤議員ご質問のようなことは当然大勢の町民もお考えいただいているというお話をいただきますと、これも選択肢の大きな一つの柱になるだろうと。秩父という問題は、県の方の幹部の人たちと、ある職員の結婚式のときにけんかになったわけですが、長瀬町長は寄居との合併を考えているというのが県庁の中でうわさになっているけれども、絶対に許さねえぞというおしかりをいただいたわけで、世の中に絶対ってないだろうと。何で許さねえのだという話まで出て、私は合併すると言っておりません。ただ、選択肢は広く持つべきだという話をしているのだというようなことを言ったという記憶も今よみがえったわけでありまして、そういう状況です。

それから、もう一つ、余分な話ですが、玉淀ダムをどうにかしたいということがあって、この間ある場所に寄居町から8人、長瀬町から6人、秩父市から4人の、その考えを持っている方にお集まりをいただきました。とにかく生態系が壊れたということと、荒川の本流、それも中流にダムのあることについての大きな疑義について、県の方に意見を申し上げて、これをどうするのかということについて、しっかりした回答が欲しいというのが、そのとき集まった人たちのテーマでありました。寄居の方は、実はきのう陳情書、要望書というのを知事に郵送でとりあえず送るというような話をお聞きしましたので、私たちもこの議会が終わりましたら、皆さんに声をかけて、そして同じ考えを持たれる方には、一緒に行動がとれるかどうかについては、これからご相談を申し上げたいというふうに考えています。

いずれにしても、秩父地域という大きな中の私たちは一員として今日まで長い間来たわけでありまして、これを最初から否定するということには非常に難しい問題がある。たまたま私も町村会長という立場を与えられておりまして、これが問題になるかならないかということではなくて、そういう意味では、先ほど申し上げましたような横瀬の町長、それから小鹿野の町長等々の話では、合併の話が出たときには、お互

いに協調体制をとりましょうと。協力体制をとって話し合いをしていかないと、周辺部はのみ込まれますねという話が出ているのも事実でありまして、皆野町がどういうふうにお考えになるのかについては、これからの課題だと思っておりますが、きょう議会をやっておられるということなので、いろんな意見が皆野町でも出ているのではないかというふうに考えています。

話が長くなって申しわけないですが、そういう状況でありまして、先ほど具体的に、ではどういう説明をするかというのは、これからの我々の情報収集、それと寄居町の態度、それから秩父の状況がどういうふうになるかという具体的なものがまだありません。そういう中で、ことしの後半、来年の初めごろまでには、ある程度秩父の中も、まあ秩父は一つと言っている人が何人かおいでになりますから、そういう人たちのアクションがあるのかどうか。それから、寄居町が、具体的にホンダの誘致が、年次計画といえますか、具体的にはっきりあらわれてきたときに寄居町がどういう対応をするのかということも、水面下では、私たちはこの接点を絶つことを怠らないで、頑張っって、いろんな情報収集をやってまいります。その上で皆さんにご相談をする機会が必ずあると思います。12月の議会もお世話になるわけでございまして、そういう中でも当然知り得た情報については、皆さんにオープンにお伝えをしてみたいと考えています。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、財政再建団体についてご回答いたします。

財政再建団体は、実質収支の赤字が標準財政規模の20%以上になったときに対象となります。財政再建計画につきましては、総務大臣の同意が必要でございまして、自治体のみずからその申請を行いまして、それが指定されると、そういう団体になるということでございます。

それから、実質公債費比率について申し上げます。先ほど申し上げましたように、平成18年度から地方債許可制度から協議制度に移行いたしました。この実質公債費比率が18%を超えますと、地方債許可団体に移行することとされまして、実質公債費比率を下げるための公債費負担適正化計画を自主的に策定することになりまして、その結果、起債の発行制限を受けることとなります。また、25%を超えますと、単独事業の起債が認められないというような起債制限団体となるものでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） ということは20%以上ということだったのですね。私の方でちょっと勘違いをしたようです。

それで、寄居にホンダが来るということで、寄居は町がバラ色というようなお話を皆さんしていますけれども、実はこの間、寄居の方にお会いいたしましたらば、今のところ、バラ色になるかどうかは、はっきり言ってわからないのだというようなお話をしておりました。何かいろいろなお話が情報として入ってくるわけですが、従業員はこちらで雇用しない、あちらからみんな連れてくるのですとか、もうかったものは本社の方へ行くとか、いろいろな部分で多少は影響するかもしれないけれども、ホンダが来ることで、寄居町はバラ色だということで、浮かれているようだけれども、実際には来てみて、こんなはずではなかったと、そういうことがあるのではないかと申しておりました。

ただいま町長の方から玉淀ダムのお話が出てまいりましたけれども、何か話によりますと、玉淀ダムができるときに、玉淀ダムができると観光地になって、この周りが一大観光地になって、地元の人たちがすごく潤うのだよというようなお話で、皆さんにご了承いただいて、あそこができたというようなお話を伺い

ました。そのあれを考えてみますと、ホンダが来る、ホンダが来るということで浮かれていたら、とんでもないことだったというような事態もなきにしもあらずかなというような思いもしております。そんな中で、寄居を選択肢として選ぶということも、ちょっと幾分の不安もあるわけですが、いずれにしても、もしもの場合に住民投票をしなければならない、そのときの判断材料を町民に示さなければならない立場にあるわけで、そういった中で私たちが、これから一生懸命勉強しながら、その判断材料となるものを町民に提示する。

その中で私も6月に白川村に行ってみいました。本当に頑張っているところは、一番頑張っているのは職員だなという思いがしましたが、危機感といいますか、そのところは職員が担って、その職員の行動を見て町民が、職員があんなに頑張っているのだから、私たちも一生懸命やろうよ。自分たちの町は自分たちで守ろうよというような状況の中でやっているというお話を伺ってまいりました。白川村のお話につきましては、渡辺議員の方からお話がありましたけれども、そういった中で来年度は宮麗の綾町でやるというお話、私もぜひ行ってみたいなと思っておりますけれども、いずれにしても自分の足で、自分のお金を出して、私たちも一生懸命勉強しなければいけないし、またそういうことを職員にもお願いしたいと私は思うのです。

私が同部屋だった方は、岡山県から参りました。その方は女性だったのですけれども、第1回目から自分のお金を使って勉強しているというお話をされましたけれども、岡山県の本当に周りじゅうが合併してしまって、そこだけが取り残されてしまったということで、村だそうですね、合併したくてもできない状況の中でのいるらしいのですけれども、とにかく自分たちで何とか頑張ってやろうよということで、私が一生懸命勉強して、これを村に持ち帰って、単独でやっていこうというあれをするのですよという心意気を示しておりましたけれども、職員にも、そういう町を守るという思いですかね、そういうものをしっかりやっていただかなければ、今後町はやっていけないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、どういう方向に持っていくかという、今その判断材料、私たちが提示をするということが一番重要な課題となっているわけですが、先ほどの町長のご答弁ですと、来年、年が明けたら、そのような判断材料を示していただけるのではないかという思いでおりますけれども、そんなことでよろしいのでしょうか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 来年度、先ほど申し上げましたように12月の議会でも、その経過については、私たちの知り得たものについては、皆さんに説明できるものについてはオープンにしていきたいというふうに考えております。そういう状況を日々努力をし、収集してやって、議会の皆さんと私たちは当然共通認識を持たなければいけないというふうに思っております。それで、危機的な状況については、職員にもかなりよくわかっていただいているというふうに私は思っております。ただ、私は公務員の給与というのは高いというふうに思っています。一般の地域間の格差というのは、先ほど申し上げましたように非常に大きく出てきておまして、この是正を我々は国や県に対してお願いしていかなければいけない立場にあります。そういう中で、私たちが考えられますことというのは、議会も私たち職員も一致協力する、お互いに我慢するということが、認識を持てるかどうか、生き残りができるかどうか大きく寄与するかしんかのポイントになるだろうというふうなことは前々から申し上げておりますし、ずっと考えているところでありまして、この辺の共通認識がとれるかどうか。

今テレビで毎日のように公務員が、飲酒運転の交通事故を起こして話題になっています。非常に遺憾な

問題でありまして、私たちは参事の集まりをしたときに、具体的な手はずは整えておりませんが、この町で起きてはいけないことですけれども、もし起きたときには、即解雇ということを承知してほしいということを職員全員に伝えてほしいという話を申し上げました。例えば各町村やっていると思うのです。しかし、そのぐらいやってもまだ毎日のように事故が後を絶たない、その規律の緩みといいますか、そういうのは、今の日本の状況から私は考えられないような状況だと思っています。公務員というのは、そういうようなことを考えているというのは、ぬるま湯に入っている部分からまだ脱し切れていないな、そんな思いを持って悔しく思っています。

そういう状況でいるということを私たちはもう一回認識をした上で、合併のことについて、合併をしないという、最初から仕分けをしないで、どういうふうな形でやれば長瀬町が単体で行けるのか、単体で行けなかったときにはどうするのかということをしっかり考えていかなければいけないと思うのです。それは後残された平成18年度の半年間が大きなポイントになってくることは間違いありません。そういうことを考えますと、隣接した町村の動向については、よく注意を払って、情報をとってやっていきたい。そういう状況ですから、皆さんからも、ぜひ知り得ました情報についてはご連絡をいただき、認識を共通していきたいというふうに考えております。いずれにしても、この町が存続する。私は、最初から申し上げましたように、総人件費を5億円台に落とさないとやっていけません。これは間違いありません。私は、最初はかなりアバウトなことで申し上げたわけではありますが、5億円台に落とせるかどうか、これは本当に想像以上に厳しい状況を強いていかないと、このことは達成できない。

長瀬町は、例えば調整手当についても、地域手当にかえて各町村はみんなつけておりますが、長瀬町だけは8%から5%、5%からゼロにした。それが新聞種になって、埼玉新聞の1面のトップに記事として出していただきました。それは考えてみると、これが1面のトップに出るなんて想像もつかなかったわけでありまして、別にパフォーマンスをやったわけでもない。それは職員のご理解をいただいて、このことができたわけでありまして。職員に対しては非常に感謝を申し上げておりますが、しかし先ほど申し上げましたように、まだ職員の給与は、私は高いと思います。そういう状況を、いかに職員が共通認識として持って、そして住民サービスをしっかりやりながら、住民もその貧しさに耐える覚悟ができるかどうかということが大きなポイントだろうと考えています。長瀬町もやりたくて助役や収入役を置かないわけではありません。そういう状況は、皆さん議会の方も当然ご理解をいただいているというふうに思います。これからも、ぜひいろんなことについて意見交換をさせていただきながら、先に間違いのない選択をしていきたい。そして、最終的には住民にしっかりした説明をした上で住民投票をやらせてもらうということになると思っております。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） いずれにいたしましても、今町民は、今後長瀬町はどの方向に行くのかなという本当に不安材料を抱えているわけで、合併をするんかい、単体で行くんかいという話を、あちらからもちょうちから聞く中で、やはり私たちは一生懸命勉強しながら、最終的には町長の判断になると思いますけれども、しっかりしたものを町民に打ち出せる日が、なるべく早く来ていただきたいなという思いでありますので、今回の知事発言、こんなことも念頭に入れて、でき得れば知事の判断も仰ぎながら、長瀬町がよりよい方向に向かえるようにご努力をしていただけるようお願いいたします。

2番に行ってください。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 課税対象の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

固定資産税の課税客体の見直しにつきましては、家屋の調査漏れや不一致地目の累積を解消し、課税の適正化と公平性を図ることにより、税務行政に対する信頼を確保することを目的に実施いたしました。この結果、101名の納税者の方から問い合わせやご意見、ご要望をいただきました。お問い合わせの内容は、さまざまですが、農地から雑種地等へ地目の変更をした結果、税額が上がったということの反響が大きかったかと思います。お問い合わせのあった方には、航空写真等の課税資料を提示し、現況調査の結果や制度の内容等を説明いたしましたところ、大方の納税者の皆様にはご理解をいただけたものと思っております。しかしながら、見直しの趣旨や制度に対するご理解はいただいたものの、その手法や価格等についてご不満をお持ちの方もいるものと推察しております。このため広報紙等を通じ、税に対する情報をお知らせするとともに、個別のご相談にも誠意を持って対応し、税務行政に対する信頼を得られますよう努めてまいりたいと存じます。

次に、不耕作地に対する課税の現状についてのご質問でございますが、今回の見直しにより、地目変更を行ったものが1,210件でございます。このうち雑種地に変更したものが450件で、農地から雑種地に変更したものが340件程度でございます。地目の変更に当たっては、航空写真と課税資料との照合を行い、地目が不一致と見られるものについて現地を確認して行いました。土地の地目は、固定資産評価基準により地目の現況及び利用目的に重点を置いて認定することとされております。また、農地とは、耕作の用に供される土地を言い、肥培管理を行って作物を栽培する土地で、田と畑に区分されています。不耕作地の場合、耕作はされていないわけですが、容易に農地に復元できるような状態であれば農地として認定をしております。いずれにいたしましても、今回の地目の不一致調査は、農地に限って見直しを行ったわけではなく、土地全般にわたって不一致地目の是正を行ったものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） この件は、6月議会で3番議員、9番議員もやられているのですけれども、なかなかこれがおさまらないと申しますか、安くなった方もいるのですよね、今回の税見直しで。安くなった方は、なかなか声には出さないけれども、宅地並み課税を取られたということで、今まで以上に多い人は30倍ですか、取られたとかというようなお話も伺っております。そういう方たちは、なかなか怒りがおさまらないといひましようか、特にお話をお聞きすると、シイタケ農家ですとか、お蚕をやっておられる、そういう方たちの声が大きいのですね。お話をお聞きすると、昔から農家は庭畑と申しますか、自分の宅地のすぐ隣に庭畑というのがあって、そこにシイタケなり、養蚕なりをしようというので、ハウスを建てた。その当時は、農業だから、農地並み課税でいいということで建てたというお話を伺っています。そのままずっと今日まで来て、それでここに来て課税見直しで、それは農地ではないというお話で、宅地並み課税をされた。そうしますと、シイタケ農家の皆さんなどにお聞きしますと、シイタケは農家栽培ではないのかねというようなお話をしております。また、シイタケの価格が低迷する中で、高額な税金を払わされると、これからやっていけない。そういう中で、シイタケ栽培をやめざるを得ないという声も伺っております。ということは、日本の総生産率が40%ですか、農業のね。40%ってないかもしれないという中で、今後日本の食糧をどうするかという状況の中で、シイタケ農家がやっていけないという状況に陥ったという、これは町として少々行き過ぎた課税ではなかったかなというような思いがいたします。ただ

いま農地だけではなくて、全体を見直したのですよというお話を伺いましたけれども、そういうところに多少なりとも見直して、農地として農業者がやっていけるような、そういう政策がとれなかったものかと私は思っているわけなのですけれども、この点に関してはどうなのでしょう、お伺いをいたします。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 先ほどもお答えを申しましたように、今回の見直しにつきましては、課税の適正化と公平性を図るということを目的に行っております。これを基準に合わない、例えばシイタケ栽培等に対して優遇措置をとれるのかということになろうかと思いますが、税制面では、特にそういった制度はございませんので、税としては、公平な課税を図る面からも宅地並み、あるいは雑種地並みの課税をせざるを得ないという形になろうかと思いますが、また、シイタケは農家栽培ではないのかというお話でございますが、前回もお答えをしたかと思いますが、ビニールハウス等があって、その中で土地を耕作してやっている場合には畑になるのですが、耕作をしない場合には雑種地、あるいはそれが家屋であれば宅地というような認定ということに基準がなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 補足説明になるかどうかわかりませんが、課税の基準というのがあるのだそうです。その課税の基準を逸脱するような課税の仕方は厳に慎みなさいというお話を申し上げて、それは当然担当の課としてはわかっていますと。それで、その基準に従ってビニールハウスの問題、それからシイタケ栽培の問題等々につきましても、今課長がおっしゃったように基準に従って課税をさせていただいた。町独自で勝手に、税金が少ないからうんと上げるべえというようなことで課税をしたわけではないということは、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 税金が少ないから課税をしたことではないという、今町長からご答弁いただきましたけれども、取られる方になってみると、そういう気持ちになられるようで、そういうお言葉をたくさんいただいております。また、よその町村はどうなのかなという思いがするのですけれども、実は皆野の議員さんに先日お会いいたしましたらば、一番最初に出た言葉が、長瀬町は今大変な状況ですねと言われたのです。何ですかと言いましたらば、課税客体の見直しをして、農地がどんどん宅地になって、税金が払えないって、町民がすごい怒っていますよという話をされまして、あ、そうですかという話をしたのですけれども、また反面、農業を一生懸命やって、いつでも耕作ができるように本気で畑を耕して、1年365日一生懸命やって、本当にきれいにしている、そういう方たちからしますと、ほうっておくと申しますか、不耕作地に対して、そういう方と、自分たちみたいに本気でやっているところと同じ税金では合わないよねというようなお話も伺うのです。そこで、難しいなという思いがあるのですけれども、そこで今課長の方の話から、畑を耕している部分は農地だという話を伺いましたけれども、ということは、シイタケもその原木を土に埋めた場合には農地になるわけですか。ただ、置くのではなくて、埋めた場合にはどうなるのですか。そのところはどうかでしょうね。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） ちょっとそういったケースは考えてもみななかったのですが、要するに肥培管理、土地に手を入れて、あるいは肥料等を入れて、肥培管理をするというのが耕作ということになろうかと思えます。だから、シイタケの原木を埋めておいた場合に肥培管理をするのかという形になろうかと思いますが、恐らくシイタケを置いておくだけで、肥培管理はなされないのではないかなということになります。

が、その辺につきましては、今申しましたように、ちょっと考えていなかったもので、そういったケースがあるものかどうか、検討してみたいと思います。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 私もよくわかりませんが、自然でシイタケが出るものかどうかわかりませんが、根元から木が生えて、シイタケがなっているというような状況も可能なのではないかなと私は考えるのですけれども、そここのところはわかりませんが、そういった場合には農地として認めてもらえるかどうかという、これはこれからの問題になってくると思いますけれども、いずれにしても今の時代に逆行しているような気がするのです。一生懸命シイタケをやろうとしている人に対して生産能力をそぐというのは、もぐというのは、そういった点、ちょっとそここのところが来年度に向けて見直しということはないのでしょうか。このまま行ってしまうわけでしょうか。

これに関しまして、農業委員会でも毎回問題になっております。農業委員会として、町に建議として出そうではないかというようなお話も出ております。しかし、農業委員会は、そういう会ではないということで、少し待ってみようではないかというお話で、前回も解散をしたのですけれども、私は本当に農家の皆さんの気持ちがわかるのです。また、こんな話もされるのですよ。長瀬町は観光で行くのだ、観光で行くのだということで、観光の方にばかり目が向いていて、農家に対して少しおろそかになっているのではないかなという、そういう話もされております。そういった中で追い打ちをかけるように今回の件が出たものですから、ますます農家のやる気をそいでしまっている。そういう状況の中で、もう少し考えるべきではないかなと思うのですけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほども申し上げましたように課税の基準があつて、それに従ってやったというのが事実でありまして、もしいろんなご意見があれば、それが拡大解釈ができるのかどうかを含めて検討はしてみたいと思います。ただ、基準を逸脱して課税するということは、当然リアクションがあるわけでありまして、そういうことについては、やっぱり我々としても基準で課税をさせていただくということを大前提にして、今回の農地、それから雑種地等々の地目変更についてはお願いしたわけでありまして、私が就任したときは平成13年の秋口から、この問題についてはわかりました。これは放置をしてあったというふうに私は思いました。それで、これは公平な課税をするということは、例えば農地であるべきものを雑種地として課税してあるものは農地に戻す、それで雑種地なのに農地として課税してあるものについては雑種地にしてもらうということが、下に下げればよいということにはならないというふうに思って公平な課税をする、それが先ほどから何回も申し上げましたような国体があり、そして1年間かけて現地調査や航空写真を調べ、1筆ごとに精査したということが、今日の問題になっておりまして、この課税をした責任はすべて町長にあります。ですから、私がすべて責任を持つつもりで、このことについては指示を出しました。

それで、例えば一つの例を挙げさせてもらいますと、平成18年度の固定資産税の課税の金額はふえています。金額はふえているということは事実ですが、徴収率、納付率が前年対比でわずかではありますが、パーセントが上がっているのです。ということは、私たちが勝手に考えたとおしかりをいただくかも知れませんが、現状ではご理解をいただいて、そういう人たちにも納めていただいているのではないかなというふうに私は承知をしておりました。これは事実かどうかわかりませんが、そういう状況で去年よりも1%近い収納率がアップをしているという状況があります。金額では、かなりの金額になるはずで

ありますよね。当然新年度に固定資産税を賦課させていただいた金額が、例えば3,000万円とすると、それは8月31日までに例えば1%、0.5%ぐらいの収納率がプラスになったということから考えますと、私はいろんなご意見はいただいておりますが、その不満は、いろんな議員や関係者には不満として申し上げておりますけれども、内心では、その人たちにもある程度ご理解をいただいている。私は百姓の小せがれですから、昔のことを思い出しましたが、ビニールハウスの問題でも、こういうふうにつくると建物なのだよ、こういうふうにつくると建物ではないのだよというようなことを言われてビニールハウスをつくったということを今思い出しました。そういうことから考えますと、いろんな抜け道があるのかなと思いますが、しかし税務課の人たちには、基本に忠実に税金をいただく、課税をするということになります、そういうことはやるようにという指示は出ておりますし、そのことに従ってやっていただいた。その後のことについては、すべて町長である私が責任を持って、この問題については解決してまいりたいと思っています。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 6月議会でも町長が、農家だから税金が少なくてもいいのだという問題ではないということを答弁として言っております。これも私も当然わかるのです。ただ、ただいまのお話は、不耕作地もシイタケ農家もみんな一緒になってしまってお答弁いただいているのですけれども、不耕作地に関しては、3月の議会でも3番議員さんも質問しておりますけれども、耕作をする意欲がなくて不耕作地になってしまっている、そういう部分に対しては雑種地にしてもいいのではないかと、そういう町や村もあるというようなお話の中で、そういうあれを適用すれば町がきれいになるという、そういうようなお話もされております。それも議事録に載っておりますので、それも私もわかるのです。ですので、不耕作地に関しては、これもいたし方ないかなというような思いがあります。

ただ、一生懸命シイタケをやっている人たちの意欲をそぐようなあれは、やはりもう少ししっかりした説明をしてほしかったなというのが、私の本音でございます。来年度からどうするのかにつきまして、これだけいろいろな皆さんからご質問なり、ご批判なり、町の方に入っているわけですから、来年度につきまして、いろいろご検討いただいて、皆さんが納得をして税金を納めてくださる、そういうような町政に持って行ってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わりにいたします。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（西山津智男君） 一般質問を続行いたします。

3番、村田正弘君の質問を許します。

3 番、村田正弘君。

○3 番（村田正弘君） 通告順に従って質問させていただきます。

1 番目、町内のボランティア団体の実態についてお尋ねをいたします。町内にはどのようなボランティア団体があり、その活動の実態についてお聞かせください。また、町の事業にどのようにかわり、ご奉仕をいただいているのか、お聞かせを願いたいと思います。ボランティアさんがいることによって町がある程度成り立っているというか、そういうこともあると思われます。

なお、今後こういう団体にいろいろなことを協力していただいて、町をいい町にするというために何かお考えがあると思いますけれども、その辺もお聞かせを願いたいと思います。

2 番目は、宝登山の開発についてお尋ねをいたします。宝登山の新たな名所づくりが動き出してきて、山の木は大分伐採をしたようにも見受けられます。跡地がどのように変貌するのか、どのように変わるのか、私ならずとも関心を持っている町民が多いと思いますので、計画の概要をどのようにするのか、よく町長が前から花の町にするのだと、駅から見えるようにというようなことも言っておられましたけれども、その辺はどんなことになるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、例えば事業主体、どこが主導権というか、その事業に対してどうやる、あるいはいつごろまでに完了するとか、管理運営はどうするのだというようなことが、物をやるからには計画というものがあるはずですから、その計画等について、なるべく具体的にお伺いをしたいと思います。

それから、3 番目、先ほど来いろいろありましたが、行政改革大綱実施計画というものがあるわけですが、先ほど来財政の絡みでいろんな質問がありましたが、行政改革大綱がつくられて、公表されたというか、皆さんに知らされているわけですが、その計画は非常に立派ですよということで、私は前の議会かに褒めた記憶があるのですが、後からだんだん物を見ていきますと、今回出てきた行政報告書なんかにもありますが、上の方から何か物を言われてきてというようなことが書いてあります。そんなことですが、どのように取り組んで、どのぐらい進んだのか、こういう改革、あるいは改善ということは計画があってやるわけですから、その進みぐあいを1年に1回チェックするというふうに書いてありましたが、1年に1回という納期は非常に長いのでございまして、もう少し期間を縮めるということをどれだけ努力されているのか、お伺いしたいと思います。答弁は書いてあるとおりでお願いをいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

町内ボランティア団体の実態についてのご質問でございますが、最初にボランティア団体の状況についてでございますが、町では社会福祉協議会が事務局となってボランティア連絡協議会を組織し、各ボランティア団体の横の連絡をとっております。現在は7団体が登録されておりますが、福祉関係のボランティア団体が多いのが実態かと思えます。活動状況は、単身高齢者への配食サービス、絵手紙の送付、子供たちへの人形劇、紙芝居、ごみの省資源化活動、それから桜や松の保全活動、公共施設の花木の植栽、除草活動などが主なものでございます。最近のボランティアは、多種多様な分野で活動をいただいておりますので、今後各団体の活動を町の事業にうまく結びつけていくためにも協議会の組織のあり方について検討していく必要があるのではないかと感じております。しかし、ボランティアの活動は、小さなことでも、それぞれの方ができる範囲で、無理のない範囲で活動していただけるのが、本来のボランティア活動では

ないかと思しますので、決して強制にならないよう、また負担にならないよう町の事業とのリンク、住民と行政の協働の難しいところではないかと感じております。行政改革実施計画では、町民と行政の協働の推進を行政改革の主要事項の一つとして掲げております。今日の多様な町民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、町民と行政の役割分担を明確化し、町民や企業、ボランティア組織、NPOなど地域社会を構成するさまざまな主体が協働してまちづくりを進める必要があると考えております。高齢者訪問、配食サービスなど福祉、教育関係のボランティアとの協働や、ごみの減量化や環境問題に取り組んでいる団体との協働、また花いっぱい推進活動にご協力いただいている団体など、まちづくり活動に協力いただいている団体もふえてきておりますが、今後とも行政とボランティアとの連携が図れる事業などを検討し、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいまお答えをいただきましたが、何か社会福祉協議会に寄っかかっているようなお話ですけれども、やはりこの辺をボランティアさんには、確かに強制はできないということでございますけれども、その辺を皆さんにご理解をいただくべく運動しながら、町がある程度主導権というか、模範というか、そういう言い方は難しいのですけれども、協力してもらえようような体制を整えていくということで、社協にお願いをしているというか、社協は町の外郭団体というか、町の直接の団体ではないわけですね。ですから、そこをお願いをしているだけではなくして、町でも皆さんに協力をお願いするような方策を何か考えていった方がいいと思うのですけれども、そんなお考えはありませんか。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、町でも現在は社会福祉協議会の方にボランティアの関係につきましては、個人、法人を問わず、団体、それから個人、それぞれ登録をしていただいて、そこにボランティアセンターというのが社協の方ではできておりまして、そこにボランティアコーディネーターということで、専門職員が配置されております。そういった関係で、民間の自主的な活動ということで、現在は社協が中心になって連絡協議会をつくり、横の連絡等をさせていただいておりますが、議員さんご指摘のように町が模範となりまして、今後は全町で、それぞれ団体、個人のボランティアの方々に協力していただけるような体制、そういった社協の現在ある組織とも今後連携を密にさせていただきまして、それぞれの課で進行している事業と関係があるもの等を協議させていただきまして、全町的な取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ただいま参事兼総務課長からは、前向きなお答えをいただきましたが、このことについて、こういうボランティアに対する展望というか、そういうものについて町長はどのようなお考えですか、お聞かせください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今社会福祉協議会が主体となってというお話がありましたが、私が社会福祉協議会の会長もお世話になっているわけでございますが、今総務課長からお話があるありましたようなこと、当然調整役といいますか、最終的には長であります社会福祉協議会の会長でもありますから、その内容につ

いては、ただ、ボランティアの人たちが懸命に努力をしていただいている、非常にありがたいわけであり
ます。ただ、既存の今まであったボランティアの中に新しい人が入るとか、いろんな問題が出てくると思
うのです。そういう中での調整については、社会福祉協議会で今やっていただいておりますが、やはりお
互いの意思をちゃんと確認し、尊重し合って自分のやるべきことというのをしっかり確認した上で行動し
ていただくことが非常に大切だというふうに思っております。

今まで社会福祉協議会に登録されているボランティアグループは、多分七つというふうに承知をしてお
りますが、その他にもいろんなグループがおいでになって活動していただいております。それで、数がだ
んだん多くなってきますから、この辺についても、もう一回しっかり検討して、皆さんが協力し合えるよ
うな、気持ちよくご活躍がいただけるような体制づくりをしていきたいというふうに考えます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ありがとうございます。そういうふうな町に関係ないわけではないということで、
町長さんも、そういうようなお考えがあるようですから、ボランティアの皆さんに協力してもらおうとい
うことを、町の財政の事情とか、いろいろ手が足りないとか、足りるとかということがあるわけですから、
そういったものに気持ちよく、あるいは快く協力してもらえるような雰囲気づくりに、ぜひ努力をお願い
したいと思います。以上です。

次の2番目に行ってください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 2番目の宝登山の名所づくりといいますが、伐採の跡をどうするかというご質問に
お答えをいたします。

この伐採箇所は、埼玉県と地主の間で県造林の契約が結ばれておりました。それで、契約期間終了が近
くなったということや、植栽した樹木の伐期、切る時期が近くなった、伐期が来たというふうに承知をし
ておりまして、そのことから、それと春雪によって樹木のしんが折れたということ、私が実は農林振興
センターの方へ申し上げたわけでありまして、そういうことを現場で、振興センターの人たちにごらんい
ただいて、急速にこの話が進んだというふうに承知をしております。そして、県が立木を売却したとい
うことによって、その買った人が、森林法に基づいて伐採届が出て、伐採をするに至ったというふうな経過
であります。また、伐採後における植栽などの計画の概要はどうなのかというご質問でございますが、町
といたしましては、秩父環境管理事務所を初め関係機関と開発について話し合いを行っておりますけれ
ども、開発については、地権者の協力が最大の条件でありまして、現段階で地権者の同意が、まだ確たるも
のをいただいております。非常に時間がかかっておりまして、まことに遺憾だと思っておりますが、そう
いう状況でありまして、町といたしましても、地権者との土地の借用について交渉を行っているところであ
ります。

また、民間のNPOの人たちも開発について地権者と話し合っているという情報も私たちのところへ入
っておりますが、正確な情報は、まだいただいております。県もそういう中に入って、
森づくり課等々の課長さんたちに動いていただいているということでもあります。私たちは、地権者の最終
的な同意をいただかない前にいろんな計画をするというわけには行かない。私もちょっと先走っていろ
んなことを言いました。そのことがネックになっているとは思いますが、しかし地権者が、わかった、や
りましょうというお言葉をいただいた上で、その計画を具体的に立て、それを皆さんにお示しするとい
うことが大切だと。この間も皆野の副代表の方とお会いいたしましてお話をしましたら、もう少しだから待

ってくれと。過去のいろんないきさつがあつて、なかなかまとめるのに時間がかかっていますが、申しわけないけれども、しばらく時間をいただければ、私たちも積極的に町との協働についてやっていきたいという思いを持っておりますので、もう少し時間をくださいというお言葉をいただいたところであります。

事業主体につきましては、県も、それからＮＰＯ、それから町、それから地権者、それと県も含めて、これから協議をしていくということになると思います。そういう中で主体的にどこがどういうふうにするかというのは決めさせていただきたいというふうに考えておりまして、オーケーが出た後に、そのことについては急速に決めていかないと時間がたってしまうので、この辺についても、もうしばらく時間をいただきたい。そんなに先に行かないうちに地権者の方の統一見解が出せるだろうという副代表からのお言葉をいただいておりますので、しばらくの間、時間をいただきたいというふうに思っております。本当に長くなって申しわけないのですが、現状を素直に申し上げました。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 再度質問をさせていただきますが、そうすると、当初木を切り出す時の話と、今になってよく聞いてみたら、どうも少しずれているというふうに聞こえます。切るときに、もうそのぐらゐのことをやってなくて、まず切ることが先で、切ってしまってから、後どうするというような計画のなさについては非常に悲しいものがあります。以前から何回か町長の見解というか、計画というか、お聞きしたのは、花を植えて、長瀬の駅から山を見ると花が見えるという単純なだけが見てもわかりやすいようなお話でしたけれども、今町長のお話とは裏腹というか、ずれているというか、また木を植えるというような話もちらっと聞いた記憶がありますけれども、花と木は、ちょっとかけ離れているというか、木を植えるのだったら、同じ山になってしまうわけで、下から見ても花は見えないと、こういうことになるわけですが、そんなお話がちらっとありましたが、これは全くうそというか、ただの騒がしというか、そんなものなのかなというふうに思っておりますので、おわかりになっているところがあったら、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 去年だったと思いますけれども、花の丘構想というのをたしか申し上げてあります。花の丘というのは、花を植えることに限定したわけではありませんで、例えば山の問題、県、それから地主等々の考え方の基本には、やっぱり花といっても木を植栽して、その中で花が咲く、そういう植栽がということが、県の方は基本的には考えているようであります。山の勾配の急なところに花を植えるということは、後で山の保護について大きな問題があるというご指摘をいただきました。そういう状況の中で、例えば永年生の木を植えて、その中で花が咲く。例えば今花が咲いておりますサルスベリというようなものを、形をきれいにしてやったらどうだという話が出ておりまして、確かに根が張らないと山が崩れるという大きな危険を帯びているわけでありまして、私たちはそれを否定するわけにいかない。そういう状況でありまして、その前に私がフライングをしたということについては大きな責任がありますが、地権者の同意をまだ得られていない。話は、先ほど申し上げましたような状況ですから、かなり進んだという認識を持っています。

それで、県の方の農林部、それから森づくり課の上の幹部の人たちにも、町の方へ何回もおいでいただき、担当とも話し合いをしながら話を進めてもらっています。そういう状況で、県と地権者との分収林の契約があるわけですね。その契約をどうするかという私は問題提起をしております、これが契約が具体的に解除できないような状況になっている。その大きな要因は、地権者の方が亡くなって相続ができてい

ないという部分があって、これは非常に難しいというふうなお話も聞いています。そういうようなことを役所としては手はずを整えていかなければいけないという、県がそのまま分収林として、その山を持たないということは、はっきり確定しているようでありますから、そういうような手続等々があるわけでありまして、この辺が役所の一番の問題点だなというふうに思っておりますが、しかしあきらめないで、せっかくの伐採を私たちは生かして、地主の方にご理解をいただいた上でやっていかないといけないというふうに思っております。それが地権者が、長瀬町の人たちだけでなく、よそのまちの地権者が半分いるということがありまして、その辺も町の間と多少違うニュアンスの考え方があるやに聞いておりまして、この辺を時間をかけてご了解いただくように説得する、私たちが出るということではなくて、県の方たちのお力添えが今最盛期になっているというふうに思っておりますので、先ほどから申し上げましたような時間は、ちょっといただきたいなというふうに思っているところであります。これは結果が出れば、なるべく皆さんと一緒にご意見を承って、どういう植栽をするかについては、そんなに時間がかからないで決められる問題だというふうに考えておりますので、その辺もまたはっきり確定いたしましたら、ご案内申し上げますから、一緒に仲間に入っていただいて、お知恵を出していただくとありがたいと思っています。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 何か今のお話を伺っていると、私も長瀬の分の共有部分については、持ち主の一員となっていますけれども、長瀬の分の持ち主も数が相当いて、こういう人の名前というようなものももらって持っていますが、確かに相続がしてあるかないかなんていう話になると、これは一々調べることも、これはやればできるのですけれども、非常に大変になってきて、それが全部100%話がまとまらなないと、次に進まないとなってしまうと、また今度は切った木の間から1年たてば、木は雑木がまた生えてきてしまいますから、これまた何かするのに非常に大変なことになるなというふうに思います。そういう大変にならないようにご努力をお願いしたいと思います。何を言っているか、ちょっとわからない質問で、答える方も大変だと思いますが、ありがとうございました。

3番目に行ってください。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） それでは、村田議員のご質問の行政改革の実施計画の進捗状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

行政改革の実施計画につきましては、6月定例会の際にもご質問をいただき、町長よりお答えさせていただいておりますが、緊急性や重要性などをもとに、内容や実施時期などを各課で定め、今年度に入り、その項目ごとのスケジュールに沿った点検、見直しを行っております。現在の進捗状況でございますが、条例改正など、既に計画を実施し、実質的に効果が出ているものを実施済み、内部打ち合わせ、近隣市町村等に照会を開始している、インターネットなどで情報を収集しているなど、何らかの事務を進めているものを着手、まだ手がついていない状態のものを未実施として現在の取り組み状況を報告させていただきます。

9月1日現在でございますが、実施済みが全体の38%、着手が52%、未実施が10%となっております。計画策定後の最初の年ということもあり、未実施の項目もございますが、できるだけ早く取り組みを開始するよう機会あるごとに各課には伝えております。また、着手の項目についても、できるだけ早い時期に実施に移し、実質的な効果が出るよう努めてまいります。さらに、実施済みの項目であっても、社会経済情勢の変化などにより、新たに実施する必要が生じた項目などについては、引き続き改革に努めてまいり

ます。

なお、この計画の進行管理につきましては、町民に対する説明責任を果たす観点や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、毎年度成果の検証と見直しを実施し、その結果を町民に公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 今お答えをいただきましたが、38%実施ということですが、それから着手が52%、未実施10%ということで、数字はわかりましたが、いずれにしても、こういう改革とかというのは、やる気にならないとできませんよということは、ご承知だと思います。それで、前のときもちろっと申し上げましたけれども、やはりこういうのはボトムアップではだめなのですよ。トップダウン方式でやらないと進みはしないのですよ。私も民間会社にいるとき、こういう改善というようなことの仕事をやってきましたけれども、この町で、こういうことをやり出したのは初めてですよ。今までは何もそんなことはやらないで、なあなあで用が済んでしまったというわけですが、事ここに至っては、財政が非常に窮屈になってきたということが一番の原因なのだと思います。それにつられて、こういうことをやらざるを得なくなってきたということで、初めてやることに對しては、やっぱり上から、こういうことをこうやってくれよというふうにしてやらせていかないと、できるようにならない。一つできると、また二つ目もできるようになるということがありますから、そのことについては町長はどんなお考えなのでしょう、お伺いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今村田議員からトップダウンが絶対だというお話をいただきましたが、私もそう思っておりまして、今たまたま9月の議会で村田議員からのご質問にお答えすることで、数字がはっきりしてまいりました。これは実施済み、それから着手、それからその後未実施というのがありまして、90%話が進んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。これを議会が終わった後、このことについて担当の幹部と一度調整をしていきたいと思います。未実施、それから未着手の中で緊急を要するものがあれば、私の方から申し上げて、なるべく早くこのことについては実施するようにというお願いをしていきたいと考えています。

いずれにしても、先ほど村田議員からのお話のように初めての仕事でもありますし、そういう意味では、職員はかなり頑張ってやっているとこのように認識をしております。これはこれからしっかりとこの町の将来を大きく変え得る事業となり得るわけでございまして、この辺も議会議員の皆さんのご指摘とご指導をいただきながら、誤りのないような行動をとっていきたいというふうに思っております。いずれにしても、ご指摘は重く受けとめさせていただきまして、これからの大きな指針にしていきたいと思っております。なるべく早く、このことについては結果報告ができるようにしたいと思います。

実は、ここに今申し上げたことについて、内部資料であります、あります。これはもしよろしければ総務課長に話をして、もしごらんいただけるといことであれば差し上げてもいいと思っております。ごらんいただいて結構だと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 前向きなお答え、ありがとうございました。

納期がない仕事をやっていたのでは、あるにはあるのだけれども、1年先の納期では不安でしょうがな

いのです。ですから、同じことを毎回言うかもしれませんから、その辺を肝に銘じておいていただきたい
と思います。まとまらないことを質問しましたが、終わりにします。ありがとうございました。

○議長（西山津智男君） 次に、7番、新井利朗君の質問を許します。

7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 一般質問をさせていただきます。

1番、プール利用制度の導入について町長にお伺いいたします。夏は、涼を求め、水に親しむ機会がふ
えます。その涼をプールや河川、海に求めると同時に、これらの施設等では事故が多発しております。平
成14年度から長瀬町営プールの「コスモショア」が老朽化等の理由から閉鎖され、町民も観光客も不便を
来しています。この夏、秩父市では、久那にあった「秩父流水公園プール」が施設の老朽化等を理由に休
業いたしました。しかし、このかわりとして「秩父ミューズパークスポーツの森」のプールを市の指定プ
ールとして市民に低料金で利用できる制度を設けました。市民は、1枚1,000円のプール利用カードを購
入すれば、同一世帯なら6人まで営業期間中何度でも利用でき、パーク内の他の施設の利用料金も割引
かれるというものです。当町は、小学校に児童利用プールがあるだけですので、このような制度に注目し、
町民の健康増進と安全、安心な水泳指定施設として、来年度以降の導入を前向きに検討すべきであると思
いますが、見解をお伺いいたします。

2番、花の里事業について産業課長にお尋ねいたします。6月議会で、花の里の運営方針として、実行
委員会を中心にした、ボランティア活動を主体とした運営を図るという花の里の運営方針と、一年草を年
2回栽培する予定との答弁がありました。8,000平方メートルの敷地に、ここは雑草の非常に多い用地で
ありますが、一年草を年2回栽培することは、多くの労力と費用を要し、大変難しいのではないでしょ
うか。県の補助制度最終年度の平成19年度はどのようにしていくつもりなののでしょうか。また、開花期間
中の土曜日と日曜日に商工会関係者の売店だけが開かれていましたが、ボランティアの協力者や町民に出
店の機会を与え、農産物や花の販売等を行えるようにしていただきたいと思います。これらのことについて
どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

ミューズパークのプールの利用カードの発行につきまして、秩父流水公園プールの廃止に伴って、一、
二年前から検討していたということでございまして、ミューズパークに交渉し、プールの利用券の状況な
どから契約額を試算し、提示された額が秩父市の利用者数にかかわらず1,400万円負担するということだ
そうであります。また、販売した利用カードの代金は秩父市に入るそうで、約4,700枚で470万円の収入と
なるということであります。廃止した秩父流水公園プールの経費と比較した結果、代替施設としての契約
をしたようであります。秩父市におきましては、住民サービスの充実や安定が図られるという市町村合併
の効果もあるのではないかとこのように考えております。住民サービスの向上は必要なことと考えますが、
長瀬町では、当面単独で行くという今の段階においては、この制度を採用するのは難しいのかなというふ
うに考えております。行政サービスの程度は、一律ではありませんで、それぞれの団体により異なる部分

があるというふうに承知をしております。基本的な最低限のサービスは行わなければいけません、それ以上のものは、それぞれの団体の考え方や財政力の問題となるというふうに承知をしております。地方自治体の格差があらわれてきているわけでありまして、国の示す骨太の方針によれば、財政的にも余裕のある地方自治体や住民の負担能力の高い地方自治体は高度な行政サービスを行ってもよいが、そうでない地方自治体、長瀬町のような地方自治体は、背伸びをせずに身の丈に合った行政サービスにとめておきなさいというような指導をいただいております。これは今後さらに拡大されるというふうに思っております。

それから、一つ足させていただきますと、西武グループの秩父の企業の進展の仕方というのは非常にいろんな問題を抱えておりまして、私が聞き及んだところによりますと、このミューズパークのプールにおきましても、そのうち外ではないというお話を聞いておりまして、そんな先に行かないうちに西武がどういう対策をとるのか、だれがこの事業主体となってそれを受けるのかというようなことも含めた、いろんな話が出ておりまして、この辺もこれからの大きな問題だというふうに承知をしております。いずれにしても、よそのまちのことを言っている暇ありませんが、私たちとすれば、ご指摘をいただいたことについては重く受けとめさせていただいて、いい案があればご提示をいただき、それができるかどうかについても真剣に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 聞きたいところは、大体予想したとおりだったのですが、確かに秩父市の場合に一括で1,400万円やったということで、470万円ぐらいの収入ということから、約1,000万円赤字に近い状態に見えますけれども、1枚のカードで3人が3回行ったとすれば相当の数使えるのですよね。ですから、そういう面では市民サービスになった部分はあって非常に喜ばれたのだと思うのです。それをそのまま長瀬町に当てはめるということではなくて、私は一括委託でなくて、向こうも民間会社ですので、例えば長瀬町なんかの場合であれば、ちょっと手間はかかるかもしれませんが、ちょうどそういうカード等を町から発行してもらうことによって、それを持っていったときの精算方式で何かできないかというふうなことです。例えば小学校には児童プールといいますか、生徒用プールがありますけれども、あと幼稚園児につきましては、夏休み中、親が連れていく場所もなかなかない。そうすると、親が休みのときに行くとなればミューズパークか、または深谷のプールかというようなことが近場では考えられているわけです。旧吉田町には緑の村プールもことはやっておりましたけれども、そのような状況もあります。ですから、精算方式で発行することをやっていくこと、そうすれば幾らかでも補助していけるのではないかということなのです。

というのは、私も長瀬のコスモショアのプールが開設された当初、子育てのときでありましたので、回数券なんかを買って行きましたところが、突然中止になりまして、この間引き出しに、その回数券の残りが出てきました。そういうふうなことでありますので、何か利用のカードを検討してみれば、民間会社ですので、一括1,400万円ということではなくても、精算方式なり、何かこういうふうな形でやっていくことも可能ではないかなと。幸いことは川での事故も聞かずにいるので、ありがたかったですけれども、一時は小学生の児童が荒川に行って泳いでいるというふうなのが1学期の末にありました。そんな話も出て、急遽校長先生が動いたこともあったのですけれども、そういうふうなこともできれば避けなくてはならないということから、お聞きしたわけなのです。先ほど何か決め手があればということでありましたけれども、向こうも民間会社ですので、話し合いができ、そして少しでも町民の負担が軽くなって、全く同じで

なくても利用できる形ができれば、町民も安心して土、日に子供を連れて、孫を連れて、あそこの流れるプールであり、波の立つプールを利用できたり、幼児プールを利用できたりするのではないかなということで、来年に向けての提案であったわけであります。また、ひとつご検討いただきたいというふうに思います。

あと、ここで質問通告していなかったのですが、コスモショアの跡地利用というようなことは全然考えていないのですか。いわゆるプールをあのままでなくて、釣り場にしませんかとか、花でもある池にしませんかとかというふうな話も出ているのですけれども、いわゆる耐用年数というのですか、償却年数というのですか、そういうふうな関係で、あのままで置いておかなくてはいけないのか、ちょっとずれてしまって、通告と違うのですけれども、もしお答えいただければありがたいと思うのですが。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

コスモショアの関係でございますけれども、現在休業しておるわけなのですが、補助事業の関係で、プール以外の事業に使用できないということで、やむなく休業しているところでございます。

以上でございます。

〔「あと何年ぐらいですか」と言う人あり〕

○産業課長（若林 実君） 特にその後の計画というのは、今のところ立てていないところでございます。

〔「たしかあそこは補助対象年数が30年ぐらいだったうちの二十何年経過しているのではないかと思うのですけれども」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今産業課長がお答えしたのが基本的な考え方だというふうに思っておりまして、ただ、地元の人の中には、使用方法についていろいろご意見、ご提言をいただいております。例えば古代ハスですか、それを植えたらどうだとかというようなことがあって、私たちもある意味ではおもしろいと思ったのですけれども、今産業課長の話が基本的には、プール以外での使用はだめだよということ、それは役所のいいところなのか、欠点なのか、わかりませんが、そういう状況になっているというのは、ある意味では残念だ。例えばプールのことにつきましては、実はしばらく前に教育委員会と町営プールのことを、このままにしておいていいのかという話があって、第二小学校をことし改修しました。来年は第一小学校ということになります、そういう中で町民プールを生かして使う方法を検討したのです。しかし、ほとんどの方が、こういう旧態のプールにはおいでいただけないと。ほとんどの人が違うところへ目が向いていて、おいでいただかないということがあって、改修するには1,000万円単位のお金がかかるということもあって、例えば屋根でもかけてというような話がありました。しかし、それもお金がかかるという問題があって、ちょっと今とんざをしております。

実はこの間、皆野の町長とお会いしましたら、温水プールですね、あのことについて非常に苦慮されておまして、1,000万円単位の赤字が出ているということで、これはちょっと皆野町としては耐えられないと。ですから、将来といいますか、来年度あたりは真剣に考えて、廃止もやむなしというふうな状況になる可能性が大ですというお話をいただいて、みんな自治体が盛りのとき、バブルのときに官民で踊って、いわゆるそういう施設をつくったのです。その今度裏返しが来ているわけで、これをやらないというのは、施設があってできないというのは、我々にとると非常にづらい思いをしているわけですが、そういういろんなランニングコストとか、財政力だとかというのを見ていくと、この辺も難しいことだなと

いう思いを持っております。例えばふじみ野市で問題が起きました、流水プールの問題も、あれも私はふじみ野市の市長と懇意にさせていただいておりますが、本当につらい思いをしているようでありまして、責任は管理会社にも当然あると思いますが、最終的には市長の責任になるということを覚悟して、腹をくくってやっていかなければいけないという非常に苦渋の選択を今強いられているようであります。

そういうことから考えますと、危険を避けるということも大切なことなのですけれども、ですからみんな放置してしまってもいいのかな。今産業課長が言ったように、ほかのものには利用できないという、その補助の縛りがあるというのは、この辺も非常に大きな問題だと思っております、これも私たちが県や国に行って話をすれば、わかりました、いいですよという話にならないというところが非常に問題だというふうに思っております。いいアイデアがあれば、いいですよと言ってくれるのなら、これはやりがいがあるなと思いますけれども、産業課長がおっしゃったようなことが基本だということになりますと、この辺が私たちの考えの及ばないところなのかわかりませんが、施設はしたけれども、時代の変化と、それから老朽化によって使用に耐えられないような状況のものをどうするか。とめれば、そのときの人たちの経営能力も含めた欠陥だよということは当然批判されます。

それは批判に耐えることは、どうということはないですけれども、せっかくの施設をほかの用途に変更できないというのは、ある意味では、これがお役所の仕事の典型的なのかなというふうに思っておりますけれども、この辺がうまく打開できないと難しいのではないかなというふうに考えておりまして、抽象的な発言になって申しわけないのですけれども、そういう状況でいることは、今産業課長が答弁したとおりでありますし、我々がこれからどういうふうにするかということについても、その範囲は非常に狭いという認識を持っておりますので、この辺もご提案をいただいても、お受けする側の方が、そういう状況であるということ残念だなというふうに思っています。いずれにしても、あのままに放置するということは、いわゆる賞味期限といいますか、補助金の期限が切れるまでにというようなことに当然なるのでしょうか、これを生かして使う方法というのは、これから真剣に考えてはいきますが、そういう状況はご理解をいただいておりますというふうに思います。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 通告外について質問しましたけれども、お答えいただきまして、ありがとうございました。

町長は、断られたときが仕事の始まりだというふうなこともよくおっしゃっておられますので、確かに用途以外に使えないのはわかっている部分はあるのですが、使えないよという中からも、このようなアイデアで使って生かしたいのだということであれば、また風穴もあくこともあるかと思うので、ぜひとも何かの機会には、断られたときが仕事の始まりで、また進んでいただけたら、少しは進むのではないかとこのように思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2番の方をお願いします。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） 花の里事業についてのご質問にお答えいたします。

花の里の事業は、花の里づくり実行委員会で協議して、花の種類や植栽場所などを決定し、実施しているところでございまして、年2回の一年草の栽培につきましても、ハナビシソウが終わった後に雑草だけの状態にしておくよりもスケジュール的に可能であるので、秋にも花をとボランティアの強い後押しがありまして、今年度は試験的に栽培することに決定されたものでございます。平成19年度は、補助事業の最

終年度でございますので、周辺整備を一通り終了し、自主財源で平成20年度以降も引き続きハナビシソウやコスモスなどの栽培ができるような事業運営を行うとともに、野土山の遊歩道にアジサイを植栽して、花の咲く地域を拡張する予定となっております。

次に、花の里への出店の関係でございますが、花の里の運営は、今年度が実質的に初めてでございます。リーフレットや看板の作成、除草作業などの開園準備が忙しく、出店要領を策定いたしました。前もっての募集ができなかったことから、急遽ボランティア登録されているJAちちぶ長瀬支店と商工会に出店を依頼したところ、商業振興株式会社に出店をいただくことになったものでございます。花の里は、花の里出店要領で町内の個人または団体で、実行委員会の許可を受けた者が出店できることになっております。売り上げの5%の支払いや土曜、日曜日は最低でも出店していただく条件はありますが、一般の町民の方も出店できますので、今回は早い時期から募集できるようにPR方法等について実行委員会で検討してまいりたいと考えております。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） もう既に出店要領について取り決めされているということで、安心いたしましたけれども、現在キバナコスモスというのは、今幼い苗木になったような状態にいるわけですが、よそではキバナコスモス花盛りなのですね。これはまき旬が、どうしても2回目やるということで、おくれた部分があるかと思えます。ハナビシソウのときも、やはり開花時期が一部おくれたというふうな状況であり、結局ハナビシソウをつくっていましたときに6月の下旬まで有料のような状況でお知らせがあったのですけれども、下旬ではなくて、末日まで有料だったのですね。ところが、25日ごろから雑草が非常に目立って、とても料金をいただくのは忍びないという状況でありましたけれども、委託を受けた方は、それを勝手にまけるわけにもいきませんので、料金を100円いただいていた状況でありましたけれども、花の状況を見ながら、来年度早目の手を打っていただけたらというふうに思うのです。

それと同時に、長瀬に来る観光客は、秩父のシバザクラを見た後に相当流れてきているのです。それで、長瀬で過ごしていくというふうなことで、5月の連休には非常に長瀬もにぎやかです。ですから、せっかく有料にして花を見せるのであれば、5月に間に合うようしっかりと植えるというか、まくというか、そういうことも大事ではないかと思うのです。何か後になって、人に飽きられた状況のころになって長瀬も咲いているよという状況でなく、少しタイムリーな花植えができれば、よりいいかなと思うのです。それと同時に、夏休みにハナビシソウもあり、コスモスもまかれた。ですけれども、あそこへ行ってみますと、花一つというか、野草は咲いていますけれども、いわゆる見て歩けるような花一つない。あちこちにヒマワリが少し咲いているという程度の状況だったわけですから、何か一緒にする花の植栽がいいのか、それとも時期時期に見られる花を少しずつコーナー的に分けていく方がいいのか、やっぱり検討する必要があると思うのです。確かに花の里づくり実行委員会で、一つにハナビシソウ、秋、キバナコスモスということで決まってはいる部分あるかと思えますけれども、そうでなくて、あれだけ花の里と言いながら、花のない期間が非常に長い状況、場所が多いというのも問題だと思うのです。

それで、ちょっと話は横へ行きますけれども、長瀬町観光協会がやっているインターネットのホームページですか、あそこの花カレンダーというものを見ましても、たしか6月と12月は花が咲いていないことになっている。実際に6月はハナビシソウが去年から咲いているのですけれども、長瀬町のホームページにはハナビシソウのハの字も載っていない、その花カレンダーにはですね。そういう状況を見受けました。ですから、いろんなところで、確かにハナビシソウを載せる部分もあるかもしれませんが、せっか

くの花カレンダーというようなときには、ホームページの加除はだれがやっているのか、よくわかりませんが、その辺のところもよく検討しながら、載せたり、削ったりしながら、タイムリーに運営していただくことが大事なのかなと思うのです。ですから、先ほどこっちと他の議員の質問のときに、早目にまくことも一つの課題として出てきたということでもありますけれども、ことしは結局キバナコスモスは今大変幼い状況であり、結局ボランティアに頼るにいたしましても、半月で3日も草取りに出てきてくれというような割り当てがあるような状況の中で、これ以上進めていけるのか。いわゆる今月の中で、もう半月の間に3日ぐらい除草に出てもらいたいという案内が出ているわけですが、そんなふうなことが継続してやっていけるのか、その辺含めてもう一度ご回答いただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

今年度初めて秋に花を咲かせるということでございまして、春にハナビシソウ、そして秋にコスモス系の花をとということで、年2回花を栽培させるには、やはり種子代とか、除草作業などが倍になりますので、経費も労力も倍になりまして、大変なわけでございます。しかし、今年度は経費的にもスケジュール的にも可能であるというふうに見込まれましたことから、試験的に秋に花を咲かせてみようということで取り組んだわけでございまして、今年度の結果によりましては、続けるのかどうか、または別の花にするのかなどいろいろ含めまして、実行委員会で検討することになると思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 暑い中、課長を初め会員の人たちに花の里に入らせていただいて、確かによくなるように見ていただいている、力を入れてもらっているところでもありますけれども、花の里づくり実行委員会ということでありまして、やはりいろんな面でリードしていくのは産業課になるかなと思うのですね。そんなことで、よりもう少し先を見越して、またそれと同時に意見も多くの人から拝聴しながらやっていただきたいという希望を申し上げたいと思います。

それからあと、町民から花の里周辺につきまして、産業課なのか、観光課なのか、教育委員会なのか、非常にわかりにくくしているというのが現場に近い住民や関係者の話であります。その辺のところは何かはっきり、しっかりといいですか、区分け、町長は縦割りは余り好きでないということでもありますけれども、これは観光課、例えばあの周辺でも観光課の部類かなというものもあるのですけれども、これは教育委員会かなとか、僕らもまだまだ迷いながらいるところはあるわけなのですけれども、その辺の分類の仕方というのが、あれははっきりわかるのですか。郷土資料館は教育委員会、旧新井家と同じになっていますけれども、SLがあったところについてはどこなのか。それから、入り口の看板、白看板になってしまっていて、何もかいてないのですけれども、あの周辺はどこなのか、その辺のところだけちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） ご質問にお答えいたします。

資料館周辺の関係の施設でございますけれども、資料館と今のハナビシソウが植栽されておりますプラム園、それとか流水プール等は産業課の関係の補助事業で整備したものでございまして、資料館につきましては、旧新井家住宅もあります関係から教育委員会の方で管理をしていただいているところでございます。また、現在行っております花の里の事業につきましては、地域が野土山ですとか、旧プラム園の敷地、

あるいは旧新井家住宅の前のあいている部分なども利用するために少し入り組んだような形に区域になっておりまして、わかりづらいようなところにもなっておるわけでございますけれども、基本的には産業課が花の里全体を管理いたしまして、旧新井家住宅と資料館については教育委員会が管理するというふうになると思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） あの駐車場は有料化なんかは考えていたのですか、それとも考えるのですか。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） ご質問にお答えいたします。

駐車場の有料化でございますけれども、今年度実行委員会の会議の方でもいろいろ検討させていただいたのですが、一応有料化を考えましたが、本年度はどのぐらいの花見客が訪れるかということもわかりませんでしたので、本年度は無料ということにさせていただいております。今後は、環境整備協力金を今年度1人100円いただいておりますけれども、こちらとあわせて、さらに検討したいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 次に、9番、梅村務君の質問を許します。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 私は、二つのことについて質問させていただきます。先ほど来ダブる部分が結構ありますけれども、いましばらくの間、ひとつおつき合いのほどお願いしたいと思います。

1番目、当町の農業振興について。平成17年度において、税の公平負担の名のもとに建物等の未調査物件の調査、あわせて固定資産の課税客体の見直し等を行い、平成18年度課税となったわけであります。その中で、特に農地の課税客体の一部変更により、混乱を招いたと聞いております。確かに農業者の高齢化が進むとともに、農産物の価格の低迷等により、農業離れが著しく、これに比例するように不耕作地が増加しておるものと思います。これらを抜本的に解決するには、農業振興を図るのが最善策かと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2番目、宝登山周辺の開発について。宝登山の一部の保安林が伐採され、開発がスタートいたしました。宝登山全体の開発を目標とした、壮大な計画と聞いております。今後長瀬町の新しい観光資源として重要なものになると思います。町としての基本的計画をお伺いいたします。あわせてみどりの村の再開発計画の概要についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 梅村議員のご質問にお答えをいたします。

長瀬町の農業は、担い手の高齢化、兼業化が進みまして、農業生産性の低下によりまして、他の産業との所得格差が生じ、後継者不足と耕作放棄地などのいわゆる遊休農地が増加して非常に厳しい状況にあります。このため農業協同組合や普及指導センターとの連携をいたしまして、指導を行うための体制づくり

や集落を単位とした集落営農の組織化、法人化の促進、新しい農作物への取り組みや観光農業の振興など農業者、または農業に関する団体の自主的な努力を助長できるような総合的な支援事業を実施する必要があると考えているところであります。また、増加傾向にある遊休農地化対策につきましては、農業上の利用を図る農地と、それ以外の農地とに区分いたしまして、認定農業者や組織経営体などへの利用集積を図り、地域の状況などによっては果樹栽培や景観形成作物の栽培を奨励するなど、遊休農地の発生防止、解消に努めていきたいと考えています。

具体的には、こういうことなのですが、確かに高齢化が進んでおります。それで、県の方でも団塊の世代が大量に定年退職になった人に農業をやらせたらどうだというようなことを言うておりますが、私は本当にそれができるでしょうかという疑問を呈しました。というのは、農業というのは、かなり若い時代から体を鍛えてやっていかないと、なかなか言うはやすく行うはがたしという状況になってくるといふふうに思っております。これが今現実の問題として遊休農地が多くなっているという事実があります。これも大きな方向性といいますか、農業者の意見として、農地が荒れてしまって後継者がいないと。だから、何とかまい使い方はないですかという意見が大勢の方から寄せられています。私たちが、今これから具体的に手をつけていきたいと思っております、若者定住促進というようなことに大きくかかわり合いが持てるような状況になるのではないかと。それは農地をつぶすということではなくて、有効利用ということから考えますと、一つの方法だといふふうに私は考えています。

そういう状況も勘案しながら、遊休農地をいかに効率的にやるかというのは、これは農業というのは、ある意味生産性が非常に低くて、金のかかる仕事なのだと思います。しかし、日本の農産物の自給率が30%ぐらいというのは、余りにも低過ぎるし、これは私はもいつも申し上げているように食糧というのは、国家にとっては最大の戦略物資だといふふうに考えておまして、この辺がしっかりできないと非常に難しい。ただ、日本の大きな利点であり、欠点であるのは、所有権が非常に厳しいといえますか、所有者に対して有利な状況になっている。外国から比べて日本の所有権というのは、はるかに大きく保護されているという事実がありまして、これを解消することは、なかなかできないという状況にあるという話を聞きました。

そういうことから考えますと、国の力や県の力で、町とタイアップして、これを地主との大まかな調整だけで農地がうまく転用でき、活用できるような状況にならないというのが、大きなネックだといふふうに私は思っておりまして、この辺も含めた体制が簡単にとれるとは思いませんので、この辺をどうするか。所有者からどういうふうに使ってもらってもいいよというようなお言葉があっても、なかなか難しいということをお聞きすると、非常に難しい時期に来たなという思いを持っておりまして、これをいかに解決していくか。長瀬町は観光地で、先ほどある議員から、農業のことは全く考えていないというような住民の方からおしかりをいただいたといふふうに思っております。しかし、そういうことではなくて、農地の活用方法というのは、細分化された農地を上手に活用するというのは、これは一番難しいことだと。先ほど私も申し上げましたように農家のせがれでありまして、そういうことについては非常にこだわりが深い、大きいといふふうに思っておりまして、これをどういうふうに解決するかというのが、大きなテーマになるのではないかなと思っております。

いずれにしても、町としても、このことについては、先ほど申し上げましたようなことを基本に考えて、これからやっていかなければいけないし、いかざるを得ないと思っています。いずれにしても、この農作物価格の長期低迷というのは否めない事実でありまして、この辺も含めた、これからの将来展望、町に財

政的な余裕があれば、そんなに難しいことではないと思いますが、この辺もそういう大きなネックの中の要因になっているということは、まことに残念でありますけれども、現実の問題としては、これを避けて通るわけにいかないという状況にあると認識をしております。そういうことから考えまして、これからも真剣に考えてまいります、なかなかいい案が出てこないというのが、その現実の偽らざるお答えになるというふうに思います。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 今の答弁を聞いておりますと、非常に難しいという内容の答弁でございます。しかし、例えば皆野のあそこに農産物産館みたいなのができた。それで、非常に金もかけたのでしょう。今相当にぎわっていますね、観光客も含めて相当な商品が出ております。長瀬の10倍ぐらいの商品は楽に出ております。それで、結構売り切れるのですね、夕方行くと。農協関係の事業として、ああいうものも思い切って取り入れたらどうだろうか。国道っ端ですから、結構寄ると思うのですよ。ただ、寄っても商品が余らない、農協には。そういうふうなことが一つのネックになっているのだらうと思います。

それと、秩父市のあそこは蒔田ですか、川向こうは。あそこにやっぱり農協の物産売店がありますよね。去年あたりまでは皆野の方が多かったらしいですよ、売り上げは。今度は秩父がちょっと抜いたというような話も聞いております。だから、場所に余りよらずに結構販売できる、花園のはかがみですけども、花園においては年商11億円とかなんとか言われております。そういうふうなものができるのではないかと考えるわけでありますけれども、先日産業課の方へ農業の支援事業、あるいは補助事業みたいなものは何かありますかというふうに頼んでおいたのですが、何かありましたでしょうか、産業課長。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） ご質問にお答えいたします。

ただいま資料の持ち合わせがございませんので、正確な事業の名称は、ちょっと不明なわけですが、農業を一生懸命やりましょうというような方について、あるいは組織については、いろいろな補助制度が使える、あるいは貸付制度などもあるわけございまして、逆にやりたいのだけれども、自分がなかなか動けないから、畑がそのままになっているという方を救えるような補助制度、あるいは何か利用できるような制度につきましては、なかなかないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） そうしますと、今の農地に対する雑種地、ミニ耕作地に対して、今年度から課税されたわけでありますけれども、先ほどから言われていますけれども、高齢化によって農作業ができないというのが実態なのですね。さて、そこで、そういう中で、私のところでは5軒ほど、そういう話が来しました。課税された家の人たち。5軒ほど来たのですけれども、結局先ほど8番議員が言われたように突然来たというような感覚で物事を全部とらえております。問題は、法規制の中でやっているのだよと言われると、相手の方はそれでどうにもならない、がんじがらめになってしまうのですね。例えばそこには弁解も何もないのですよ、法規制の中でやっているということで。

そこで、よく言われるのですけれども、いま少し皆さんに周知させて、しかる後の課税でもよかったのではないかと。私は、なぜこんな質問をしたかということ、農政ありきの中で、荒れた土地に対する課税ならいいのですけれども、ほとんど長瀬町については、農政というものに対しては、無関心ということはないでしょうけれども、結構今町長の言うとおり、後継者不足とかいろいろありまして、余り施策を講じて

いないということが実態だろうと思います。これは皆さん多分体にしみて感じていると思うのですよ。

そこで、幾つかの例を申し上げますと、例えば雑種地に指定された土地が、植木が植わったほんの一部、車が1台入るような土地があった。それで、今度はその近くに雑木みたいなものが生えて、植木が植わっていた。それで、梅の木が結構そこに植わっていたから、そこは農地として認めますよ、ほとんど変わっていないというような状況の中で、片方は雑種地として指定を受けてしまった、こういうふうなこともあるのですね。だから、その基準がどこにあるのか。耕作できるようになっていれば農地として認めますよという先ほど答弁がありましたね。急速12月前に土を入れてかき回して、それは農地としてされているのですね。何十年ほっぽってあっても。それでもいいのか。そこには何も植わっていないのですよ。その土地に何も耕作していない。耕作できるような状況であれば農地なのか。あるいは一部ちょっと置いてあるだけで雑種地なのかという、そういうふうな指定区分がはっきりしていないのではないかというふうに私は思うのです。その辺について税務課長、ちょっと答えてください。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 雑種地、農地との区別の基準ということでございますが、先ほどの答弁の中でも申しましたように耕作されている土地については農地でございます。耕作されていない土地については農地と認めていないということでございますが、一時転用とか、そういったような形で耕作されていない場合には農地として認めているというような状況となっております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） その一時転用という言葉がちょっと引かかるのですけれども、どういうふうに転用された場合には農地として認めるのか、あるいは駆け込み型で12月に農地らしきものにしたところが結構あるのですよ、私の知っている中でも。草を刈りました、そういうのが結構ある。それでもいいのであるかどうか。20年も30年も耕作はしていないのですよ。それをあくまでも航空写真で調べたのかどうか、それだけのことなのか、現地へ行って調べたのか。少なくともうちの周りは今イノシシの出る時期ですから、結構騒いだのですけれども、国道っ端にイノシシが出るのですよ、現実に。そういうところは荒れているということなのですよ。

それといま一つ、これは客体の問題で質問をしているので、まるっきり関係ないわけではない。この前6月にも質問したのですけれども、すごいジャングルのような桑園でも、これはあくまでも雑種地なのか、あるいは桑園として、いわゆる養蚕で使えるような桑なのか。聞き及ぶところによると、こういうことらしいですよ。うんとでかくなった桑の葉というのは、養蚕には向かないのだそうですね、新しい芽がどんどん出てこない。だめなのです、桑の葉が。ということは、それは養蚕には全く向いていないということなのですよ。そういうところが結構あると思うのですけれども、そういうところは指定しておりますか、雑種地に。それとも農地ですか。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 先ほど来から申しましたように、肥培管理をして耕作しているかどうかに係るわけなのですが、すぐに農地に戻せるような状態の場合には、耕作をしていなくても、それがすぐ農地ではないよということではありません。農地として認定をしております。

それから、先ほどの桑園の関係でございますが、桑園につきましては、現在今回の見直しの中では農地として課税をしています。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） そうしますと、相当伸びた桑園が、すぐ桑園として機能するかということになると問題がありますよね。そういうところは、例えば課税対象、いわゆる耕作の課税対象というものが認められているわけですね。それは各自治体の判断によることなのですよ。まるっきり法にのっとってやらなければいけないのだけれども、少なくとも判断によるということが一つあるのですよ。ですから、そういうふうな判断の中で、例えばある町では、そういう問題が起きたときに、みんな花を植えたのですね。花を植えても、それは農地なのですよ。それが観賞用であってもいいのです。ちょっと前の話になりますけれども、こんなものが偶然出てきたのですけれども、みどりの村の農業構造改善事業、これは補助事業ですけれども、当時二十五、六年前ですか、黒澤さんの町長のときに2億円ちょっと使って、あそこを整備したのですね、プールも同じです。そうすると、あれも農業構造改善の一つなのですよ。だから、花でも何でも構わないのです、植えてあれば。作物でなくてもいいのですよね。というふうな解釈が成り立つのですよ。

だから、みどりの村のあそこもそうでしょう、花でいいわけですよ。皆さんが、早く言えば、総合計画の中にグリーンツーリズムを推進するという一項があったのですよね、十六、七前の10カ年総合計画の中に。それと同じなのですね。いわゆるグリーンツーリズムということは、呼んできて、田舎の生活を味わわせるという意味ですから。そういう中で、その花も、例えば桑園もそれに入るのかどうかということになるわけね。そうすると、あんなところが農地として指定されているのというような考え方を持つ人もいるし、また今言ったように駆け込みで、12月のちょこっと前に、査定認定の前に土を入れてなんていうところもあるのですよ、現実に。あれっ、こんなところに土がありゃ、耕したんかしらといったら、そうではない、上へ土をまいた。それが農地として認められる。だから、その辺の認定がちょっと我々には解せない部分があるのだけれども、それはそれとして、今の課長の答弁だけで、ここできちんとおきます。

それであと、一筆課税というものが、果たして例えば分筆登記をしてなくも分割課税というものが、駐車場なら駐車場、あるいは農地なら農地の部分があるということは、現実には、法的には無理なのですか。そういうところをやっているところはないのでしょうか、ちょっとお答えください。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 地目の認定に当たりましては、一筆ごとに行うことが原則でございます。それで、この場合、地目は土地の現況及び利用目的に重点を置いて、これを認定しなければならないということになっているわけですが、部分的に僅少の差異の有するとき、こんなときでも土地全体として状況を観察して地目の認定を行うこととされております。ただし、一筆の土地が相当な規模で2以上の全く別個の用途に利用されているというような場合には、これらの状況に応じて区分して、それぞれの地目を定めるということになります。地目の認定に当たりましては、土地全体としての状況いかに着眼して、一般の社会通念に照らして客観的に妥当と認められる地目をするものとされておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 我々は農家でないから、社会通念と言われても、ちょっとわからないのですけれども、農家の人がそういうことを理解しているのだとすれば、やっぱり課税されたことについては、社会通

念として、そういう雑種地として認識しているのだとすれば、これはやむを得ないことだと思うのですけれども、先ほども出たように、少なくとももっと事前に農家の人に周知せしめるということが、まず第1条件だろうと思います。突然来たという方がほとんどです。突然来たということは、全く予測していないわけですよ。高齢化してしまって畑ができないのです。その中で税金が、それこそ200倍から300倍です、私のところへ言ってきたのは、農地認定等300倍というところもありますよ。私のところへ言ってきたのは200から300、大体二百三、四十倍の課税評価だったのです。

そうすると、当然何もつくっていない、収入は何もなくて、そこで。ある農家の人がこう言いました。今鳥獣の被害をこうむっていると。それで、田んぼなんかあれですよ、一晩でやられてしまうのですよ、イノシシの親子が出てくると。みんな倒されてしまうのです、稲なんか。そういう中で、農業というのは非常に難しい段階にきています。多分、多分ですよ、多分という表現をいたしますから、多分草が生えれば除草剤で枯らせますと言っていました。恐らくの農家はそうなるでしょう。現実には除草剤をまいているところはいっぱいあります。そういう中で非常に環境汚染にもなる。そういう中で、では農業政策として何があるか、農業支援として、営農支援として何があるか。今町長が言われたように地権者の問題、地主の問題、今これから団塊の世代がどんどん、どんどん定年になります。その中で、そういう農業を志す人、あるいは趣味でもいいではないですか。そういう人たちがどのくらいいるのか。データ集めだって必要でしょう。例えば長瀬町、あるいは近辺の。そういう人たちがいないとも限らないのですよ。結構いるのですから。

それで、この土地の、地権者の問題を今町長が言われたけれども、振興公社で、そのあっせんをやっています。これは県の方の、振興公社の方であっせんを団体でやっているのですよ。例えば今言った集落営農のような感じの一つの団体の中にあっせんしているのですよね。ちなみに、ここに少しの資料があるのですけれども、やっぱり支援事業というのは、秩父農林振興センターの中でもやっております、その団体に対しては。だから、よくいい例を出すのですけれども、荒川のソバ、今20町歩つくっているそうです。約20トンのソバを収穫している。でも、とても足りない。だって、そうでしょう。1軒で大体2トン使うのですから、1年間、ソバを。そうすると、ほかからも当然買ってくるのでしょうけれども、そういう中に一つの組合をつくって、それをやっているのですね、有志が。ボランティアではないですよ。農家の人たちがやっているのです。そういう一つのシステムをつくる、あるいは町から例えば耕作の農機具等を、あれは多分補助もあると思いますよ。利益団体はちょっと無理なのですね。だから、農協からそこへ移してしまったのですね、荒川は。利益団体の中では困るよということで、別に組合をつくって、そこへ移したらいいですよ、10人ぐらいのところへ。そういうことができると思うのですよ。そうすれば荒れた土地もなくなる。そういう政策が実際問題として町でできるのか、これからやる気があるのか、可能性はどのくらいあるのか、ちょっと町長、答えてください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

私たちが先ほどから申し上げていますように税金を上げることを目的に、この地目の見直しをしたということではありません。ただ、長い間放置していたことを、当然のリアクションはあるだろうという予測をしました。しかし、それは町長の責任において、課税をさせてもらうということが前提条件で担当課に動いてもらったことも事実であります。しかし、今各議員からいろんなご指摘をいただきました。私たちも、そこまで考えが及ばなかった部分というのがかなりあります。これは参事会議というのを毎週月曜日

に朝9時からやっております、各グループごとの代表者に来てもらっているわけございまして、早速来週から、このことについて、私たちが課税をした農地の問題も含めた後の問題はしっかりやっていく、それが農業の問題も含めた解決策の一助になるだろうというふうに考えております。そして、ご指摘を重く受けとめさせていただいて、このことについては早速、どういうことが町でできるのか、どういうことができないのかの仕分けをして、そして皆さんにお話を申し上げるような機会をなるべく早くつくって、そして遊休農地が解消される、そして雑種地になったものが、また農地として生かして使えるような方法がないのかも含めて、私たちは税金をいただくことが目的ではありません。今まで本気で雑種地として納めてもらっていると同じものを農地として区分することに対する不公平を是正するための対策の一助として課税をさせていただきました。これは法にのっとってやっていただいておりますから、多分そんなに間違いないだろう。

しかし、人間のやることですから、100%間違いがないとは言えないと思います。皆さんのご指摘、住民の不満等々があります。町にも101件の意見が寄せられたという事実も承知しております、そういう人たちには担当課の職員が丁寧に説明をして、あらかたのご了解をいただいたというふうに認識をしておりましたが、しかし何名かの議員の方から、こういうご指摘をいただくということは、それなりの重みがあるということだろうというふうに思います。意図的に議員のところに行ってお話をしたということではない、その不満がそういうところにお集まりになったのだというふうに思っておりますので、これは私たちは真剣に受けとめさせてもらって、大きな反省の上に立って、具体的なものについて、どれができるのか、どれはできないのかについて、それから規制がある、その規制はどういうふうにやったら、これが排除できるのかも含めて、これは真剣に考えていきたい。それが私たちの責任でありますから、しっかり頑張ってやっていきたいと思います。ご指摘は本当にありがたく承りました。そして、その上に立って、反省だけでなく、行動に移すことが公務員の大きな使命でありますから、このことについてはお約束をして、来週早々から、このことについては真剣に討議をし、打開策を考えていくということをお約束いたします。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） いずれにしても、こういう問題について、いろんな議論を醸し出すことは当然のことではありますが、ただ、非常に厳しい農業経営の中で、やっぱり課税ありきではどうにもならない。先ほどこから言っております支援事業、改善事業というものが、町を中心に、また県も含めていろいろあると思うのですよ。ここに遊休農地活用土地条件整備事業というのがある。これは秩父の農林振興センター、今年度の予算2,200万円、これは実際はまだ余っているそうです。それから、遊休農地再生実践活動事業、これは200万円しかないの、これは終わりましたということらしいです。こういうものがあるわけですから、産業課の人たちが、そういうものを、やはりインターネットあたりでも検索すれば出てくると思いますよ。そんなに難しいことではないので、インターネットにリンクすればいいのだから。そういうことで、いろんな角度から研究してもらって、当然我が議会でも農業委員に出ているのが3名ほどおりますので、この人たちの協力も得て、本当に高齢化して、休耕地というものが迷わないような、そういうような一つの農政施策を講じていただきたいと思います。私は農業は専門でありませんので、余りよくわかりませんが、ひとつそういうことで、お願いいたしたいと思います。

次に移ってください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 2番目のご質問に対するお答えを申し上げます。

先ほど3番議員だったと思いますが、申し上げましたとおりでございまして、伐採につきましては、県と地主の合意により、法に基づいて行われた。それで、伐採後の一部でありまして、これはまた大きなテーマが残っておりますが、伐採後の開発につきましては、関係機関との開発の話し合いをしております。そういう状況を、まだもう少し時間をいただいて、地権者の同意をいただいた上で、具体的なものについて、なるべく早く詰めて、皆さんにご報告を申し上げて、ご理解をいただくということになりますが、これもそんな長い間の時間ではなく、なるべく短い時間に地主の合意が得られて、具体的な計画が立てられるような状況になることを期待しておりますし、そういうふうにするべく努力をしております。県の方でもいろいろ考えていただいておりますので、この辺はそんなに先に行かないでというふうに期待をしているところであります。

それから、みどりの村の再開発計画につきましては、平成15年度に策定いたしました、再開発の予定地をSLホテル跡地や野土山を含め、四つのゾーンに分けて、自然を生かしながら整備する計画というふうにしたところでございます。しかしながら、県との協議の中で、みどりの村として整備した郷土資料館などの施設の耐用年数が過ぎるまでは、プラム園は農地として保全しないと補助金返還の問題が生ずるとの見解がありましたので、当分の間は農地として保全するため、花の里としての整備をしていきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） ご存じのとおり、長瀬駅前で7年ぐらいになりますか、朝市というのをやっているのですね。これはもとへ戻るわけではないのだけれども、あそこからちょうどあそこが見えるのですよ、真っ正面に。非常に醜い、伐採跡が。あそこは全く観光資源としてはマイナスの要素に私は思います。どうするのですかと人々に聞かれる、先ほど3番議員の言ったとおり。しかし、基本的な計画もまだ立っていない。地権者の問題があるということは、伐採ありきということで、あその計画が何もなされていないとすればですよ、やっぱりさっき町長が自戒の念を込めて、ちょっと早とちりしたということを書いていましたけれども、実際問題として、上のロウバイを切ったら相当始末書を書かされたという前鉄道の人の話も聞いております。しかし、今は切ってよろしいという時代が変わってきた。

しかし、地権者という一つの壁にぶち当たって若干おくれた。おくれて、なおかつ今度は、では開発しよう。例えば花ではなくて、花木、いわゆる木を植えようということになったときに、地権者が果たして納得するかどうかなのですね。あの木は大体50年くらいたっていると思うのですよ。50年から55年、植林から。我々が中学2年のときに上の方を植えていますから、1人10本から20本。それが今相当あれしています。ですから、そういうふうな年代がたって、ちょうど伐採の時期だということで切ったというふうにさっき伺っておりますけれども、地主が地権者と県と、例えば材木として切り出した費用と、そういうものを考えたときに、果たして50年間の価値があるのかなというふうな感じもするのですけれども、それは地権者と県の四分六だとかなんとかと言っていますけれども、あれは当然保安林として植えたものだろうから、その県のあれがどうなっているか、私にはわかりません。

しかし、その後に木を植える。例えばの話が、桜の木を植えたと仮定します、権田山のような感じでね。そして、宝登山を全部桜の園にするというような壮大な計画を立てたと仮定しますよ、あくまでも。そのときに地権者が桜の木を植えてどうするのということになると思うのですよ、早く言えば。何のメリットもないでしょう、地権者には。ということは、では地代を払うのですかということになる。ゴルフ場も地代を払っていますよね。だから、そういうところの詰めというのは非常に難しいだろうと私は思う。少な

くとも杉の木にしては、ヒノキにしてもそうですけれども、杉にしては若干の見返りがあると思うのですよ、50年間の。伐採した後の。だから、そういうふうな考え方でいくと、交渉は非常に難しいのではないかなというような感じもしますけれども、これはまた町長の手腕に頼るわけでありますけれども、いずれにしてもあそこの開発が、本当に正面から見たら何だろうというふうな感じを受けます、あれは。観光客は。今まで黒木があったのがね。それと、今野土山の開発、みどりの村の再開発について町長が、あの周辺を開発しますと、平成15年のときの計画をそのままやりますということですけども、野土山の桜というのは、余り見ばえがしないのですね、こっちから見ても。木がひよろひよろ伸びてしまっているのですよ、上へ。

だから、こういうものがない。だから、雑木の中に入っていたでしょう。だから、向こうの東側の斜面に植えた桜は、木が何もないから、今このぐらいになっていますけれども、あれはすごく見ばえはいいと思うのです。だから、開発についても、あれはロータリークラブが寄贈したのをその間に植えたような感じだった。だから、駐車場の桜の木が周りにずっとありますよね、上の。あれは今木がちっと弱ってしまいますけれども、病気か何かで。そういうものが、桜としての見ばえがしない。権田山がどうなのかわかりませんよ。でも、雑木は、恐らくいずれ切るでしょうから、その間に植えていくものというのは、桜としては、まさに桜の園になるだろうと。

そこで、今のところ計画が、地主との協議ということになるだろうと先ほど町長は言われました。それで、事業主体が県、NPO、町、地権者、この事業主体というのが、3番議員の聞いた、事業主体というのが、私にはちょっとわからないのですよ。そこへ植栽するというのが事業なのか。事業というのは、どういうことですか。例えばNPOは別として、どういうことなのだから、ちょっと教えていただけますか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 野土山の桜の花が見ばえがしない。私は必ずしもそう思っておりませんで、遠くから見るとすばらしい景観で、例えば井戸の大澤議員の方のところから見るとすばらしいところで、みんなあっちから見て、いいな、いいなというのを何回も聞きましたし、私も何回もあそこへ行ってみました。ただ、植栽の仕方が880本とか植わっておりまして、それを百何十本か切ったというのです。それは野村静男先生のご指導によって切ったのですけれども、もっと半分ぐらいにしないと花が垂れていい花が咲かないということを言っておりますが、今あれを半分にするというのは、かなり至難のわざだというようなことを先生から聞きました。それもだんだん手をつけますというお言葉をいただいております、これは時間の問題であります。

それから、今の植栽と伐採のことにつきましては、おこがましいような話ですけども、この伐採ができたというのは、長瀬町が動いたからできたというふうに私は思っております。というのは、前も1度申し上げてありますように、県ではあの長瀬玉淀自然公園条例の中の1種地域とか2種地域とかという制限があって、そこは切れないよという、先ほど梅村議員がおっしゃったようなことをずっと言っていました。とんでもないわけだと、指一本触れさせないよというのが最初の話だった。では、私と農林振興センターの所長で議論した上に、では現場へ行ってみると、春雪で植栽のしんが3割ぐらい欠けちゃっているよ、それでもいいんかいという話をした翌日に、今県農林部の副部長になっている小室さんが部長を連れて現場を見に行ったら。大澤が言っていることがうそか本当か見てんべやと、こういうことで行ったら、あ、これは大変だと言って、農林振興センターが県の方に進言して動いた。県だってかなり柔軟な姿勢がとれるということの証でありますよね。絶対切れないよ、指一本触れさせないよと言ったのが、開発をすると

いう状況にもなった。

ですから、このことについては、私たちは、ある意味では大きなインパクトを与えられたというふうに思っております。しかし、その後については、私が先ほど言った私のフライングというのが確かにありました。長瀬町の方としては、いいですよと言ってくれましたけれども、皆野町の方の、それは私の直接の関係ではなくて、鉄道との関係で、おれの命をとってから木を切れというようなことを言われたと、ある人から。協力してくれそうな人に頼みましたら、そういうことまで言ったと。その人が代表者をおりて、新しい人が代表者になったけれども、その人も前任者のことに対する思いやりといいますか、考え方があって、すぐにわかりましたという返事ができないという、そういう状況にあるというのが、私はそういうふうに思っています。うそかどうかわかりませんが、そういうふうに思っています。新しく代表者になった人と、先ほど言った副代表者、名前を言えばすぐわかりますけれども、その人が本気で、町長の言っているとおりだから、協力をしますと。私が代表の腰を抱いて、長瀬町の地権者と一緒に協力をさせてもらいますと。それで、木を切った後に何を植えるかというのは、今ここで発表できません。NPOの方だとか、いろいろな意見があります。それを集めるのは、どこが主体になってやるかというのは、これから決めることであります。その大部分というか、大きな部分は長瀬町にも繰り出しをさせてもらいたいと思っているのが私の考えです。

そういう中で、土地のことが、あと例えば桜を植えたときにお金になるかならないかという問題が出てきたというお話であります。それは確かにそのとおりでありますから、その跡地の問題についてはいろんな免税措置がとれるのです。それは具体的な計画を立てた上で免税の対象になるかどうかというのを、これも県の関係のご了解がいただけないと、免税がとれないという非常に奥歯に物の挟まったようなことを言って申しわけないのですけれども、そういう状況が重なっています。ですから、最初は随分元気のいいことを私も申し上げました。すぐできるようなことを言ったのですけれども、そこまで私も考えていなかった。植栽についての難しさ、自然の山を自然に帰らせるということが、今の大きなテーマだという話を聞きますと、我々ではなくて、ある程度専門的な知識を持っている人のお力添えをいただかなくてはという思いがあったものですから、それでは長瀬町が一步引いて、そして県の農林部長、森づくり課長、たまたま知り合いの方で、まあ知り合いだからいいとかどうかではないのですが、秩父に対する思い入れがいっぱいあって、その人たちが、とにかく県も協力します。最初は県は、売ったら知らないよと言っていました。ふざけたことを言うんじゃないかと、てめえたちは、今契約は残っているんだろうと言ったのが、さっき言った、契約が解除できないですよということにつながるわけですね。だから、そういうことから考えると、県も応分の責任を負ってほしいということを県も認めました。ですから、県も本気で動いてもらっています。平参事が一生懸命交渉して、もうちょっと待ってくれと。町長も出過ぎたことをなるべく言わないようにしてくださいと議会の前に頭を押さえられました。よくわかっているのですけれども、ここへ立つと、どうも思っていることをみんな言わないと気が済まないものですから、またフライングで、後でおしかりをいただくのだと思いますけれども、そういう状況にあるのです。

ですから、もうちょっと待ってください。そして、皆野の方たちの、これも本当は言うてはいけない、皆野の方とは言うていけないのですけれども、そういう方たちのご理解をいただける、その内部の幹部の方が応援してくれるという体制がとれました。ですから、これが壊れたら本当に大きな問題になると思いますけれども、その土地の後の植栽については、当然お金になる材料というのはありません。杉、ヒノキを植えるわけにいきませんから。そのときにどういうふうにするかというのは、土地の後の利用方法と免

税措置というのがあるのですよという話を県の方からも聞きました。その辺まででひとつご理解いただいて、具体的に決まった段階で、こういう植栽で、こういうふうにやりますと。それで、事業主体はここですということが決まったときに、ではそれを植栽したときにどういう形の運営管理をして、その税金は幾らなのかということについても全部調べてお話をする機会が、そんなに先に行かないうちにできないと私も責任問題になりますから、困りますので、そういうふうにしっかりやっていきたいと思っています。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 最後にいたしますけれども、先ほどもどりの村のあれで、あれはプラムですか、プラムがまだ補助対象年数に至っていないというふうな話がちょこっと出ましたね。それで、しばらくはあそこは利用できない、農地として置いておくということらしいのですが、あれは補助対象年数というのは、プラムは何年ぐらいでしょう、わかりますか。それが一つです。

それと最後に、ちょっとさっきの方に戻りますけれども、ちょっと戻らせてください、これは特別に。先ほど朝市の話をしましたけれども、7年たつと、73の人が始めたら80歳なのですね。マイナスではなくてプラスですから、80歳になってしまうのですね。非常に高齢化が進みましてね、ここで言っているかわかりませんが、この間の第1日曜日、出たのが1軒なのですよ、補助金ももらっていますけれどもね。そうすると、ではほかの人たちどうしたのと言ったら、どうも年があれでどうのこうのなんて言っているのですよね。一番最初十何軒出ましたから、初めのうちは。それが実際問題として、そういうところに高齢化が進んでいるということだけはひとつ町長、ずっと腹に置いて、そしてしっかりした農業政策をしてもらいたいと思いますが、それを最後に、ちょっと産業課長、わかりますか。

〔何事か言う人あり〕

○9番（梅村 務君） いや、わからなければいいですよ。では、後でいいです。これは随分前のあれでいくと20年なのですよ、調べたのが。リンゴが27年、ナシ20年、桃が12年、これはプラムではないのですね、それから20年で。プールのあれは調べられなかった。偶然出てきたのですよ、本の間から。持ってきたわけではない、間に挟まっていたのですね。それで、これは当時調べたあれなのですから、そうすると、あそこはもう……

○議長（西山津智男君） 9番、今までの私語ですか。

○9番（梅村 務君） ちょっといいですか。だから、あそこはもう耐用年数を過ぎていると思うのですよ。

○議長（西山津智男君） 梅村議員、あなたの場合は私語になっているのですよ、今。

○9番（梅村 務君） はい。一応そういうことで、町長、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時10分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（西山津智男君） 一般質問を続行いたします。

次に、4番、大島瑠美子君の質問を許します。

4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） 質問いたします。

最初に、教育相談の実施状況について教育次長にお伺いいたします。

現在、いじめや勉強の進め方などで学校生活に不安を抱える児童生徒と、多感な時期の子供への接し方の難しさに悩む親が多くおります。それらの方々が、問題を一人で抱え込むことで孤立しないように町では教育相談事業を実施しておりますが、今年度中の実施状況と相談件数をお伺いいたします。そのうち夏季休業中のものをあわせてお伺いいたします。

次に、花の里の整備について産業課長に伺います。

100万本のハナビシソウの季節が終了し、現在はコスモス等の種がまかれ、秋に開花するよう、行政とボランティア団体などが一丸となり、尽力されていることには頭が下がります。来年度に向けてコーディネーター等の意見を取り入れ、より一層見ばえのする花の里として、お客様をお迎えできればと思います。このことについていかがお考えなのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 大島議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、教育相談事業の今年度中の実施状況と相談件数ということですが、現在教育委員会で実施しております教育相談事業は毎月第3木曜日の午後実施しております教育相談があります。これは秩父福祉保健総合センターに所属している家庭児童相談員の先生、この方は元教員の女性の先生です。当町にまでおいでいただきまして、相談者と面談形式で相談を受けるものでございます。今年度の相談件数ですが、4月から8月までの5カ月間、月1回ですから、5回になりますが、延べ4件、相談者は同一の方ですので、件数として1件でございます。ほかに昨年からのかわり、相談員の先生が定期的に家庭訪問をいただいている家庭が1件ございます。いわゆる広報等でお知らせしております教育相談の実施状況は以上でございますが、そのほかに中学校に設置しているさわやか相談員、設置は中学校ですが、小学校へも巡回相談で訪問しております。また、長瀬第二小学校には文科省の委託事業で平成18年度、平成19年度の2年間、子供と親の相談員を設置し、児童や保護者が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手として長瀬町在住の元教員の方に週3日勤務していただいております。

最後になりますが、教育委員会が直接相談を受ける場合がございます。今年度の相談件数は就学に伴う相談、これは障害等を伴うお子さんのことで、普通学級で大丈夫かとか、特殊学級の方が適切かとか、あるいは養護学校へ行った方がいいのではないかとといったお悩みを持ったお子さんの相談でございます。そういったものが3件。本人のリストカット、これは自傷行為でございますが、そうした問題行動、親の離婚といった家庭環境に問題があるケースが1件、また同じく家庭環境から不登校ぎみのケース2件を扱いました。ただいま申し上げました就学相談以外は、現在も継続中で相談を受けております。

以上が、教育相談事業の現状ですが、大切なのは相談内容の解決に向けた取り組みかと思えます。いずれも一朝一夕に解決するような内容ではございませんが、当町におきましては、平成15年度に立ち上げた福祉・教育・学校等連絡調整会議というのがございまして、教育委員会が中心になり、そのケースに

必要な関係者を招集し、先ほどご紹介しました保健福祉総合センターの先生も入っておりますが、そういった関係者を招集しまして、事例解決に向けた取り組みを実施しております。また、ケースによっては警察も入ります。小さな前進でいいから、少しでもよい方向へ向かうよう今後も根気よく継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） 今の答弁を聞きまして、長瀬町は平和なのだなという感じを受けました。ですけども、テレビで見ると、親殺し、子殺し、いろいろあります。本当にこの世代は、子供たちは何を考えているかわからない。ある日突然に、いい子であったのがねというのがよくテレビでも放映されておりますので、本当にいつ何時、どんな突飛な、これは事故なのだよ、そうだからと言われても済まない、人命にかかわることですので、済まないことかと思えますけれども、これを聞きますと、件数も少ないですし、これを継続して目を光らせていけば、これからも大丈夫だと思いますけれども、この中で、私が今聞いた中で、本当に気をつけなければならないことがあります。これはリストカットなのです。医者だとか、それから看護師さんに聞きますと、リストカットというのは何回でも起こすという傾向がありますので、この件につきましては、本当に教育委員会なり、皆さん関係者の方がリストカットの、その子供というのは、発作的にするということもありますので、なかなかわかりづらいかとも思えますけれども、このことについては十分な措置をとって、何しろ長瀬町から自傷事件とかということがなくなるようお願いしたいと思えます。

それから、これから回数とか何かというのは、件数が少ないですから、月1回で十分かとも思えますけれども、こういうものがありますからということを周知徹底、それからきょうも配っていただきましたけれども、学校だより、校長室だよりとか、それから二小通信の方にも、いついつやっていますというのを、ちょこちょこっと下の方にも書いていただければ、なおのこといいかと思えますけれども、そのことについてお伺いします。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） まず、リストカットの問題につきましては、うちの方でも、もちろんその生徒については十分把握しておりまして、担任、生徒指導の先生、それと教育委員会の担当者、先ほどの相談員の先生と、周りでいわゆる見守りということで見ておりますので、大島議員からもありましたようにリストカットというのは、それですぐ自殺につながるという行為ではないのですね。注意信号を出しているわけですね、助けてという。そのリストカットの傷が、だんだん腕の上の方に上がってくると危険だと。ひじより上に上がってくると危険だとされていると言われております。そういった点を踏まえて、十分な見守りをしておりますが、今回の件では、夏休みがこの間ありましたけれども、2学期から社長出勤ではございますが、登校している状況も把握しておりますので、大分明るくなったという話も聞いていますので、それだけに限らず今後もきめ細かな指導を関係者とスクラムを組んで、どういった指導がこの子には必要かというのを検討する中で対応してまいりたいと思えます。

それから、PRの関係ですが、学校だより等にも載せていただくよう今後検討してまいります。願いますようにいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） ありがとうございます。

では、2番に進んでください。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） それでは、花の里の整備についてのご質問にお答えをいたします。

花の里づくりは、花の里づくり実行委員会で協議しながら、一年草の栽培やアジサイの植栽などを実施しているところでございます。来年度に向けて、コーディネーター等の意見を取り入れてはとのご提案でございますが、実行委員会の会議の中でも同様の意見が出ておりますことから、今回は非公式ながら秩父市のシバザクラのデザインをされた方に、秋に咲かせる花のレイアウトなどのアドバイスをいただき、種をまいたところでございます。今後も実行委員会で協議を重ね、必要な場合には花の専門家の意見等を取り入れながら魅力ある花の里づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） 花の里の整備についてですけれども、7番議員さんからも質問がありまして、重々わかっておりますけれども、このハナビシソウの花の植え方、ことしは車からおりたときに、わあ、きれい、すごいという感じはありませんでした。それはなぜかといいますと、おりたときに前一面がアジサイと一緒にだったので、きれいというのが随分違ったのかなと思います。この間行きましたら、一つの畑の方にはアジサイが寄せられて、そこにポピーとかヒャクニチソウとかキバナコスモスの花の苗が植わってありました。ですけれども、もう一つお願いなのですから、そのハナビシソウ、さらにはアジサイを取りまして、その向こう側にもう一つ、こっちから入っていくと左側がありますよね、あれは東南のところは三角形だけ取ってもらって、そこにもハナビシソウを植えたら、相当いい畑になるかと思えます。それで、この間9月10日に「えんでんべえ」の会議がありました。そのときに今回植えたポピーとヒャクニチソウとキバナコスモスの件なのですから、シバザクラをやりました方をお願いしてつくると言いましたけれども、この方は色彩の方の感覚の方にやっていただいたかと思うのですよ。キバナコスモスってすぐ大きくなります。ポピーは、そのくらいではありません。ヒャクニチソウもなのですから、キバナコスモスの後ろの方にあるポピーなり何なりというのは、背丈も余り伸びないと思いますので、そのところが見えなくなる可能性もありますので、次のときには、植物に知識のある、背丈だとかなんとかに知識のある、持っている人と、それからカラーの方のコーディネーターさんなりを入れて、上手に、見たときに、おりたら、わあ、すげってような花畑をつくるように来年度はぜひ期待したいと思えますので、そのことについてお伺いしたいと思えます。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） ご質問にお答えいたします。

コーディネーター等の意見ということで、今年度はたまたまボランティアの方でお知り合いの方がいましたので、正式に頼みますと、お金もかかりますし、予算もないということから、お知り合いの方をお願いして、現地を見ていただいて、種のまき方、また何の花をどこに咲かせればよいかというようなことを見ていただいて、種をまいたわけでございますけれども、花の種類ですとか、もちろんその花をどこに植えるか、あるいは種をまく時期とか、いろいろとまだまだ試行錯誤しているところでございますけれども、データを積み重ねながら、いろいろな花の専門家の方もいるかと思えますので、そういった方の意見を取り入れながら、年々充実をさせていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 4 番、大島瑠美子君。

○4 番（大島瑠美子君） もう一点、さっき申し上げましたように、東南の方のお花畑の三角のところは、上手に来年はぜひやっていただきたいと、それは希望ですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（西山津智男君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第44号から議案第59号までの16件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第5、議案第44号 長瀬町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第44号 長瀬町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

障害者自立支援法等の施行に伴い、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設に入所している者を支給対象としたいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第44号 長瀬町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

乳幼児医療費支給事業は、乳幼児が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、乳幼児に対する医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としており、埼玉県の補助を受け、町が実施主体となり、事業を実施しております。

長瀬町では、年齢要件として小学校入学の始期に達するまでを医療費の一部支給対象としておりますが、

生活保護法により保護を受けている場合や、児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している場合等には、公費により医療費が支給されておりましたことから、乳幼児医療費支給の対象外としており、県の助成対象からも除かれております。

今回の改正は、障害者自立支援法10月施行分の施行に伴い、10月から児童福祉施設に入所している方につきましては、原則1割の利用者負担が生じることから、児童福祉施設に入所している方についても支給対象とするよう長瀬町乳幼児医療費支給に関する条例第3条第2項中第2号の規定を削るものでございます。以下、各号は、第2号を削る関係から順次号を繰り上げするものでございます。

なお、改正後の条例は、平成18年10月1日から施行するものでございます。

第2条第2号でございませうけれども、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所している者という字句がありますが、これを除きまして、支給対象とすると。児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設に入所している方につきましても支給の対象にするということで、支給対象から外す規定の中から、その部分を除きまして、以下順次号を繰り上げるという内容でございませう。

以上でございませう。よろしくお願ひします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 障害者自立支援法が正式に10月から完全に始まるのですけれども、4月から始まっているのですけれども、原則1割の応益負担が導入されたわけですね。それで、質問なのですけれども、一つは、長瀬町で児童養護施設に入っている人はいるのか、いれば何人なのか。

あと、もう一つは、先ほど一般質問でもやりましたように、この障害者自立支援法というのは、自立を求めるような法律に書いてありますけれども、実際は一般質問で言ったように障害者いじめの法律に今の状態ではなっているのですね。1割負担が導入され、そして障害者の食費とか、光熱費などが負担になるとか、いろいろ問題視されて、先ほど一般質問で言ったように全国のいろんな障害者の施設や作業所の方から不満の声がうんと上がっているのです。そういう中で、こういう問題点について、やはり国が決めたことだからといって、そのままそっくりやれば、今の財政危機の中で、一番犠牲になるのは障害者、そして家族だと思ふので、これについてどういうふうに考えているか、国の問題ですけれども、一応町としては、そういう点でちょっと回答いただきたいと思ひます。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 質問にお答えいたします。

児童福祉施設への入所者については、現在入所している方はいないというふう聞いております。年齢等が上がってきておまして、児童という枠からは外れてきているということのようです。

それと、障害者自立支援法が平成18年4月から新しい制度が始まるというふうなことで、いろいろとチラシ等もつくっているわけなのですけれども、障害者施策のサービスを一元化して身体、知的、精神の障害種別にかかわらず共通の制度によりサービスを提供しますとか、サービスの提供主体を市町村に一元化していきますとか、サービスの体系を機能に注目して再編、強化しますなど、いろいろ書いてあるわけですね。いずれにいたしましても障害者の方の新たな負担というのが出てくるわけで、居住にしても、それから食事にしても負担増という部分が否めないわけございまして、そういう面から見ますと、医療とか福祉の面では、障害者の方にとっては非常に厳しい内容になっているのではないかというふうな気がいたします。ただ、町といたしましても、だからどうするかということについては、法律で決められていること

でありますので、即こうしますよというふうなこともできないわけですが、施策をいろいろ見る中で、また他市町村の事例等も出てくるかもしれませんので、そうした中で長瀬町で取り入れていけるものがあるかどうかは、これから検討させていただいて、また医療と福祉の一元化ということも図って行って、福祉の面、また医療の面の両面で手を差し伸べられるような町の組織づくりというものも必要になってくると思いますので、その辺組織のあり方も含めて考えていこうということでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） それでは、異議がありますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君）

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時36分

再開 午後3時38分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎発言の取り消し

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君、先ほどの討論を取り消しいたしますか。

○14番（渡辺 強君） はい。取り消します。

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

ただいまの14番、渡辺強君の討論につきましては、取り消しをさせていただきたいと思いますが、ご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、発言の取り消しの件は許可されました。

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第44号 長瀬町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第6、議案第45号 長瀬町老人医療費の支給に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第45号 長瀬町老人医療費の支給に関する条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

埼玉県老人医療費支給事業補助金交付要綱が廃止されるため、長瀬町老人医療費の支給に関する条例を廃止したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第45号 長瀬町老人医療費の支給に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

老人医療費支給制度は、医療費の一部を支給することにより、住民の老後における適切な医療の確保を図り、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的としております。老人医療費の支給に関する条例の対象となる方は、昭和9年1月2日から昭和10年12月31日までの間に生まれた方であり、70歳に達する月までとなっておりますが、平成18年1月以降は、対象者はおりません。また、埼玉県老人医療費支給

事業補助金交付要綱が平成19年4月1日をもって廃止されることから、長瀬町の老人医療費の支給に関する条例を廃止するものでございます。

なお、条例は平成19年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第45号 長瀬町老人医療費の支給に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第7、議案第46号 長瀬町支援費支給条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第46号 長瀬町支援費支給条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

平成18年10月1日より、障害者自立支援法が全面的に施行されることに伴い、長瀬町支援費支給条例に基づく障害者福祉サービスが提供されなくなるため、長瀬町支援費支給条例を廃止したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第46号 長瀬町支援費支給条例を廃止する条例についてご説明いたします。

長瀬町支援費支給条例は、平成15年4月より施行され、障害者福祉サービスの額や利用者負担金について定めておりましたが、本年4月から一部のサービスについては、既に障害者自立支援法に移行しておりまして、この10月から障害者自立支援法が全面的に施行することになりましたので、長瀬町支援費支給条

例に基づく障害者福祉サービスが提供されなくなるため、長瀬町支援費支給条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、平成18年10月1日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第46号 長瀬町支援費支給条例を廃止する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第8、議案第47号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第47号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

障害者自立支援法などの施行に伴い、障害者施設の諸規定の変更及び障害児施設の公費負担が廃止されることから、新たに重度医療の対象となるなど、関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第47号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の主な改正内容でございますが、障害者自立支援法10月施行分の施行等により、現在身体障害者福祉法、知的障害者福祉法で規定されている施設が障害者自立支援法に規定されるなど、障害者施設の諸規定が変更となること等によりまして、条例の改正を行うものでございます。お手元にお配りしてあります新旧対照表をごらんいただきたいと思います。と存じます。

左側が現行で右側が改正案となっております。現行条例の第2条第1項の関係でございますけれども、平仮名で「もの」というふうに書いてありますが、これを漢字の「者」という字に改めるものでございます。

それから、同条第3項につきましては、現行では「入院時食事療養標準負担額」となっておりますが、これを「食事療養標準負担額」「生活療養標準負担額」に改めるものでございます。これは療養病床に入院する場合の食費及び居住費につきましては、一部の負担が生じることになるわけでございます。

次に、この条例による医療費助成の対象となる方ですが、長瀬町に住所のある方のうち第3条第1項第1号のアからキに該当しない方及び同条第2号から第9号に該当する方となっております。

1枚めくっていただきますと、対象となる方について細かく規定をされております。アからキに該当する方ですが、この方は長瀬町に住所がある方でございますけれども、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、国民健康保険法等により、他の市町村からの入所や他の市町村長から委託を受けている方であり、この方は従前の所在市町村で措置されるため、長瀬町では重度医療の措置対象外とするものでございます。改正案につきましては、障害者自立支援法を初め身体障害者福祉法等の法律改正により、適用法律や条文の変更などがありますため、改正をするものでございます。

次に、3ページの真ん中辺ですけれども、第2号から第8号、裏面に第8号がありますけれども、これにつきましては、長瀬町または長瀬町長が長瀬町の区域以外に設置されている施設等へ入所、入院、入居等をしている方についての規定ですが、これらの方につきましては、住所地が長瀬町以外であっても長瀬町において措置される方であり、長瀬町の重度心身障害者医療費支給対象とするものですが、関係法令の改正が行われますことから、条例の一部改正を行うものでございます。

一番最後、4ページをごらんください。4ページの右側の真ん中のちょっと下ですけれども、(9)とあります。この第9号の規定でございますが、その他町長が特に必要があると認めた者となっております。これは他都道府県等との認定取り扱いの違いによりまして、対象とならないような方が生じたということがあった場合に、この規定により対象とするというふうなことなどが想定をされております。

次に、第2項の規定につきましては、生活保護法及び児童福祉法による保護または里親に委託されている方につきましては、全額公費負担となっておりますので、今回条例中に対象外であることを明記したものでございます。

なお、附則につきましては、条例の施行年月日でございまして、10月1日から施行するという内容でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 現行と改正案を見ますと、新旧対照表の中に改正案で食事療養標準負担額、生活療養標準負担額となっておりますが、この生活療養標準負担額が追加されているわけですが、これは入所している人の一部負担がふえるということですね。ですから、結局これの新旧を見ますと、この問題で、先ほど言ったように、くどいようですが、障害者が入所しているときに、やはり負担額が多くなるわけですね。そういう立場から、この食事等はわかるのだけれども、生活療養標準負担額というのは、例えば何と何と何だということが言えますか、答えていただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） ちょっと手元に資料がないのですけれども、一般の個人の住宅等で生活している場合にもかかるような経費等がありますよね。光熱水費とか、もろもろの生活に要する基本的なものにつきましては、入院とか施設に入っていた場合であっても、また個人のところに住んでいても、どちらにかかるからというふうなことで、障害者自立支援法の施行によりまして、そうしたものは施設等を利用しての方に負担していただくというふうな規定になっているようです。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） それでは、異議がありますので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） くだいようですが、同じようなことは余り言いたくないのですけれども、要するに食事負担がふえて、障害者が施設に入って、食事、光熱費、あと日常使う石けんとか、歯ブラシとか、それがみんな今度は施設に入っている障害者の負担になるわけです。ですから、私もはっきり言って、くだいようですが、子供がそういう施設に入っていたので、すぐわかるのですけれども、今障害者年金というのは、本当に限られた年金なのです。それで、その年金を預けて、それで施設からそういういろんなことを差し引かれる。重度心身障害者が作業所に通うでしょう。工賃なんか幾らでもないのに、結局いろいろ取っても、衣類から何から何まで取られるようになってしまうのです。だから、そういう意味では、やはり国が決めたことだからといって言うのではなくて、そういう立場から私は障害者いじめの大変なあれだなということで、反対していきます。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって討論を終結します。

これより議案第47号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西山津智男君） 起立多数。

よって、議案第47号は可決されました。



◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第9、議案第48号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第48号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

医療制度改革及び健康保険法などの一部を改正する法律の施行に伴い、一部負担金の割合及び出産育児一時金の額を改正したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第48号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布されたことに伴い、長瀬町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、70歳以上の一定以上の所得のある方の一部負担金が2割から3割に改められたこと及び出産育児一時金が「30万円」から「35万円」に改められたことによるものでございます。

新旧対照表をあわせてごらんください。左側が現行で、右側が改正案となっております。第6条の関係でございますけれども、第1項第1号でございますが、現行では第1号から第4号までに掲げる場合以外の場合、10分の3となっておりますが、この字句を3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合、10分の3ということで、改められました。

次に、同項第4号でございますが、70歳以上で一定の所得のある人の一部負担金の負担率につきましては「10分の2」から「10分の3」に引き上げられるものでございます。

次に、裏面をごらんください。出産育児一時金でございますけれども、出産育児一時金につきましては、現行30万円でございますが、「30万円」から「35万円」に5万円引き上げをするものでございますが、この改正に当たりましては、国民健康保険法の規定によりまして、県と協議する必要がありますので、協議の結果、異議はない旨の回答をいただいております。

なお、この条例は、そこにありますように平成18年10月1日から施行するものでございますが、出産育児一時金につきましては、施行日前の出産につきましては、従来どおりとなっており、施行日以後の出産につきまして改正条例が適用されることとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） この国民健康保険条例の一部を改正する条例の中に二つあると思うのですね、第6条と第7条。それで、第7条については、出産育児一時金を「30万円」から「35万円」、これはいいです。しかし、第6条なのですけれども、これも医療の改悪法が成立された中で、新聞報道によりますと、高齢者、国民に負担増を強いるとともに、保険のきかない医療を拡大し、利用制度改悪法が成立しました。自民党、公明党が数の力で押し切りました。今3割負担です。70歳になったら1割負担になると楽しみにしていたのに2割負担になるのですかというような投書があって、この中で医療改悪をこれ以上してほしく

ない、医者にかかれない、年金は削られて大変だということで、もう医療費の連続負担増というので、もう大変だということで、これも新聞の報道によりますと、70歳以上の高齢者には医療費がどんどんかかるのです。年金が削られ、一方では医療費がかかる。こういう状態ではないかと思うのです。ですから、70歳以上になったら、医者にかかれば、年金は削られているから、孫に小遣いもくれない、そういうふうになると思うのです。ことばかりではなくて、来年も改悪されるというふうになっていますけれども、これについて私のこの新聞報道でいいのでしょうか、感じている。ちょっと答えていただけますか。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 渡辺議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今回の改正につきましては、医療制度改革にのっとった形での改正でありまして、ご案内のとおり医療費につきましては、30兆円を超える医療費がかかっているというふうなことであって、今の状態でいきますと、さらに医療費の負担といいますか、医療に要する財源というものは、さらに伸びていくだろうというふうなことで、今回の医療制度改革を見ましても、一番根底にあるものは、医療費をいかに削減していくか、抑えていくかということにあるのではないかと、というふうな感じを持っております。

長瀬町の医療費の状況でございますけれども、最近の統計で言いますと、長瀬町1人当たり23万円とか26万円とかかかっているわけですが、これは国保の老人と退職者を含めての関係なのですけれども、長瀬町は、では埼玉県で何番目かということを見ますと、埼玉県で2番目に医療費が高いのです。逆に国保税等の収入ですが、それにつきましては、埼玉県でも低い方から何番目ということで、ちょっと資料はないのですけれども、6万2、三千円ぐらいだったのではないかと、というふうに思います。そうしますと、長瀬町の国保の財政は、財源化医療費をいただいて、何千万円という額を一般会計から繰り入れをしてやって、何とかしのいでいるわけですが、本来ならば、その財源化医療費というものの事態は、国保税で賄うべきものではありませんけれども、やはり国保の被保険者の方々の負担というものも非常に大変だ、というふうなことから、ほとんどの市町村で財源化医療費という形で繰り入れをして対応させてもらっているというのが現状かと思います。

今回一部負担金が引き上げになるということでございますけれども、これにつきましても単身世帯で、今まで484万円を超える部分であったのかと思うのですけれども、単身世帯で383万円、それから税法上の控除を引きますと145万円を超える方につきましては対象となるような資料等があるのですけれども、やはり所得の多い方につきましては、それなりに応分の負担をしていただいて、医療の方を支えていただくというようなことかと思います。これも法律の改正による、こうした制度でございますので、なるべく医療にかからないような形がとれるよう、これから予防医療というようなことで、福祉の方との連携も含めながら、将来的には国保でも被保険者の健診を保険者が義務としてやらなければならないと。それで、一定程度ノルマも課せられるというふうなことも伺っております。それから、内臓脂肪症候群というのがありますけれども、それらにしても2人に1人がそれにかかっているというふうに言われておりますけれども、それが多くの病気の原因になりますので、そうした方を二十何%減らすとか、いろいろな施策を講じていく必要があります。今いろいろこの制度による各医療関係の転換時期でありまして、これからやっていく上で、また問題点もいろいろ出てくるとは思いますけれども、今回の改正につきましては、医療制度改革に基づく医療に関する法律の改正に伴うものでございますので、ご意見はいろいろあるかと思うのですけれども、ご了解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第48号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時09分

再開 午後4時25分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第49号～議案第52号の説明

○議長（西山津智男君） 日程第10、議案第49号 平成17年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第50号 平成17年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第51号 平成17年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第52号 平成17年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第49号から議案第52号まで、平成17年度の各会計の歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第1項の規定に基づき、去る7月14日、収入役職務代理者出納室長から各会計ごとの決算書が関係書類を添えて提出され、同条第2項の規定によりまして、監査委員に決算審査の依頼をし、8月30日に意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により、議会の認定を賜りたく提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 各会計の歳入歳出決算概要について、収入役職務代理者の説明を求めます。

出納室長。

○収入役職務代理者出納室長（染野真弘君） 平成17年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書によりまして、

各会計の歳入歳出決算概要を順次ご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

目次の次のページをごらんいただきたいと思います。平成17年度長瀬町一般会計歳入歳出決算書。歳入決算額30億5,255万3,976円、歳出決算額28億8,152万5,745円、歳入歳出差引残額1億7,102万8,231円でございます。

次に、1ページ、2ページをごらん願います。平成17年度長瀬町一般会計歳入歳出決算書でございます。歳入決算は、款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額の比較で調製してございます。

次の3ページ、4ページをごらん願います。歳入合計欄をもとに説明申し上げます。予算現額29億6,896万9,000円、調定額32億1,219万2,236円、収入済額30億5,255万3,976円、不納欠損額2,832万4,896円、収入未済額1億3,131万3,364円でございます。

主な収入済額は、前のページ、1ページ、2ページに戻っていただきます。款1町税8億3,292万8,375円、款10地方交付税9億6,071万9,000円、3ページ、4ページになりまして、款14国庫支出金1億862万3,785円、款15県支出金1億1,817万4,348円、款18繰越金2億3,209万5,622円、款19諸収入4,450万4,913円、款20町債2億7,280万円、款21繰入金1億8,567万7,000円等が主な収入済額でございます。

続いて、2ページ目の不納欠損額は、町民税2,434万1,396円、固定資産税390万5,900円、軽自動車税7万7,600円、合わせて2,832万4,896円でございます。

続いて、3ページ、4ページの歳入合計欄の予算現額と収入済額との比較でございますが、これは予算現額から収入済額を差し引いたもので、三角の8,358万4,976円でございます。予算現額より収入済額が8,358万4,976円多いものでございます。

続きまして、歳出決算について申し上げます。5ページ、6ページをごらん願います。歳出決算は、款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調製してございます。

5ページから8ページのうち、7ページ、8ページをごらん願います。歳出合計欄では予算現額29億6,896万9,000円、支出済額28億8,152万5,745円、翌年度へ繰越額はなく、不用額8,744万3,255円でございます。

主な支出済額でございますが、前のページ、5ページ、6ページをごらん願います。款2総務費8億4,449万2,414円、款3民生費5億9,571万6,387円、款4衛生費5億8,501万9,732円、款8土木費7,488万4,389円。次のページの款9消防費1億5,306万5,887円、款10教育費2億4,440万9,108円、款12公債費2億4,778万7,297円等でございます。

翌年度繰越額はございません。不用額、予算現額と収入済額との比較につきましては、同額の8,744万3,255円でございます。

続いて、120ページをごらんいただきたいと思います。120ページをお開き願います。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。本会計におきましては、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の1億7,102万8,231円となるものでございます。

次に、平成17年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。歳入決算額9億4,645万125円、歳出決算額8億7,822万7,631円、歳入歳出差引残額6,822万2,494円でございます。

121ページから122ページをごらんいただきたいと思います。歳入決算について申し上げます。歳入合計欄は、予算現額8億9,291万7,000円、調定額10億203万6,716円、収入済額9億4,645万125円、不納欠損額

は、国民健康保険税の108万5,640円でございます。収入未済額は5,450万951円でございます。予算現額と収入済額との比較につきましては、三角の5,353万3,125円でございます。予算現額より収入済額が5,353万3,125円多いものでございます。

主な収入済額は、款1 国民健康保険税 2億3,169万8,782円、款5 国庫支出金 2億9,449万1,366円、款6 療養給付費交付金 1億9,328万8,000円、款7 県支出金4,404万8,630円、款10繰入金 1億2,061万5,114円等でございます。

続きまして、123ページ、124ページをごらんいただきたいと思います。歳出決算について申し上げます。歳出合計欄は、予算現額 8億9,291万7,000円、支出済額 8億7,822万7,631円でございます。

主な支出済額は、款2 保険給付費 6億2,546万2,306円、款3 老人保健拠出金 1億4,495万2,659円、款4 介護納付金5,827万6,927円等でございます。

翌年度繰越額はございません。不用額、予算現額と支出済額との比較につきましては、同額の1,468万9,369円でございます。

続いて、146ページをごらんいただきたいと思います。146ページをお開き願います。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。本会計におきましては、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の6,822万2,494円となるものでございます。

次に、平成17年度長瀬町老人保健特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。歳入決算額 7億7,878万5,561円、歳出決算額 7億7,196万8,922円、歳入歳出差引残額681万6,639円でございます。

147ページ、148ページをごらんいただきたいと思います。歳入決算について申し上げます。歳入合計欄は、予算現額 7億7,856万3,000円、調定額 7億7,878万5,561円、収入済額 7億7,878万5,561円でございます。

主な収入済額でございますが、款1 支払基金交付金 4億4,207万7,070円、款2 国庫支出金 2億1,917万2,453円、款3 県支出金5,580万5,000円、款4 繰入金5,610万8,000円等でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較は三角の22万2,561円でございます。

次に、同ページの歳出決算について申し上げます。歳出合計欄は、予算現額 7億7,856万3,000円、支出済額 7億7,196万8,922円でございます。

主な支出済額は、款2 医療諸費 7億6,897万6,204円でございます。翌年度繰越額はございません。不用額、予算現額と支出済額との比較は同額の659万4,078円でございます。

続いて、158ページをお開き願います。老人保健特別会計の実質収支に関する調書でございます。本会計の実質収支は、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の681万6,639円となるものでございます。

最後でございますが、平成17年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算書について申し上げます。歳入決算額 4億7,808万3,044円、歳出決算額 4億4,629万3,370円、歳入歳出差引額3,178万9,674円でございます。

159ページ、160ページをごらんいただきたいと思います。歳入合計欄の歳入決算について申し上げます。予算現額 4億7,666万8,000円、調定額 4億7,905万9,944円、収入済額 4億7,808万3,044円でございます。

主な収入済額でございますが、款1 保険料5,965万1,300円、款3 国庫支出金 1億1,924万8,427円、款4 支払基金交付金 1億4,116万8,883円、款5 県支出金5,711万6,000円、款7 繰入金9,715万6,000円等ござ

います。不納欠損額は、介護保険料の20万3,700円でございます。収入未済額は、介護保険料の77万3,200円でございます。予算現額と収入済額との比較につきましては三角の141万5,044円でございます。予算現額より収入済額が141万5,044円多いものでございます。

次のページ、161ページ、162ページをごらんいただきたいと思います。歳出決算について申し上げます。歳出合計欄は予算現額4億7,666万8,000円、支出済額4億4,629万3,370円でございます。

主な支出済額でございますが、款2保険給付費4億3,047万9,249円等でございます。翌年度繰越額はございません。不用額、予算現額と支出済額との比較は同額の3,037万4,630円でございます。

続いて、178ページをお開き願います。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。本会計の実質収支は、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の3,178万9,674円となるものでございます。

以上をもちまして、一般会計、各特別会計の決算概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（西山津智男君） 次に、各課長より歳入歳出決算の内容について説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、平成17年度の一般会計全般の財政状況につきまして説明いたします。

決算内容につきましては、緑色の表紙の行政報告書により説明させていただきます。

行政報告書の3ページをごらんください。まず、2の町財政の概要でございますが、(1)の歳入歳出の決算状況につきましては、歳入総額は30億5,255万3,976円、前年度に比べ8.3%の減でございます。歳出総額は28億8,152万5,745円、前年度に比べ6.9%の減でございます。これによりまして歳入歳出差引額は1億7,102万8,231円となっております。

次に、歳入決算額の内容でございますが、5ページをごらんください。この表は、平成17年度一般会計の歳入決算と平成16年度との比較でございます。主なものについて説明させていただきます。

まず、町税でございますが、8億3,292万8,000円で、歳入全体の27.3%を占めております。平成16年度に比べ0.3%の増加、263万6,000円の増額となっております。

次の地方譲与税から真ん中辺の交通安全対策特別交付金までにつきましては、国の客観的基準により配分されたものでございます。なお、地方譲与税のうち、国、地方財政の三位一体改革で、所得税から地方住民税への税源移譲までのつなぎとしての所得譲与税が含まれておりまして、平成16年度に比べ28.2%の増加、1,521万9,000円の増額となっております。

次に、地方交付税につきましては9億6,071万9,000円で、歳入全体の31.5%を占めております。平成16年度に比べ2%の減少、1,965万6,000円の減額となっております。地方交付税のうち普通交付税が8億4,902万6,000円、特別交付税が1億1,169万3,000円となっております。

次に、国庫支出金でございますが、1億862万4,000円で、これは公営住宅ストック総合改善事業の終了などによりまして、平成16年度に比べ21.4%の減少、2,950万8,000円の減額となっております。

次に、県支出金でございますが、1億1,817万4,000円で、国体会場地市町村運営交付金や埼玉県緊急雇用創出事業補助金の終了などにより、平成16年度に比べ43.7%の減少、9,173万7,000円の減額となっております。

次に、町債でございますが、2億7,280万円で、借換債や臨時財政対策債の減少などにより、平成16年度に比べ41.3%の減少、1億9,210万円の減額となっております。

次に、繰入金でございますが、財政調整基金、減債基金などから繰り入れを行い、１億8,567万7,000円となり、平成16年度に比べ18.9%の減少となっております。

以上が歳入の主なもので、合計で30億5,255万4,000円となっております。

なお、これらの内容につきましては、14ページから16ページにまとめてございますので、後でござんいただきます。

続きまして、歳出決算について説明いたします。7ページをござんください。この表は、平成17年度の一般会計目的別歳出決算と平成16年度の比較でございますが、主なものについて説明させていただきます。

まず、議会費の5,104万1,000円、議員の欠員等により、平成16年度に比べ10.1%、575万8,000円の減でございます。

次に、総務費の8億4,449万3,000円で、国民体育大会事業の減少などにより、平成16年度に比べ10.8%の減少、1億184万4,000円の減額となっております。

次に、民生費の5億9,571万6,000円で、これは国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計繰出金の増などにより、平成16年度に比べ12.5%の増加、6,636万8,000円の増額となっております。

次に、衛生費の5億8,502万円でございまして、簡易水道の統合に係る皆野・長瀬水道企業団負担金、補助金の増などによりまして、平成16年度に比べ7.8%の増加、4,213万円の増額となっております。

次に、農林水産業費の3,902万9,000円でございまして、県の緊急雇用創出事業補助金を受けての花の里整備事業の減などにより、平成16年度に比べ13.1%の減少となっております。

次に、商工費の4,530万4,000円で、秩父鉄道上長瀬駅、樋口駅の公衆トイレ整備事業の実施により、平成16年度に比べ46.7%の増加、1,442万2,000円の増額となっております。

次に、土木費の7,488万4,000円で、公営住宅ストック総合改善事業や道路新設改良費の減などにより、平成16年度に比べ52.1%の減少、8,137万7,000円の減額となっております。

次に、教育費の2億4,440万9,000円で、学校施設等改修事業の減などにより、平成16年度に比べ3.4%の減少、857万7,000円の減額となっております。

次に、公債費の2億4,778万7,000円で、平成16年度に起債の借りかえを行ったことにより、平成17年度は35.1%の減少、1億3,422万円の減額となっております。

次に、9ページをござんいただきます。



◎会議時間の延長

○議長（西山津智男君）　ここで、会議時間を延長いたします。

○議長（西山津智男君）　企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君）　9ページの表は、歳出を性質別にあらわしたものでございます。主なものについて説明させていただきます。

まず、人件費の7億6,516万6,000円で、これは育児休暇からの復帰や一般会計と特別会計間の人事異動

などにより、平成16年度に比べ1.1%の増加、850万円の増額となっております。

次に、普通建設事業費の1億3,444万2,000円で、これは公営住宅ストック総合改善事業などの減によりまして、平成16年度に比べ24.1%の減少、4,258万7,000円の減額となっております。

次に、補助費等の5億4,424万3,000円で、これは国体実行委員会補助金の減などにより、平成16年度に比べ16.1%の減少、1億466万2,000円の減額となっております。

次に、公債費の2億4,778万7,000円につきましては、借換債の減額により、平成16年度に比べ35.1%の減少となっております。

次に、物件費の2億5,917万3,000円で、これは花の里整備事業委託料の減などにより、平成16年度に比べ7.2%の減少、2,005万4,000円の減額となっております。

次に、維持補修費の1,086万9,000円でございますが、学校施設等改修費の減などによりまして、平成16年度に比べ21.9%の減少、304万3,000円の減額となっております。

これらを合計いたしますと、歳出は28億8,152万6,000円となっております。

以上が歳入歳出の概要でございます。

お手数ですが、3ページにお戻りいただきたいと思います。歳入歳出決算の状況の説明に続きまして、(2)の公有財産の状況につきまして説明いたします。

まず、①の土地でございますが、平成17年度は土地の購入等がなかったため、平成16年度末現在高と同様に14万8,157平方メートルとなっております。

②の建物でございますが、これにつきましても平成17年度は建物の建設等がなかったため、平成16年度末現在高と同様に3万4,566平方メートルとなっております。

次に、(3)の基金の状況について説明いたします。4ページをごらんいただきたいと思います。4ページの表について、各基金の運用状況を表にしておりますので、下の合計欄をごらんいただきますと、平成16年度末現在高の合計が5億5,874万6,000円でしたが、平成17年度中に財政調整基金など1億1,750万4,000円積み立て、また財政調整基金や減債基金などを1億8,567万7,000円取り崩して繰り入れておりますので、六つの基金の平成17年度末現在高につきましては、合計で4億9,057万3,000円となっております。

次に、(4)の町債の状況について説明いたします。11ページ、12ページに表としてまとめてございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、(1)の一般会計債の合計欄をごらんいただきますと、平成16年度末の現在高は24億6,986万7,000円でしたが、平成17年度中に2億7,280万円を借り入れ、2億633万1,000円の元金償還をいたしました。このため平成17年度末現在高は25億3,633万6,000円となっております。

なお、12ページの表につきましては、金利の区分ごとの元金残高を借り入れ先別にあらわしたものでございます。

以上で一般会計決算全般の概略の説明を終わらせていただきます。

続きまして、企画財政課関係の平成17年度主要事業につきまして、行政報告書に基づき説明させていただきたいと存じます。

行政報告書の19ページをごらんいただきたいと思います。19ページの一番上の4番の財産管理事業の(1)の財産管理事業でございますが、役場庁舎の維持管理を初め普通財産の維持管理や物品の調達管理などの事業を行いました。

なお、庁舎管理につきましては、下水道接続工事334万9,500円を実施いたしました。

次に、(2)の入札につきましては、平成17年度は17件の入札を実施いたしました。その状況につきましては、①から③のとおりでございます。

次に、20ページをごらんいただきたいと思います。20ページの9番のイメージアップ事業でございますが、平成17年度におきましてもシンボルマークの活用を行い、主な事例としては、名刺や封筒、各種印刷物などに活用し、その普及に努めたところでございます。

次に、21ページの12番の情報化推進事業でございます。まず(1)の庁内LAN(情報系)の管理でございますが、町民サービスの向上、事務の簡素化、効率化を図るため、職員の使用するコンピューターをそれぞれ接続した庁内LANの整備としてノートパソコンを配置し、運用しているところでございます。

次に、(2)の庁内LAN(基幹系)の整備でございますが、町の事務処理の根幹をなします住基、税務、財務システムのパソコン27台、プリンター3台の入れかえを行い、住民サービスの向上、事務の効率化に努めました。

次に、(3)の公式ホームページの運営管理でございますが、平成17年4月から平成18年3月末までに9万3,567件のアクセスがございました。

次に、(4)の電子申請・届出サービス事業でございますが、埼玉県内の市町村と共同でシステムを開発し、運営しておりますが、平成17年度にこれに参加いたしました。

次に、24ページをごらんいただきたいと思います。17番の統計調査でございますが、(1)の工業統計調査83件の製造業の事業所を対象として実施いたしました。

また、25ページの(2)の国勢調査につきましては、5年に1度の調査でございますが、人口は8,355人、平成12年の前回の調査に比べ205人の減少となっております。世帯数につきましては2,702世帯で、前回に比べ69増加しております。

次に、25ページが一番下の20番の各種期成同盟会事業でございますが、沿線市町村でそれぞれ負担し、秩父鉄道整備促進協議会を通しまして、秩父鉄道が実施します安全対策事業に対して支援を行いました。

次に、飛んで54ページをごらんいただきたいと思います。54ページの8の長瀬町開発行為等審査会につきましては、5件の開発行為等の申請があり、それぞれ審査会を開催いたしました。開発行為等の申請の対象は、敷地面積1,000平方メートル以上に係る開発、建築、あるいは造成行為を行う場合となっております。

以上で企画財政課の主要事業の説明とさせていただきます。

○議長(西山津智男君) 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長(新井敏彦君) それでは、総務関係の主要施策につきまして、行政報告書により説明させていただきます。

初めに、行政報告書の18ページをごらんいただきたいと思います。第4、総務部門における主要施策の1の広報、広聴活動の充実でございますが、町民への情報提供とあわせて町政に対する理解を深めていただくため「広報ながとろ」を毎月発行し、全世帯及び関係機関に配布いたしました。

また、平成17年6月より町政に対するご意見等を伺うため、町への提案制度を開始いたしました。郵送、電子メール等で33件の提案等が寄せられ、一部を「広報ながとろ」に掲載し、公表いたしました。

続きまして、2の町民相談業務でございますが、法律相談、行政相談につきましては毎月1回、人権相談につきましては年5回実施いたしました。法律相談につきましては43件、人権相談は4件でございまし

た。

次に、19ページをごらんいただきたいと思います。下段の5の交通安全対策事業でございますが、全国交通安全運動等に協力するとともに、交通安全母の会に協力をいただきまして、マスコット人形を作成、街頭キャンペーンの際や高齢者、新入学児童等に配布し、啓発活動を行いました。また、交通安全指導等につきましては、チャイルドシート、シートベルトの着用指導や交通安全教室の開催、交通指導隊による児童生徒の下校時の交通安全指導並びに防犯パトロール活動を実施いたしました。施設整備といたしましては、赤色回転灯、区画線等の補修を行いました。また、啓発事業として、町民の希望者に交通安全反射たすきを配布いたしました。

次に、20ページをごらんいただきたいと思います。6の地域振興対策事業でございますが、地域の振興を図るため、大木小路区及び根岸石原区が実施いたしましたそれぞれの事業に対しまして、総事業費の2分の1以内で補助をいたしました。

次に、7の職員研修状況でございますが、職員の資質向上と専門的知識の習得を図るため、一覧表でございますように20種類の研修を延べ80名の職員が受講いたしました。

次に、8の人権・同和問題啓発事業でございますが、人権啓発及び同和問題の啓発を図るため、人権啓発標語入りのウエットティッシュを作製、園児、小中学生、教職員、行政区長等に配布し、啓蒙を図りました。

次に、21ページをごらんいただきたいと思います。10の行政改革推進事業でございますが、長瀬町財政健全化対策委員会の答申を受け、効率的な行財政運営と住民サービスの向上を目指して、町民と行政の協働の推進、厳しい環境下でも持続可能な行財政基盤の確立、簡素でわかりやすい組織体制の構築、職員の意識改革と定数等の適正管理を基本といたしまして、点検、見直しを進めることといたしました、行政改革大綱及び実施計画を策定いたしました。

次に、11の情報公開・個人情報保護制度事業でございますが、公正で透明な開かれた町政を推進するため、町が保有する行政情報の提供に努めるとともに、公文書の開示を行いました。平成17年度の情報公開開示請求は3件でございました。また、町民のプライバシーを保護するため、個人情報保護制度の充実に努めました。

次に、22ページをごらんいただきたいと思います。13の例規集データベース化管理事業でございますが、データベース化した町の例規を更新し、情報の提供に努めました。

次に、25ページをごらんいただきたいと思います。19の選挙執行事業でございますが、ごらんいただきますように、平成17年度は長瀬町長選挙、衆議院議員総選挙が行われました。

次に、ちょっと飛びまして、55ページをごらんいただきたいと思います。第11、消防部門における主要施策の1の常備消防事業でございますが、秩父広域市町村圏組合の消防負担金として1億3,374万4,000円を負担いたしました。

次に、2の非常備消防事業でございますが、消防団運営費交付金として70万円を交付したほか、備品整備といたしまして、管鎗、自動中継弁、山林スプレーヤー及び団員の制服等を購入いたしました。

総務課関係の主要施策につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 続きまして、税務課の関係につきましてご説明を申し上げます。

行政報告書の13ページをお開きいただきたいと存じます。第2の歳入に関する事項、1の町税について

ご説明申し上げます。下の表の町税収納状況をごらんいただきたいと存じます。

初めに、現年課税分でございますが、1の個人町民税の調定額は2億4,090万6,000円で、前年対比0.5%の減となっております。平成16年中の景気は、企業部門で好調であったと言われるものの、課税所得となります個人所得の伸びが見られず、前年対比マイナスとなっております。これに対します収入済額は2億3,811万5,000円で、収納率は98.8%でございます。

次に、法人町民税でございますが、調定額は6,352万3,000円で、前年対比7.1%の増となっております。町内の大手企業を中心に、全般的に業績が上向きになったものでございます。これに対します収入済額は6,300万円で、収納率は99.1%でございます。

次に、2の固定資産税でございますが、調定額は4億7,230万2,000円で、前年対比2%の増となっております。固定資産税は、評価替えの第3年度に当たりまして、土地につきましては、引き続き地価が下落傾向にありましたが、負担調整措置、地目変換等によりまして0.4%の増、家屋につきましては、新增築分の増加がありまして3%の増となっております。償却資産につきましては、工場の新設に伴います設備投資等から2.3%の増となりまして、固定資産税全体では2%の増となったものでございます。これに対します収入済額は4億5,554万1,000円で、収納率は96.4%でございます。

次の国有資産等所在市町村交納付金でございますが、調定額は198万1,000円、前年対比5.8%の減となっております。

次に、3の軽自動車税でございますが、調定額は1,514万1,000円で、登録台数の増加により前年対比2.3%の増となっております。これに対します収入済額は1,471万2,000円で、収納率は97.1%でございます。

次の4のたばこ税につきましては、調定額は4,124万8,000円で、前年度比18%の減となっております。

以上の現年課税分の調定額合計は8億3,510万1,000円で、前年対比0.4%の増となっております。これに対します収入済額は8億1,459万7,000円で、収納率は97.5%でございます。

次に、滞納繰り越し分でございますが、町民税、固定資産税及び軽自動車税を合計いたしました調定額は1億5,353万9,000円で、前年対比2.2%の減、これに対します収入済額が1,833万1,000円、収納率は11.9%でございます。

表の一番下の段でございますが、現年課税分と滞納繰り越し分を合計いたしました町税調定額の総額は9億8,864万円となりまして、収入済額は8億3,292万8,000円、収納率は84.2%で、前年度と比べまして0.2ポイントの上昇となっております。

次に、不納欠損額についてご説明申し上げます。税目別で見ますと、滞納繰り越し分の個人町民税が48件で2,411万4,000円、法人町民税が3件で22万7,000円、固定資産税が現年分と合わせまして168件、390万6,000円、軽自動車税が16件、7万8,000円で、合計いたしまして235件、2,832万5,000円について、不納欠損として処分をさせていただいたものでございます。

処分理由につきましては、会社が倒産し、財産調査をいたしましたところ、滞納処分することができる財産がないため、地方税法の規定に基づき滞納処分の停止処分を行い、納入義務の即時消滅をさせたものが54件、処分停止後3年を経過したことにより納入義務が消滅したものが37件、時効により租税債権が消滅したものが144件となっておりますが、このうち処分停止中のものが19件となっております。現年課税分と滞納繰り越し分を合計いたしました調定額9億8,864万円から収入済額8億3,292万8,000円と不納欠損額2,832万5,000円を差し引いた収入未済額1億2,738万7,000円が、平成18年度に繰り越されます町税の滞納額となっております。

次に、歳出関係でございますが、行政報告書の22ページをごらんいただきたいと思います。14の賦課徴収事業、(1)の航空写真撮影業務委託でございますが、固定資産評価替えに備えまして、長瀬町全域の航空写真撮影を行い、固定資産の正確な把握と適正、公平な課税資料の作成を行いました。

(2)、固定資産標準宅地の時点修正事業でございますが、依然として地価の下落傾向が見られますことから、不動産鑑定士による不動産鑑定評価を行い、平成18年度の固定資産評価額に反映をさせました。

(3)の地目不一致解消事業及び未評価家屋解消事業でございますが、未評価家屋と不一致地目の調査を行い、固定資産税の公平で適正な賦課に努めたものでございます。

(4)の口座振替納付の普及促進でございますが、納税者の利便と安全等のため、口座振替納付の普及に努めました。口座振替納付の状況は、表にあるとおりでございます。

以上で税務課の説明を終わらせていただきます。



◎延会について

○議長(西山津智男君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(西山津智男君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長(西山津智男君) 次会の日程をご報告いたします。

あす13日は、午前9時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長(西山津智男君) 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後5時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年12月 5日

議 長 西 山 津 智 男

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 齊 藤 實

署 名 議 員 野 原 武 夫